

# 千葉県博物館資料救済ネットワークの構築に向けて

—博物館収蔵資料を次世代に引き継ぐシステム構築報告書—

平成26年3月

千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会

## 序

博物館は、良好な保存環境のもとで、地域の自然・歴史・文化に関する資料を、安全に未来に伝えるための施設です。従って、予期せぬ災害等により、その機能が失われた時、わたしたち博物館に携わるものは、収蔵資料を救済するための行動を起こさなくてはなりません。しかし、災害の程度によっては、被害が自助の限界を超えていたり、不幸にも職員が被災して機能不全に陥った場合には、十分な救済活動が行えず、収蔵資料の劣化や散逸を招いてしまいます。

千葉県では、平成 16 年 7 月 30 日に、九十九里町いわし博物館において収蔵庫に蓄積した天然ガスが原因の爆発事故が発生し、職員が死傷され、収蔵資料が甚大な被害を受けました。これに際し、県では、教育庁教育振興部文化財課が中心となって、県内の博物館に応援要員を募り、資料の救済にあたりました。

この経験をもとに、千葉県博物館協会では、文化財を災害から守る方策についての検討を進め、平成 21 年度に「千葉県文化財救済ネットワークシステム」（案）の提唱を行いました。しかし、この提案は、救済する資料やネットワークの構成機関が多岐にわたっており、平成 23 年 3 月 11 日に発生し、県内の博物館にも多くの被害をもたらした東日本大震災時には機能しませんでした。この教訓から、救済対象を博物館収蔵資料に限定し、協会加盟館園のネットワークを活用した救済体系の構築を検討しようとの機運が高まってきました。

そこで、千葉県立中央博物館が中心となって、千葉県博物館協会並びに千葉県教育庁教育振興部文化財課と連携して千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会を組織し、平成 24 年度・平成 25 年度の 2 か年で、加盟館園の収蔵資料が被災した際、機能的な救済を行うための体系構築について検討を行ってきました。

検討にあたっては、検討会議の参加者を、毎回、全加盟館園に募るとともに、検討結果の報告や意見照会を全加盟館園に行うなどし、合意形成を丁寧に進めてきました。

そしてこのたび、検討の成果を報告書として刊行する運びとなりました。これまでご指導、ご助言をいただいた関係諸機関に感謝申し上げますとともに、本報告書で提案する博物館資料救済体系が千葉県博物館協会において構築され、災害発生時に実効性を持つシステムとして機能することを祈念いたします。

平成 26 年 3 月

千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会  
委員長 堀 田 弘 文  
(千葉県立中央博物館長)

## 例 言

1 本書は、千葉県立中央博物館が平成 24 年度文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業：ミュージアム活性化支援事業)を、千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会が平成 25 年度文化芸術振興費補助金(地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業)をそれぞれ受け、平成 24・25 年度の 2 カ年継続事業として実施した「博物館収蔵資料を次世代に引き継ぐシステム構築」の報告書である。

2 本事業の実施体制は、以下のとおりである。

### (1) 平成 24 年度

千葉県文化遺産継承実行委員会

担当理事 千葉県立中央博物館長 上野純司

事業管理者 千葉県立中央博物館副館長 平野久朗

事務局 千葉県立中央博物館庶務部企画調整課長 森田利仁

事務局 千葉県立中央博物館庶務部企画調整課主任上席研究員 乃一哲久

### (2) 平成 25 年度

千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会

委員長 千葉県立中央博物館長 堀田弘文

副委員長 千葉県立関宿城博物館長 太田文雄

委員 千葉県立美術館長 中里文男

委員 館山市立博物館長 岡田晃司

委員 DIC 川村記念美術館長 井内秀樹(平成 26 年 1 月 1 日～橋本 豊)

委員 八千代市立郷土博物館長 清藤一順

監事 千葉県教育庁教育振興部文化財課学芸振興室長 萩原恭一

事務局長 千葉県立中央博物館副館長 平野久朗

事務局 千葉県立中央博物館庶務部企画調整課長 高梨俊夫

事務局 千葉県立中央博物館庶務部企画調整課主任上席研究員 乃一哲久

3 本書で使用する「博物館」の用語は、美術館・博物館・科学館・動植物園を含む総称である。

# 目次

## I 本編

1	事業の目的	1
2	事業の実施経過	1
	(1) 平成24年度	1
	(2) 平成25年度	5
3	博物館資料救済体系(案)	6
	(1) 博物館資料救済体系の概要	6
	(2) 県内博物館の地域ブロック化	6
	(3) センター館の設置と役割	8
	(4) 博物館資料救済活動のフロー	8
4	博物館資料救済体系発足に向けて	10
	(1) 意思形成のフロー	10
	(2) 千葉県博物館協会総会での決議	10
	(3) 千葉県博物館協会会則等の改正	10
	(4) 博物館資料救済活動実施要領	10
	(5) 千葉県教育委員会への支援要請	10
5	結語	11

### 別添

1	千葉県博物館協会「博物館資料救済体系構築決議」(案)	13
2	千葉県博物館協会会則、細則、基金管理規程の改正(案)	15
3	博物館資料救済活動実施要領(案)	27

## II 資料編

1	県内博物館基礎データ集	39
2	県内学芸員会議議事録	41
3	岩手県視察報告	61
4	公開シンポジウム実施記録	69
5	実行委員会会議議事録	85

# I 本編



## 1 事業の目的

本事業は、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）において被災した陸前高田市立博物館等の経験を踏まえ、県内博物館の学芸員等職員が、被災博物館資料を迅速・適切に救済する体制を構築するとともに、博物館資料が地域の自然・歴史・文化に関する貴重な資産であることを、広く県民・市民に周知することを目的とするものです。事業実施に当っては、千葉県博物館協会に加盟する美術館・人文歴史系博物館・自然科学系博物館・動植物園等（計 79 館）を中核とする県内博物館全体のネットワークを駆使し、被災博物館の救援に当る体系構築を目指します。

## 2 事業の実施経過

災害時に備えた博物館資料の救済体制を構築するに際し、平成 24 年度は、担当職員間で、災害や有事の互助体制の必要性等について認識の共有化を図りつつ、救済体制の骨子について検討を行いました。その上で、平成 25 年度には、平成 24 年度の検討結果を具現化するための方策について検討し、報告書を取り纏めました。

### （1）平成 24 年度

平成 24 年度には、以下の①～⑤の事業を実施し、⑥の成果を得ました。

#### ① 県内博物館基礎データ集の作成（Ⅱ資料編 1 県内博物館基礎データ集に詳述）

有事の際、資料救済計画を迅速に立案するため、全加盟館園に対して以下の項目により調査を実施し、基礎データ集を作成しました。

- a 収蔵資料の属性
- b 台帳の保存媒体
- c 職員の専門分野と人数
- d 一時保管場所の有無

#### ② 千葉県博物館協会地域振興委員会会議

以下の 2 回を開催し、本事業の進め方について、意見交換を行いました。

- ・第 1 回平成 24 年 8 月 27 日（月）於千葉県立美術館
- ・第 2 回平成 25 年 1 月 23 日（水）於千葉県立中央博物館

#### ③ 千葉県博物館協会加盟館の学芸員会議（Ⅱ資料編 2 県内博物館学芸員会議議事録に詳述）

毎回、千葉県博物館協会の全加盟館園に出席者を募り、以下の 3 回を開催し、博物館資料救済体制の骨子について、意見交換を行いました

- ・第 1 回平成 24 年 10 月 18 日（木）於中央博物館 参加 21 名
- ・第 2 回平成 25 年 1 月 23 日（水）於中央博物館 参加 25 名
- ・第 3 回平成 25 年 2 月 28 日（木）於中央博物館 参加 20 名

#### ④ 東日本大震災被災地視察（Ⅱ資料編 3 岩手県視察報告に詳述）

学芸員会議の出席者に参加希望を募り、東日本大震災で被災した博物館及び資料救済に当たった博物館を視察し、関係者から、当時の経緯、現状と今後の課題等について学びました。

・平成 24 年 11 月 15～16 日 岩手県立博物館・陸前高田市立博物館等（参加 7 名）

⑤ 公開シンポジウムの開催（Ⅱ資料編 4 公開シンポジウム実施記録に詳述）

博物館資料救済の必要性を一般県民及び学芸員等博物館職員に周知するため、東日本大震災で実際に被災した博物館並びにその救済に当たった博物館の関係者を招き、公開シンポジウムを開催しました。

・平成 25 年 2 月 28 日（木）於中央博物館 参加者：89 名

演者：陸前高田市立博物館学芸員、岩手県立博物館学芸員、福島県立博物館学芸員

⑥ 事業の成果（別図千葉県の博物館資料レスキュー体制(案)参照）

県内の博物館関係者の間で、大規模災害時の資料救済に備え、平時と有事について、以下の a～c のイメージを共有することができました。

a 平時の準備体制のイメージ

- ・県内博物館の地域ブロック化（具体化は 25 年度）
- ・資料台帳データの共有化
- ・有事の際の資料取扱についての事前協定
- ・博物館資料を救済する意義の普及啓発

b 有事、一次レスキュー体制のイメージ

- ・県内センター館に資料救済に関する「総合対策本部」設置
- ・被災館を含む地域ブロック内の中核館に「現地対策本部」設置
- ・非被災ブロック内の中核館に「地域連絡本部」設置
- ・総合対策本部は現地対策本部と協力し、被災館の資料救済計画立案
- ・救済計画に基づき、該当する専門分野の職員を有する館に派遣依頼
- ・救済計画に基づき、一時保管場所を有する館に、被災資料受け入れを依頼
- ・派遣職員による救済活動始動

c 有事、二次レスキューの体制イメージ

- ・必要な機材や学芸員を備えた大型館において脱塩・洗浄・乾燥・滅菌等を長期的に実施

# 千葉県の博物館資料レスキュー体制（案）

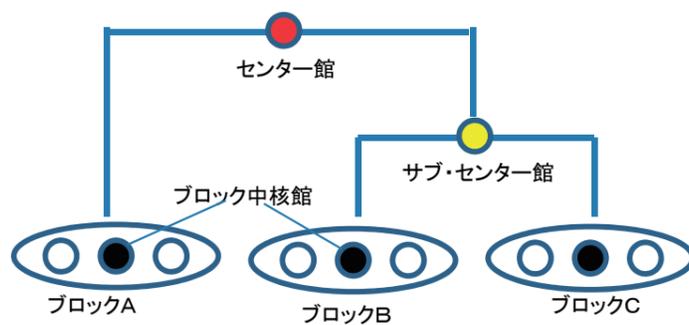
平成25年3月7日  
千葉県立中央博物館

## 平時の体制

### ○ブロック化

- ・県内博物館を地域別にブロック化する。
- 【ブロック化の基準】
- ・各ブロック内に大・中規模館（ブロック中核館）が存在する。
- ・津波浸水域と高台域など、同一被害を受けにくい場所に立地する館が各ブロック内に混在する。
- ・ブロック中核館を統合するセンター館を設置する。

#### 【課題】ブロックの階層と具体化



### ○情報の共有化

- ・同一ブロック内に存在する各館は、それぞれの館の収蔵資料・施設・人員等の詳細状況を共有する。
- ・館情報のバックアップを、サブ・センター館及びセンター館で保管する。
- 【課題】
- ・電子化が進んでいない館の資料情報の取り扱い
- ・保存媒体とバックアップの所在地

### ○協定締結

有事の際のレスキュー体制について、あらかじめ関係機関等で協定を締結する。

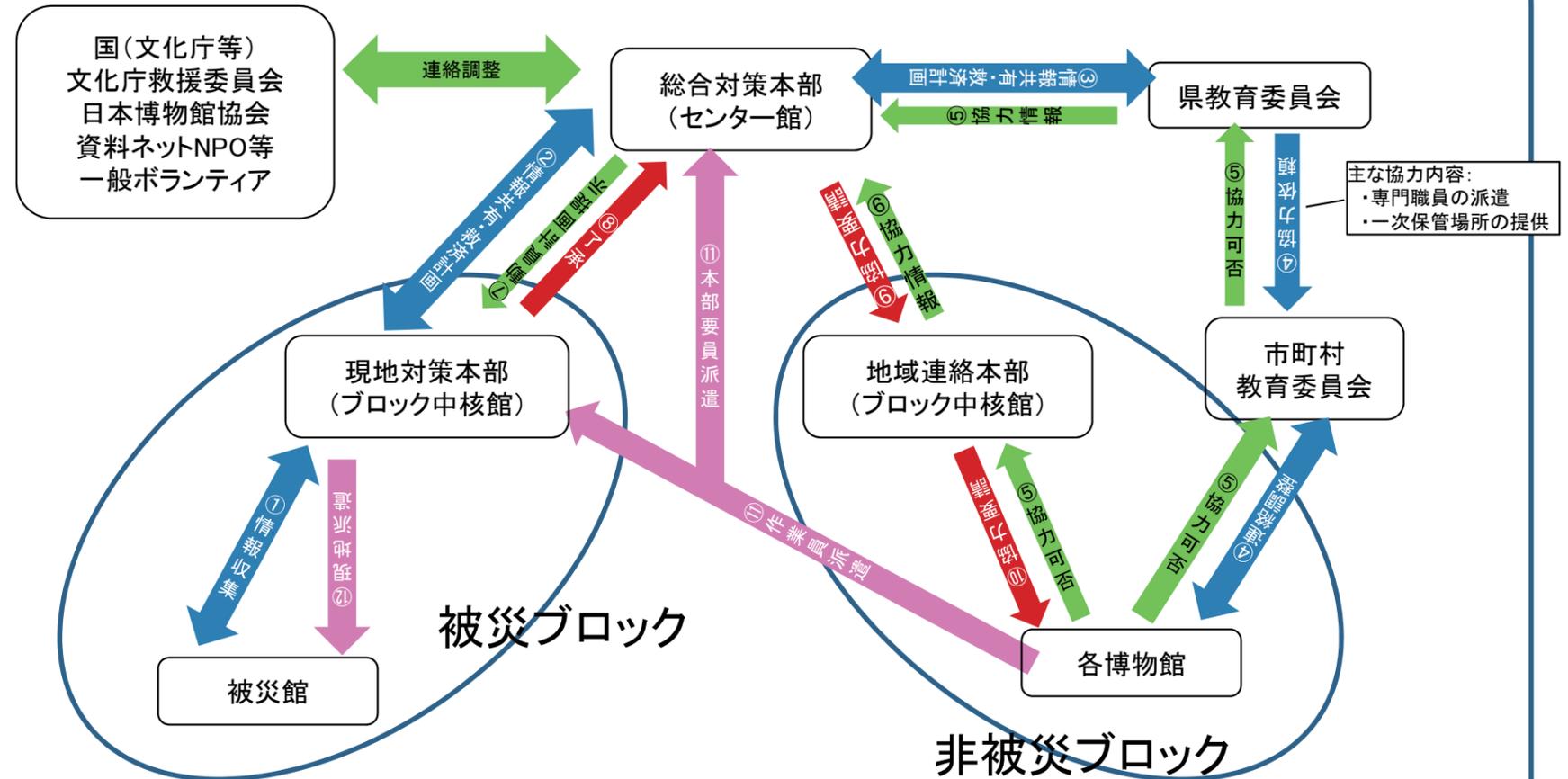
- 【課題】
- ・設置者との協定締結の必要性
- ・県博協非加盟館の扱い

### ○県民理解の促進

博物館資料の重要性とその救済の意義について、普及啓発を行う。

## 有事の体制

### ○1次レスキュー（情報把握・資料選別・応急処置・一次保管場所への搬出）



**1次レスキューにおける課題**

- ・職員を出張扱いで派遣することができるか
- ・企画展等を中止・延期にできるか
- ・派遣職員の出張旅費・資料輸送費等の財源確保
- ・一次保管場所の確保

### ○2次レスキュー（安定化処理）



**2次レスキューにおける課題**

- ・大型の冷凍庫や凍結乾燥機等を備え、長期間作業場所を提供できる館の確保
- ・長期間処理作業を担える日々雇用またはボランティアの確保



## (2) 平成25年度

平成25年度には、以下の①～④の事業を実施し、⑤の成果を得ました。

### ① 実行委員会会議（Ⅱ資料編5 実行委員会会議議事録に詳述）

以下の3回を開催し、事業の進捗状況、検討内容について、確認、助言を行いました。

- ・ 第1回平成25年9月13日（金）於中央博物館
- ・ 第2回平成25年12月13日（金）於中央博物館
- ・ 第3回平成26年2月28日（金）於中央博物館

### ② 千葉県博物館協会地域振興委員会会議

以下の6回開催し、本事業の進め方、千葉県博物館協会役員会との調整について意見交換を行いました。

- ・ 第1回平成25年9月6日（金）於中央博物
- ・ 第2回平成25年10月11日（金）於千葉県立現代産業科学館
- ・ 第3回平成25年11月5～12日（メールでの会議）
- ・ 第4回平成25年12月13日（金）於中央博物館
- ・ 第5回平成26年1月14日～24日（メールでの会議）
- ・ 第6回平成26年2月6日（木）於国立歴史民俗博物館

### ③ 県内博物館学芸員会議（Ⅱ資料編2 県内博物館学芸員会議議事録に詳述）

毎回、千葉県博物館協会の全加盟館園に出席者を募り、以下の4回を開催し、県内博物館のブロック化、有事の際の資料救済フロー、報告書の構成等について意見交換を行いました。

- ・ 第1回平成25年9月27日（金）於中央博物館 参加23名
- ・ 第2回平成25年10月25日（金）於中央博物館 参加23名
- ・ 第3回平成25年11月22日（金）於中央博物館 参加28名
- ・ 第4回平成26年2月21日（金）於中央博物館 参加15名

### ④ 報告書の作成・刊行

300部を作成し、県内の博物館並びに博物館行政関係者等へ配布しました。

### ⑤ 実施の成果

千葉県内の博物館資料の救済体制について、以下のa～cの提案を取り纏めることができました。そして、これらを実現するための、今後のアクションについても確認しました(d)。

- a 千葉県博物館協会加盟館(79館)の地域ブロック化(案)
- b 資料救済の際の統合本部となり得るセンター館、サブセンター館の候補の設定
- c 被災した際の救済活動のフロー(案)
- d 資料救済体制発足に向けての流れ

### 3 博物館資料救済体系（案）

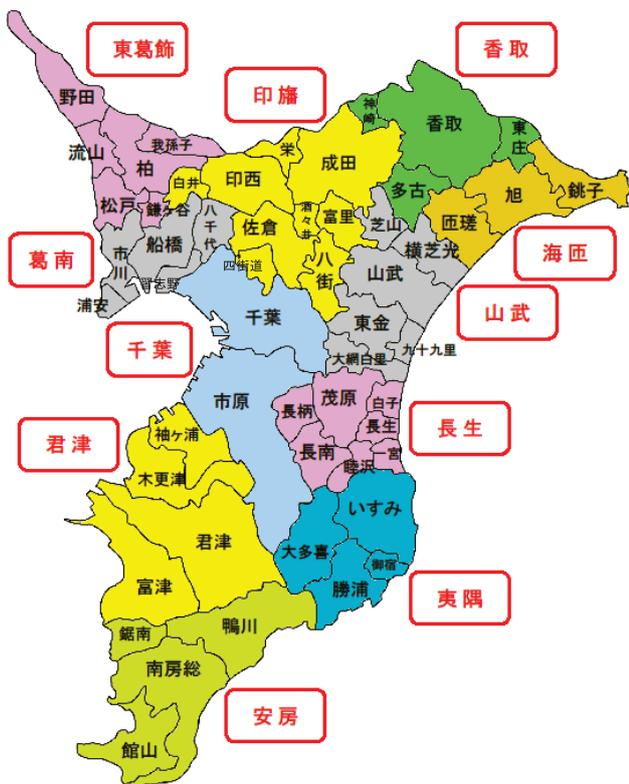
本事業での検討結果を踏まえ、千葉県博物館協会加盟館園の収蔵資料の救済は、下記(1)に記した考え方の下に、(2)、(3)の体制を整え、(4)の流れで行うことを提案します。

#### (1) 博物館資料救済体制の概要

県内における博物館資料の救済活動は、千葉県博物館協会会長(役員会)の決定のもと、協会加盟館のネットワークにより行うものとします。救済活動を効率よく行うために、県内を地域ごとにブロックに分け、中央に全ブロックを統括するセンター館を置きます。

#### (2) 県内博物館の地域ブロック化

県内を下図に記した 11 ブロックに分け、資料救済に関する活動は、全てこのブロックを単位として行います。各ブロックの所属館園は別表のとおりで、それぞれのブロックでは、幹事役となる中核館を、協議によって選出します。中核館は、平事には、有事に備えてブロック内各館の収蔵施設、収蔵資料に関する情報の共有を中心となって図り、災害発生時には、ブロック内の被災情報を把握し、センター館へ伝達します。そして、ブロック内で救済要請があった場合には、センター館との調整役を務めるとともに、ブロック内の他の館と協同して、センター館から派遣される救済組織とともに救済活動にあたります。また、他のブロックの有事に際しては、センター館との調整のもと、救済組織への参加可能館をブロック内に募り、救済活動に協力します。



- 千葉：千葉市、市原市
- 葛南：八千代市、船橋市、市川市、浦安市、習志野市
- 東葛飾：松戸市、鎌ヶ谷市、柏市、我孫子市、流山市、野田市
- 印旛：白井市、印西市、佐倉市、四街道市、八街市、酒々井町、富里市、成田市、栄町
- 香取：香取市、神崎町、多古町、東庄町
- 海匝：銚子市、旭市、匝瑳市
- 山武：東金市、山武市、横芝光町、芝山町、九十九里町、大網白里市
- 長生：茂原市、長柄町、長南町、白子町、長生村、一宮町、睦沢町
- 夷隅：いすみ市、大多喜町、勝浦市、御宿町
- 安房：館山市、南房総市、鴨川市、鋸南町
- 君津：木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

各ブロックと該当市町村

ブロック	所在市町村	館名	規模	ブロック	所在市町村	館名	規模
千葉	千葉市	千葉県立中央博物館	●	香取	香取市	香取神宮宝物館	○
	千葉市	千葉県立美術館	●		香取市	伊能忠敬記念館	△
	千葉市	千葉市美術館	●		香取市	夢紫美術館	△
	千葉市	千葉市科学館	●		香取市	千葉県立中央博物館大利根分館	△
	千葉市	千葉市立加曾利貝塚博物館	○	海匠	銚子市	犬吠埼マリナーパーク	○
	千葉市	千葉市立郷土博物館	○		匝瑳市	松山庭園美術館	△
	千葉市	稲毛民間航空記念館	△		旭市	大原幽学記念館	△
	千葉市	千葉経済大学地域経済博物館	△		旭市	佐藤佐太郎記念福富雷童記念江畑美術館	△
	市原市	市原市水と彫刻の丘	△	山武	芝山町	歴史の里・芝山ミュージアム	○
東葛飾	野田市	千葉県立関宿城博物館	○		芝山町	航空科学博物館	○
	野田市	野田市郷土博物館	△		芝山町	芝山町立芝山古墳・はにわ博物館	△
	野田市	野田市立中央小学校教育史料館	△		山武市	山武市歴史民俗資料館	△
	流山市	流山市立博物館	○		東金市	城西国際大学水田美術館	△
	柏市	廣池千九郎記念館	△	長生	茂原市	茂原市立美術館・郷土資料館	△
	松戸市	松戸市立博物館	○		長南町	長南町郷土資料館	△
	我孫子市	我孫子市鳥の博物館	○		長柄町	房総浮世繪美術館	△
	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市郷土資料館	△		睦沢町	睦沢町立歴史民俗資料館	△
葛南	市川市	千葉県立現代産業科学館	●		睦沢町	風の資料館「航風館」	△
	市川市	市川市立市川考古博物館	○	睦沢町	国際上総殖生美術館	△	
	市川市	市川市立市川歴史博物館	○	夷隅	いすみ市	いすみ市郷土資料館	△
	市川市	市川市立市川自然博物館	○		いすみ市	麻雀博物館	△
	市川市	和洋女子大学文化資料館	△		御宿町	御宿町歴史民俗資料館	△
	市川市	市川市芳澤ガーデンギャラリー	△		勝浦市	千葉県立中央博物館分館海の博物館	○
	浦安市	浦安市郷土博物館	●		勝浦市	かつら民俗資料館	△
	船橋市	ふなばしアンデルセン公園子ども美術館	●	大多喜町	千葉県立中央博物館大多喜城分館	△	
	船橋市	船橋市郷土資料館	○	君津	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市郷土博物館	○
	船橋市	平成美術館	○		木更津市	木更津市郷土博物館 金のすず	○
	船橋市	船橋市飛ノ台史跡公園博物館	○		君津市	鹿野山神野寺宝物拝観所	△
	船橋市	吉澤野球博物館	△		君津市	君津市立久留里城址資料館	△
	八千代市	八千代市立郷土博物館	○		富津市	金谷美術館	○
印旛	白井市	白井市郷土資料館	△	安房	鋸南町	菱川師宣記念館	△
	印西市	印西市立印旛歴史民俗資料館	△		鴨川市	鴨川シーワールド	●
	印西市	METAL ART MUSEUM HIKARINOTANI	△		鴨川市	鴨川市郷土資料館	△
	栄町	千葉県立房総のむら	○		館山市	館山市立博物館	○
	成田市	成田山書道美術館	○		南房総市	海岸美術館	△
	成田市	宗吾霊宝殿・宗吾御一代記館	△		南房総市	白浜海洋美術館	△
	成田市	成田山霊光館	△		南房総市	千葉県酪農のさと	△
	成田市	成田市三里塚御料牧場記念館	△				
	成田市	成田市下総歴史民俗資料館	△				
	成田市	成田羊羹資料館	△				
	富里市	(財)藤崎牧士史料館	△				
	佐倉市	国立歴史民俗博物館	●				
	佐倉市	DIC川村記念美術館	○				
	佐倉市	佐倉市立美術館	○				
	八街市	八街市郷土資料館	△				

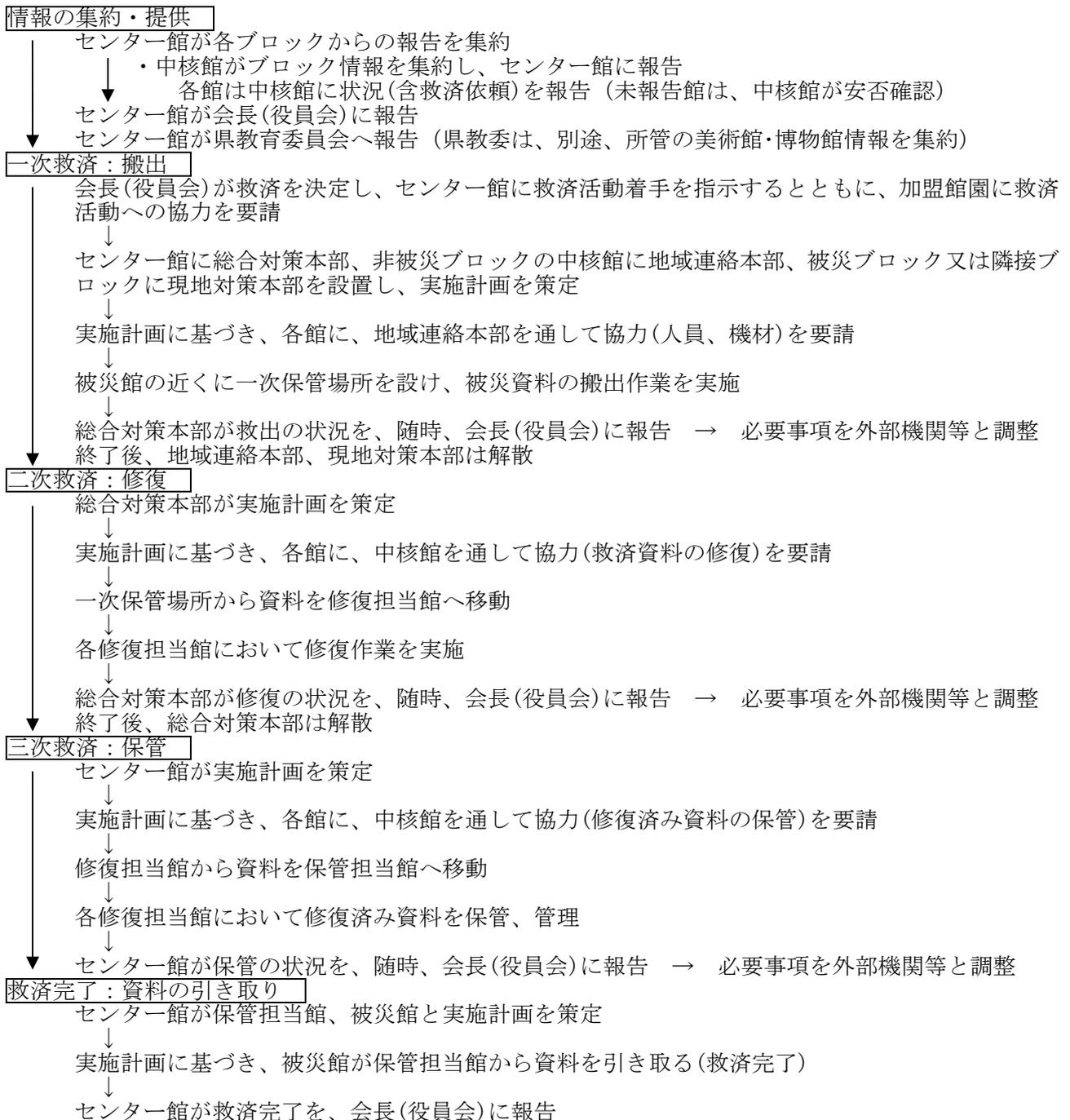
\* 規模：△ 小規模館(職員4人以下) ○ 中規模館(職員5~14人) ● 大規模館(職員15人以上)

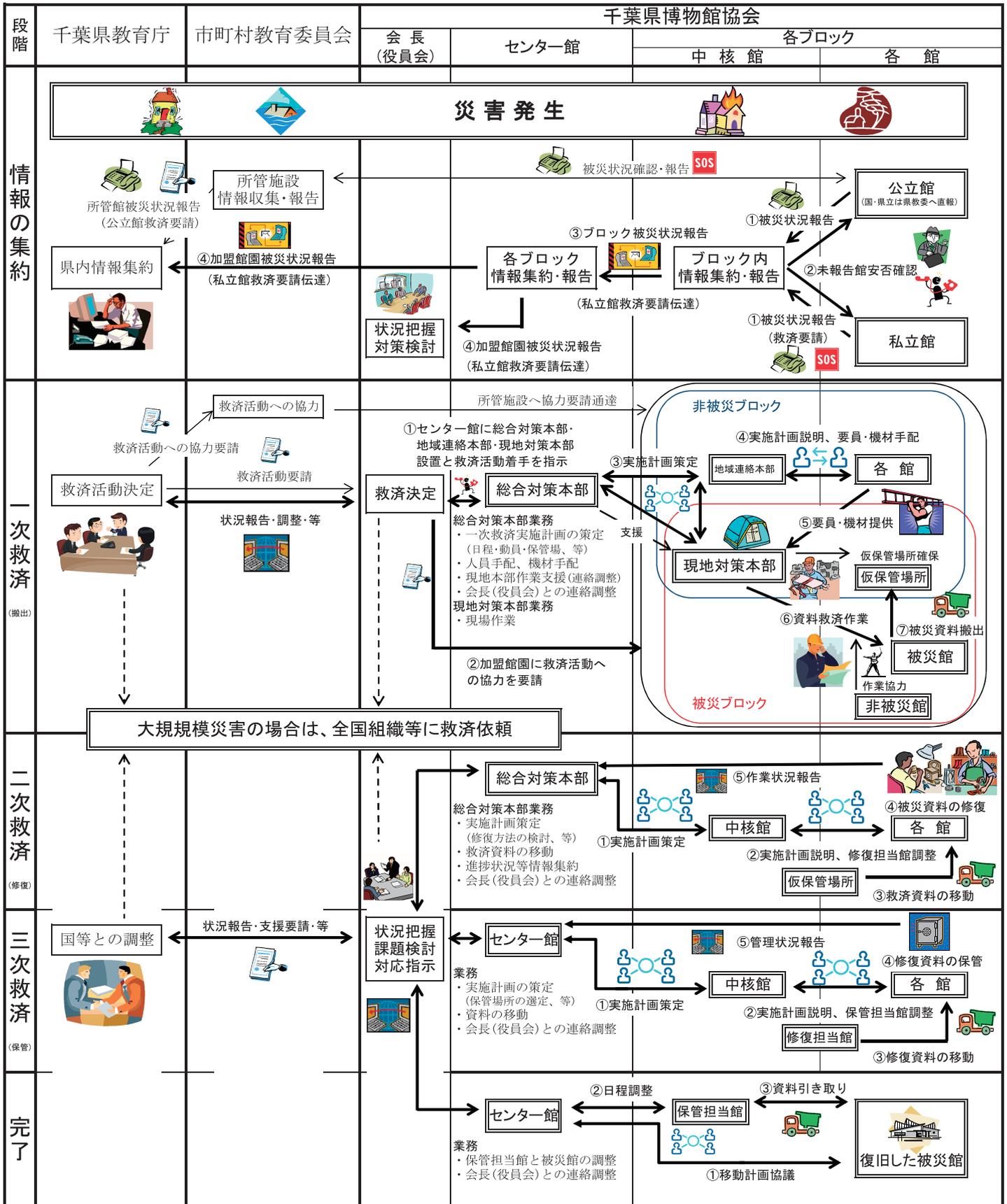
### (3) センター館の設置と役割

千葉県博物館協会会長(役員会)の下で、ブロック間の連絡調整、情報の集約を図り、救済活動を行う組織の運営を担うセンター館を中央に設置します。センター館の役割は、千葉県立中央博物館が務めます。また、千葉県立中央博物館が事故の場合は、千葉県立美術館または、千葉県立現代産業科学館が代わります。

### (4) 博物館資料救済活動のフロー

災害発生時の情報集約に始まり、現場からの資料搬出(一次救済)、回収資料の修復(二次救済)、修復資料の保管(三次救済)、被災館への救済資料返却に至る一連の流れにそって、各館、中核館、センター館、会長(役員会)が担う役割を、以下並びに別図(救済活動のフロー)に記します。





別図 救済活動のフロー

## 4 博物館資料救済体系発足に向けて

3 博物館資料救済体制(案)において提案した博物館資料救済体系を実効性のあるものとするには、千葉県博物館協会加盟各館園の共通理解が必要となります。また、千葉県教育委員会の協力も不可欠です。そのための手続きの流れを(1)に記すとともに、(2)～(4)では、それぞれの段階において必要となる文書について記しました。

### (1) 意思形成のフロー

博物館資料救済体制を発足させるには、千葉県博物館協会の会則に則った意思決定の手続きを踏むため「博物館資料救済体系構築決議(案)」、「千葉県博物館協会会則の改正(案)」、「千葉県博物館協会基金管理規程の改正(案)」を役員会において起草し、総会での議決が必要です。議決後には、博物館資料救済体系の運用に向けて、「千葉県博物館協会細則の改正(案)」、「博物館資料救済活動実施要領(案)」を事務局において起草し、会長決裁後、これらを加盟館園に周知するとともに、円滑な実行に向けて、関係機関との連絡調整を行います。図示すると、以下の流れとなります。

- ①「博物館資料救済体系構築決議(案)」、「千葉県博物館協会会則の改正(案)」、「千葉県博物館協会基金管理規程の改正(案)」を役員会で起草
- ↓
- ②総会で議決
- ↓
- ③「千葉県博物館協会細則の改正(案)」、「博物館資料救済活動実施要領(案)」を事務局で起草
- ↓
- ④会長が決裁
- ↓
- ⑤加盟館園への周知、関係機関との連絡調整

### (2) 千葉県博物館協会総会での議決

博物館資料救済体系の発足について、千葉県博物館協会総会での決議書案を別添1に記します。

### (3) 千葉県博物館協会会則等の改正

資料救済活動を協会事業として行い、加盟館園職員が協会業務として資料救済活動に携わるには、現行の会則、細則を改正する必要があるとあり、また、活動資金が必要となることから、基金管理規程についても改正を行わなくてはなりません。それぞれの改正案を別添2に記します。

### (4) 博物館資料救済活動実施要領

3 博物館資料救済体系(案)において提案した博物館資料救済体制並びに一連の救済活動を実施するに際しての実施要領(案)を別添3に記します。

### (5) 千葉県教育委員会への支援要請

千葉県博物館協会加盟館園の多くは、公立の博物館であり、職員が他市町村の博物館や私立博物館の救済活動に従事するには、館長の同意とともに、それぞれの自治体の首長や教育長の理解も不可欠です。それを得るために、有事に際しては、県内の公立博物館を主管する千葉県教育委員会が千葉県

博物館協会の活動を支援していただけるよう要請します。

## 5 結語

本事業により構築した博物館収蔵資料救済体系が発揮する効果と今後の課題を列記し、結語といたします。

- ・ 県内博物館収蔵資料が被災した場合の一次レスキュー体制を迅速に構築することができる。
- ・ 二次レスキューとしての安定化处理（脱塩・洗浄・乾燥等）と修復作業は、長期にわたって実施しなければならないだけでなく、そのために、県内博物館はそれぞれの専門性を活かした継続的な協力体制を構築しなければならないことについて、県内博物館の意識統一を図ることができる。
- ・ 博物館資料の救済が、地域のアイデンティティを復興するという意味で、インフラ復興とともに、重要な震災復興の要素であるという意識を普及することができる。
- ・ 県・市町村の防災計画の中に博物館資料・文化財の救済活動を具体的に盛り込むことができる。
- ・ 平時においても博物館間の交流が生まれる。
- ・ 今後、救済体系の拡張性を考慮し、県内の他の組織との連携や他県、全国的な組織にこのネットワークを周知する必要がある。
- ・ 平時の訓練をとおして、救済活動をマニュアル化していく必要がある。



千葉県博物館協会「博物館資料救済体系構築決議」（案）

博物館資料は、わが国及び地域の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する情報を記録した貴重な財産です。博物館には、これらを次世代に伝えていく責務があり、そのための努力を払わなければなりません。しかし、災害は予期せぬ状況で発生します。

わたしたち千葉県博物館協会加盟館園は、博物館が被災し、博物館資料に被害が及んだ場合は、相互扶助の精神のもと、それを可及的速やかに救済するため、博物館資料救済体系を構築することを決議します。

平成 年 月 日

千葉県博物館協会



## (1) 千葉県博物館協会会則の改正について

現行	改正案（該当箇所）
<p>(名称) 第1条 本会は千葉県博物館協会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会の事務所は会長の指定する館内に置く。</p> <p>(目的) 第3条 本会は会員相互の連絡を図り、博物館活動の振興と教育並びに学術、文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) 博物館相互の連絡と提携 (2) 職員の資質の向上のための研修 (3) 機関誌発行、研究発表 (4) その他必要な事業</p> <p>(会員及び会費) 第5条 本会の会員は県内にある博物館、またはこれに準ずる施設とする。 2 会員は別表に定める会費を納入するものとする。</p> <p>(加入・退会) 第6条 本会の加入及び退会は会長が役員会にはかり承認する。 2 会費を引き続き2年間未納の場合は退会したものとみなす。</p> <p>(賛助会員及び賛助費) 第7条 本会の目的、事業に賛同し賛助費を納める個人または団体を賛助会員とする。 2 賛助会員は別表に定める賛助費を納めるものとする。 3 賛助費を引き続き2年間未納の場合は退会したものとみなす。</p> <p>(役員) 第8条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長1名 (2) 副会長2名 (3) 理事若干名（うち1名は事務局長とする） (4) 監事2名</p> <p>第9条 会長及び副会長は理事相互で互選する。 2 会長は本会を代表し会務を総理する。 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。</p> <p>(理事及び監事) 第10条 理事及び監事は会員（施設長または副施設長の職名者及びこれに準ずる責任者を充てるものとする。）中より総会において互選する。 2 理事は本会会務を審議し、監事は会計を監査する。</p> <p>第11条 理事及び監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。 2 補欠による任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>(4) <u>博物館資料の救済</u> (5) <u>その他必要な事業</u></p>

<p>(顧問)</p> <p>第12条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会において推薦し、会長が委嘱する。</p> <p>2 顧問は会長の要請に応じて意見を述べるができる。</p> <p>(会議)</p> <p>第13条 会議は総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。</p> <p>(会議の成立)</p> <p>第14条 総会は会員の2分の1以上の出席で成立し、議決は過半数をもって決する。ただし委任状で出席とみなす。</p> <p>2 可否同数の時は議長の決するところによる。</p> <p>3 役員会は第8条の役員の過半数の出席で成立する。</p> <p>(総会)</p> <p>第15条 総会は次の事項を審議し、これを議決する。</p> <p>(1) 事業報告及び決算の承認</p> <p>(2) 事業計画予算の審議</p> <p>(3) 本会会則の改正</p> <p>(4) 本会会員の負担金の審議</p> <p>(5) その他本会議の執行の関する事項</p> <p>(経費)</p> <p>第16条 本会の経費は会費、補助金、その他収入をもって充てる。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第17条 本会の会計年度は毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 本会会則に規定するもののほか、この会則の施行に関し、必要な事項は会長が別に細則で定める。</p> <p>(附則)</p> <p>この会則は昭和60年 7月10日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この会則は平成 3年 6月 5日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この会則は平成 7年 4月 1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この会則は平成11年 4月15日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この会則は平成11年11月25日から施行する。</p> <p>別表 (省略)</p>	<p>(附則)</p> <p>この会則は平成 年 月 日から施行する。</p>
---	---

## 千葉県博物館協会会則（改正案）

（名称）

第1条 本会は千葉県博物館協会と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は会長の指定する館内に置く。

（目的）

第3条 本会は会員相互の連絡を図り、博物館活動の振興と教育並びに学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）博物館相互の連絡と提携
- （2）職員の資質の向上のための研修
- （3）機関誌発行、研究発表
- （4）博物館資料の救済
- （5）その他必要な事業

（会員及び会費）

第5条 本会の会員は県内にある博物館、またはこれに準ずる施設とする。

2 会員は別表に定める会費を納入するものとする。

（加入・退会）

第6条 本会の加入及び退会は会長が役員会にはかり承認する。

2 会費を引き続き2年間未納の場合は退会したものとみなす。

（賛助会員及び賛助費）

第7条 本会の目的、事業に賛同し賛助費を納める個人または団体を賛助会員とする。

2 賛助会員は別表に定める賛助費を納めるものとする。

3 賛助費を引き続き2年間未納の場合は退会したものとみなす。

（役員）

第8条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長1名
- （2）副会長2名
- （3）理事若干名（うち1名は事務局長とする）
- （4）監事2名

第9条 会長及び副会長は理事相互で互選する。

2 会長は本会を代表し会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

（理事及び監事）

第10条 理事及び監事は会員（施設長または副施設長の職名者及びこれに準ずる責任者を充てるものとする。）中より総会において互選する。

2 理事は本会会務を審議し、監事は会計を監査する。

第11条 理事及び監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠による任期は前任者の残任期間とする。

（顧問）

第12条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会において推薦し、会長が委嘱する。

2 顧問は会長の要請に応じて意見を述べることができる。

（会議）

第13条 会議は総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。

(会議の成立)

第14条 総会は会員の2分の1以上の出席で成立し、議決は過半数をもって決する。ただし委任状で出席とみなす。

2 可否同数の時は議長の決するところによる。

3 役員会は第8条の役員の過半数の出席で成立する。

(総会)

第15条 総会は次の事項を審議し、これを議決する。

(1) 事業報告及び決算の承認

(2) 事業計画予算の審議

(3) 本会会則の改正

(4) 本会会員の負担金の審議

(5) その他本会議の執行の関する事項

(経費)

第16条 本会の経費は会費、補助金、その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(委任)

第18条 本会会則に規定するもののほか、この会則の施行に関し、必要な事項は会長が別に細則で定める。

(附則)

この会則は昭和60年 7月10日から施行する。

(附則)

この会則は平成 3年 6月 5日から施行する。

(附則)

この会則は平成 7年 4月 1日から施行する。

(附則)

この会則は平成11年 4月15日から施行する。

(附則)

この会則は平成11年11月25日から施行する。

(附則)

この会則は平成 年 月 日から施行する。

別表

千葉県博物館協会会費 (年間)	
職員数	金額
15人以上	15,000円
14~6人	10,000円
5人以下	5,000円

千葉県博物館協会賛助費 (年間)	
個人	団体
1口=5,000円	2口以上とする (1口=5,000円)

※ここで定める職員とは、週3日以上勤務する者をさし、パート、アルバイト、嘱託の形態であっても、1年以上の長期勤務または予定のあるものを含む。また、法人の役員は職員に含まれないが、参与、委員での肩書で法人の仕事に従事する者は職員とみなす。

(2) 千葉県博物館協会細則の改正について

現行	改正案 (該当箇所)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は千葉県博物館協会会則(以下「会則」という。)第18条に基づき本会運営に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会務)</p> <p>第2条 本会の会務を運営するため委員会と事務局を置く。</p> <p>(1) 広報委員会 会報(ちばの博物館)の発行及びホームページの運営等協会のPRに関すること。</p> <p>(2) 調査研究委員会 研究紀要(MUSEUMちば)の発行等に関すること。</p> <p>(3) 研修委員会 館園職員の資質向上を図るための研修の実施に関すること。</p> <p>(4) <u>地域振興委員会 博物館の日にちなむ週間行事の実施等に関すること。</u></p> <p>(5) 事務局 本会運営一般に関すること。その他委員会に属さないもの。</p> <p>2 理事は互選により委員会と事務局の運営を分担する。</p> <p>3 理事は分担する会務の円滑適正な運営を図ること。</p> <p>(委員長・委員)</p> <p>第3条 委員会に委員長、委員を置く。委員長は委員会の円滑適正な運営を図ること。</p> <p>2 委員は各館園の職員から16名以内をもって会長が担当理事の推挙に基づいて選任し、委員の相互により委員長を選出する。</p> <p>(事務局長・次長・局員)</p> <p>第4条 事務局に事務局長を置く。事務局長は理事の互選により選出し、事務局の円滑適正な運営を図ること。</p> <p>2 事務局長館園内に事務局を設け、事務局次長、局員を事務局長館園職員をもって充て、会長が事務局長の推挙に基づいて選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 委員長、委員の任期は2年とする。ただし、委員会運営の円滑化を図るため再任することができる。</p> <p>2 委員の改選にあつては前年度委員の若干名を再任するものとする。</p> <p>3 事務局次長、局員の任期は事務局長と同任期とする。</p> <p>(委任状)</p> <p>第6条 委任状提出者は事務局に提出し、原則として委任者を会長とする。</p> <p>(議長)</p> <p>第7条 会則第13条の議長は会長とする。</p> <p>(役員会)</p> <p>第8条 役員会は必要に応じて会長が召集する。</p> <p>2 役員会の召集は、役員会開催の日時及び場所並びに役員会に付議する案件を千葉県博物館協会文書取扱要領(以下「取扱要領」という。)別記第1号様式により、あらかじめ役員に通知して行う。</p> <p>3 役員会に関する庶務は、事務局が処理する。</p>	<p>(4) <u>地域振興委員会 博物館の日にちなむ週間行事の実施、博物館資料救済活動に備えた平時における活動の企画・実施等に関すること。</u></p>

(委員会)

第9条 委員会は必要に応じて担当理事が会長名で召集し、委員長が委員会の議長となる。

2 委員会の召集は、委員会開催の日時及び場所並びに委員会に付議する案件を取扱要領別記2号及び第3号様式により、あらかじめ委員及びその所属長に通知して行う。

3 委員会担当理事は、委員会に関することを会長及び事務局に報告する。

4 委員会に関する庶務は、委員長及び事務局が処理する。

(会議録)

第10条 会議録は、会則第13条の議長及び委員長がこれを作成させる。

2 会議録は、会則第13条の会議及び細則第9条の委員会終了後すみやかに作成しなければならない。

3 会議録は、会則第13条の会議及び細則第9条の委員会終了後写しを事務局に提出する。

(委員会における事務引継)

第11条 第5条の定めにより委員長が交代したときは、前任者が後任者に委員会務及び簿冊を引き継ぐ。

2 委員長は、委員会の簿冊を保存する。

(事務局における事務引継)

第12条 第5条の定めにより事務局長が交代したときは、前任者が後任者に会務及び簿冊を引き継ぐ。

2 事務局長は、事務局の簿冊を保存する。

(委任)

第13条 本細則に規定するもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

千葉県博物館協会細則（改正案）

平成 年 月 日改正

（目的）

第1条 この細則は千葉県博物館協会会則（以下「会則」という。）第18条に基づき本会運営に必要な事項を定めるものとする。

（会務）

第2条 本会の会務を運営するため委員会と事務局を置く。

（1）広報委員会 会報（ちばの博物館）の発行及びホームページの運営等協会のPRに関すること。

（2）調査研究委員会 研究紀要（MUSEUMちば）の発行等に関すること。

（3）研修委員会 館園職員の資質向上を図るための研修の実施に関すること。

（4）地域振興委員会 博物館の日にちなむ週間行事の実施、博物館資料救済活動に備えた平時における活動の企画・実施等に関すること。

（5）事務局 本会運営一般に関すること。その他委員会に属さないもの。

2 理事は互選により委員会と事務局の運営を分担する。

3 理事は分担する会務の円滑適正な運営を図ること。

（委員長・委員）

第3条 委員会に委員長、委員を置く。委員長は委員会の円滑適正な運営を図ること。

2 委員は各館園の職員から16名以内をもって会長が担当理事の推挙に基づいて選任し、委員の相互により委員長を選出する。

（事務局長・次長・局員）

第4条 事務局に事務局長を置く。事務局長は理事の互選により選出し、事務局の円滑適正な運営を図ること。

2 事務局長館園内に事務局を設け、事務局次長、局員を事務局長館園職員をもって充て、会長が事務局長の推挙に基づいて選任する。

（任期）

第5条 委員長、委員の任期は2年とする。ただし、委員会運営の円滑化を図るため再任することができる。

2 委員の改選にあつては前年度委員の若干名を再任するものとする。

3 事務局次長、局員の任期は事務局長と同任期とする。

（委任状）

第6条 委任状提出者は事務局に提出し、原則として委任者を会長とする。

（議長）

第7条 会則第13条の議長は会長とする。

（役員会）

第8条 役員会は必要に応じて会長が召集する。

2 役員会の召集は、役員会開催の日時及び場所並びに役員会に付議する案件を千葉県博物館協会文書取扱要領（以下「取扱要領」という。）別記第1号様式により、あらかじめ役員に通知して行う。

3 役員会に関する庶務は、事務局が処理する。

（委員会）

第9条 委員会が必要に応じて担当理事が会長名で召集し、委員長が委員会の議長となる。

2 委員会の召集は、委員会開催の日時及び場所並びに委員会に付議する案件を取扱要領別記2号及び第3号様式により、あらかじめ委員及びその所属長に通知して行う。

3 委員会担当理事は、委員会に関することを会長及び事務局に報告する。

4 委員会に関する庶務は、委員長及び事務局が処理する。

（会議録）

第10条 会議録は、会則第13条の議長及び委員長がこれを作成させる。

2 会議録は、会則第13条の会議及び細則第9条の委員会終了後すみやかに作成しなければならない。

3 会議録は、会則第13条の会議及び細則第9条の委員会終了後写しを事務局に提出する。

（委員会における事務引継）

第11条 第5条の定めにより委員長が交代したときは、前任者が後任者に委員会務及び簿冊を引き継ぐ。

2 委員長は、委員会の簿冊を保存する。

（事務局における事務引継）

第12条 第5条の定めにより事務局長が交代したときは、前任者が後任者に会務及び簿冊を引き継ぐ。

2 事務局長は、事務局の簿冊を保存する。

（委任）

第13条 本細則に規定するもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

### (3) 千葉県博物館協会基金管理規程の改正について

現行	改正案（該当箇所）
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、千葉県博物館協会の使命・目標を達成するため、財政的支援の受け皿となり、博物館環境の整備をするために設置された千葉県博物館協会基金（以下「基金」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(事 業)</p> <p>第2条 基金は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 記念事業の実施</li> <li>二 地域振興の支援</li> <li>三 学芸員の資質向上の支援</li> <li>四 その他特に必要と認められる事業</li> </ul> <p>(管理運営)</p> <p>第3条 基金の管理運営に関し必要な事項を協議するため、千葉県博物館協会基金管理運営委員会（以下「基金運営委員会」という。）を置く。</p> <p>2 基金運営委員は、次の事項を協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 基金の事業計画に関すること。</li> <li>二 基金の予算及び決算に関すること。</li> <li>三 寄付金等の受入に関する審査及び決定に関すること。</li> <li>四 寄付金等への謝意の表明に関すること。</li> <li>五 その他基金の管理運営に関すること。</li> </ul> <p>3 基金運営委員会は、会長の他、千葉県博物館協会役員の中から5名以内で会長が指名する。</p> <p>4 基金運営委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。</p> <p>5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>(積 立)</p> <p>第4条 基金として積み立てる金額は、毎年度の一般会計収支予算で定めるところによる。</p> <p>(管 理)</p> <p>第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第6条 基金の運用から生ずる益金は、一般会計収支予算に計上し、この基金に編入するものとする。</p> <p>(処 分)</p> <p>第7条 基金は、第2条に規定する事業に要する財源に充て</p>	<p><u>四</u> 博物館資料救済活動</p> <p><u>五</u> その他特に必要と認められる事業</p>

る場合に限り、一般会計収支予算に計上して処分することができる。

(事務)

第8条 基金に関する事務は、千葉県博物館協会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるものを除くほか、基金の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成21年5月21日から適用する。

附則

この規程は、平成 年 月 日から適用する。

## 千葉県博物館協会基金管理規程（改正案）

### （目 的）

第1条 この規程は、千葉県博物館協会の使命・目標を達成するため、財政的支援の受け皿となり、博物館環境の整備をするために設置された千葉県博物館協会基金（以下「基金」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

### （事 業）

第2条 基金は、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 記念事業の実施
- 二 地域振興の支援
- 三 学芸員の資質向上の支援
- 四 博物館資料救済活動
- 五 その他特に必要と認められる事業

### （管理運営）

第3条 基金の管理運営に関し必要な事項を協議するため、千葉県博物館協会基金管理運営委員会（以下「基金運営委員会」という。）を置く。

2 基金運営委員は、次の事項を協議する。

- 一 基金の事業計画に関する事。
- 二 基金の予算及び決算に関する事。
- 三 寄付金等の受入に関する審査及び決定に関する事。
- 四 寄付金等への謝意の表明に関する事。
- 五 その他基金の管理運営に関する事。

3 基金運営委員会は、会長の他、千葉県博物館協会役員の中から5名以内で会長が指名する。

4 基金運営委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。

5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

### （積 立）

第4条 基金として積み立てる金額は、毎年度の一般会計収支予算で定めるところによる。

### （管 理）

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### （運用益金の処理）

第7条 基金の運用から生ずる益金は、一般会計収支予算に計上し、この基金に編入するものとする。

### （処 分）

第7条 基金は、第2条に規定する事業に要する財源に充てる場合に限り、一般会計収支予算に計上して処分することができる。

### （事 務）

第8条 基金に関する事務は、千葉県博物館協会事務局において処理する。

### （委 任）

第9条 この規程に定めるものを除くほか、基金の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成21年5月21日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成 年 月 日から適用する。



## 博物館資料救済活動実施要領（案）

平成 年 月 日制定

## 1 目的

本活動は、災害時に博物館資料が被災した場合に、博物館が相互に連携して組織的に救済し、博物館資料を確実に次世代に引き継ぐことを目的とする。

## 2 対象

千葉県博物館協会に加盟する館園の博物館資料を対象とする。

## 3 体制

博物館資料の救済活動は、千葉県博物館協会加盟館園のネットワークにより行うものとする。救済活動を効率よく行うため、あらかじめ県内を地域ごとにブロック化してブロック内に中核館を置くとともに各ブロックを統括するセンター館を置く。

## (1) 地域ブロック化と中核館

地域ブロックについては、別表 1 のとおりとし、中核館はブロック内加盟館園の互選による。

中核館は、ブロック内加盟館園の情報の集約と発信及び救済活動においては、地域連絡本部又は現地対策本部となる。

## (2) センター館

千葉県立中央博物館とする。ただし、千葉県立中央博物館に事故があった場合は千葉県立現代産業科学館、千葉県立美術館の順でこれに代わる。3館とも事故のあった場合は、会長が指名する。

センター館は、加盟館園情報の集約と発信及び救済活動においては、総合対策本部となる。

## 4 救済活動のフロー

災害発生時の博物館資料救済活動のフローは次のとおりとし、別表 2 で図示する。

## (1) 被災状況の報告及び救済活動の要請

加盟館園は、次の各号に該当する場合、様式 1 により電子メール又は FAX その他の方法で、被災状況を中核館に報告するとともに必要な場合は救済活動の要請をするものとする。中核館はブロック内の情報をとりまとめ、センター館へ様式 2 を添付して伝達するものとする。センター館は千葉県博物館協会会長（以下、会長という。）に報告するとともに千葉県教育委員会に情報を提供するものとする。

## ① 博物館資料に救済を要する被害があった場合

②所在地に震度5以上の地震があった場合

なお、②の場合は、発生後2時間以内（閉館時にあつては翌朝午前9時まで）に第一報を報告するものとし、詳細は追って続報とする。また、第一報が未報告の場合は、中核館は確認するとともにセンター館に連絡する。

(2) 救済活動開始の決定

救済活動の開始は、会長が決定するものとする。会長に事故あるときは、副会長又は役員が決定するものとする。

(3) 一次救済（被災資料の搬出）

①総合対策本部の設置

センター館に総合対策本部を設置し、次の業務を行う。総合対策本部の構成員は会長が指名する。

- i 加盟館園への救済活動着手の連絡
- ii 実施計画の策定と通知
- iii 要員及び機材の手配
- iv 現地対策本部の支援
- v 会長、地域連絡本部、現地対策本部との連絡調整
- vi 千葉県教育委員会等関係機関との連絡調整

②地域連絡本部の設置

非被災ブロックの全中核館が地域連絡本部となって、次の業務を行う。地域連絡本部の構成員は当該中核館の館長が指名する。

- i 実施計画の加盟館園への説明
- ii 要員、機材の手配と現地対策本部への提供
- iii 総合対策本部、現地対策本部との連絡調整

③現地対策本部の設置

被災ブロックもしくはその隣接ブロックの中核館を現地対策本部とし、次の業務を行う。現地対策本部の構成員は当該中核館の館長と会長が協議して指名する。

- i 仮保管場所の確保
- ii 要員、機材の受入
- iii 現場作業の指揮
- iv 総合対策本部、地域連絡本部との連絡調整

④地域連絡本部、現地対策本部の解散

被災資料の搬出が終了したときは、地域連絡本部、現地対策本部を解散する。

(4) 二次救済（修復）

①総合対策本部の業務

- i 実施計画の策定と通知
- ii 修復作業の進捗状況等の情報集約
- iii 会長、中核館との連絡調整
- iv 千葉県教育委員会等関係機関との連絡調整
- ② 中核館の業務
  - i 実施計画の加盟館への説明
  - ii 修復担当館の調整
  - iii 総合対策本部、修復担当館との連絡調整
- ③ 修復担当館の業務
  - i 仮保管場所から救済資料の運搬、受入
  - ii 被災資料の修復
  - iii 総合対策本部、中核館との連絡調整
- ④ 総合対策本部の解散
  - 被災資料の修復が終了したときは、総合対策本部を解散する。

(5) 三次救済（保管）

- ① センター館の業務
  - i 実施計画の策定と通知
  - ii 保管状況の情報集約
  - iii 被災館の復旧状況の把握
  - iv 会長、中核館との連絡調整
  - v 千葉県教育委員会等関係機関との連絡調整
- ② 中核館の業務
  - i 実施計画の加盟館への説明
  - ii 保管担当館の調整
  - iii センター館、修復担当館との連絡調整
- ③ 保管担当館の業務
  - i 修復担当館から救済資料の運搬、受入
  - ii 修復資料の保管
  - iii センター館、中核館との連絡調整

(6) 救済の完了（復旧した被災館への資料の移動）

- ① センター館の業務
  - i 保管担当館と被災館の資料移動計画の調整
  - ii 会長との連絡調整
  - iii 加盟館、千葉県教育委員会への救済活動完了の報告
- ② 保管担当館の業務
  - i 被災館と資料移動計画の調整
  - ii センター館との連絡調整
- ③ 復旧した被災館の業務

- i センター館、保管担当館へ資料受入の連絡
- ii 保管担当館から資料の運搬、引取り
- iii センター館への資料受入完了の報告

## 5 平時の活動

被災時に備え、次の活動を行うものとする。

- (1) 連絡網の作成とその年次更新
- (2) 博物館基礎データ集の作成とその年次更新
- (3) ブロック会議
- (4) 情報伝達訓練
- (5) 博物館資料の防災についての研究
- (6) その他本活動に資する事業

## 6 経費

本活動に要する経費は、千葉県博物館協会の一般会計を充てる。

## 7 事務局及び担当委員会

本救済活動に関する事務は、センター館が担う。また、平時の活動に関する事業は担当委員会が企画し、実施するものとする。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、この活動の実施につき必要な事項については、会長が別に定めるところによるものとする。

## 9 附則

この要領は、制定の日から施行する。

別表1 地域ブロック表

別表2 救済活動フロー図

様式1 災害等発生時の被災状況報告票

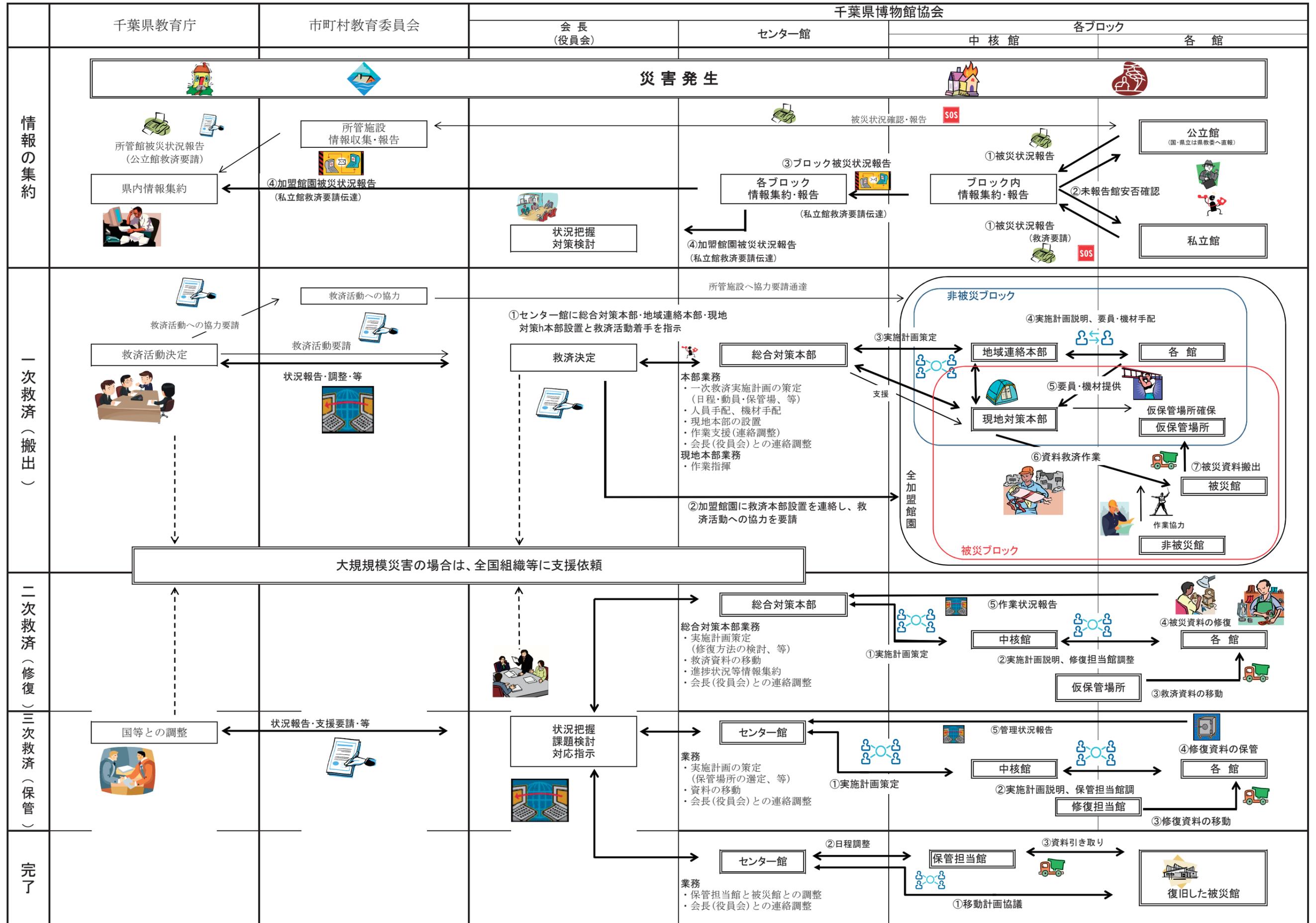
様式2 ブロック内被災状況とりまとめ票

ブロック	所在市町村	館名	規模	ブロック	所在市町村	館名	規模
千葉	千葉市	千葉県立中央博物館	●	香取	香取市	香取神宮宝物館	○
	千葉市	千葉県立美術館	●		香取市	伊能忠敬記念館	△
	千葉市	千葉市美術館	●		香取市	夢紫美術館	△
	千葉市	千葉市科学館	●		香取市	千葉県立中央博物館大利根分館	△
	千葉市	千葉市立加曾利貝塚博物館	○	海匠	銚子市	犬吠埼マリナーパーク	○
	千葉市	千葉市立郷土博物館	○		匝瑳市	松山庭園美術館	△
	千葉市	稲毛民間航空記念館	△		旭市	大原幽学記念館	△
	千葉市	千葉経済大学地域経済博物館	△		旭市	佐藤佐太郎記念福富雷童記念江畑美術館	△
	市原市	市原市水と彫刻の丘	△	山武	芝山町	歴史の里・芝山ミュージアム	○
東葛飾	野田市	千葉県立関宿城博物館	○		芝山町	航空科学博物館	○
	野田市	野田市郷土博物館	△		芝山町	芝山町立芝山古墳・はにわ博物館	△
	野田市	野田市立中央小学校教育史料館	△		山武市	山武市歴史民俗資料館	△
	流山市	流山市立博物館	○		東金市	城西国際大学水田美術館	△
	柏市	廣池千九郎記念館	△	長生	茂原市	茂原市立美術館・郷土資料館	△
	松戸市	松戸市立博物館	○		長南町	長南町郷土資料館	△
	我孫子市	我孫子市鳥の博物館	○		長柄町	房総浮世繪美術館	△
	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市郷土資料館	△		睦沢町	睦沢町立歴史民俗資料館	△
市川市	千葉県立現代産業科学館	●	睦沢町		風の資料館「航風館」	△	
葛南	市川市	市川市立市川考古博物館	○	睦沢町	国際上総埴生美術館	△	
	市川市	市川市立市川歴史博物館	○	夷隅	いすみ市	いすみ市郷土資料館	△
	市川市	市川市立市川自然博物館	○		いすみ市	麻雀博物館	△
	市川市	和洋女子大学文化資料館	△		御宿町	御宿町歴史民俗資料館	△
	市川市	市川市芳澤ガーデンギャラリー	△		勝浦市	千葉県立中央博物館分館海の博物館	○
	浦安市	浦安市郷土博物館	●		勝浦市	かつら民俗資料館	△
	船橋市	ふなばしアンデルセン公園子ども美術館	●	大多喜町	千葉県立中央博物館大多喜城分館	△	
	船橋市	船橋市郷土資料館	○	君津	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市郷土博物館	○
	船橋市	平成美術館	○		木更津市	木更津市郷土博物館 金のすず	○
	船橋市	船橋市飛ノ台史跡公園博物館	○		君津市	鹿野山神野寺宝物拝観所	△
	船橋市	吉澤野球博物館	△		君津市	君津市立久留里城址資料館	△
	八千代市	八千代市立郷土博物館	○		富津市	金谷美術館	○
	印旛	白井市	白井市郷土資料館	△	安房	鋸南町	菱川師宣記念館
印西市		印西市立印旛歴史民俗資料館	△	鴨川市		鴨川シーワールド	●
印西市		METAL ART MUSEUM HIKARINOTANI	△	鴨川市		鴨川市郷土資料館	△
栄町		千葉県立房総のむら	○	館山市		館山市立博物館	○
成田市		成田山書道美術館	○	南房総市		海岸美術館	△
成田市		宗吾霊宝殿・宗吾御一代記館	△	南房総市		白浜海洋美術館	△
成田市		成田山霊光館	△	南房総市		千葉県酪農のさと	△
成田市		成田市三里塚御料牧場記念館	△				
成田市		成田市下総歴史民俗資料館	△				
成田市		成田羊羹資料館	△				
富里市		(財)藤崎牧士史料館	△				
佐倉市		国立歴史民俗博物館	●				
佐倉市		DIC川村記念美術館	○				
佐倉市		佐倉市立美術館	○				
八街市		八街市郷土資料館	△				

\* 規模: △ 小規模館(職員4人以下) ○ 中規模館(職員5~14人) ● 大規模館(職員15人以上)



別表2 救済活動フロー





〇〇ブロック中核館 △△△宛 (Fax:XXXX-XX-XXXX)

## □□□館被災状況報告

救援要請	無し	資料救済の応援は不要です。
	有り	資料救済についての応援を要請します。

資料被災状況	調査中	焼損	水損	損壊	その他( )	無被害
原因災害	地震	津波	風水害	火災	その他( )	
災害発生日時	月 日 時 分頃					

その他参考事項	
---------	--

連絡	報告	第一報	・	続報 ( 回目)	
	日時	月	日	時 分	
	担当(職)				
	館園				
	連絡先	TEL:			
		FAX:			
E-mail:					

\* 網掛け部分は、事前入力



千葉県立中央博物館企画調整課 宛(Fax:043-266-2481)

## 〇〇ブロック被災状況とりまとめ票

災害種	広域	地震 津波 風水害 その他 ( )			
	単館	館名と状況 ( )			
	発生	月	日	時	分

救援要請	音信不通	館名(所在地)	資料の被災状況
		T: (F:)	調査中 焼損 水損 損壊 その他 ( ) 無被害
		T: (F:)	調査中 焼損 水損 損壊 その他 ( ) 無被害
		T: (F:)	調査中 焼損 水損 損壊 その他 ( ) 無被害
		T: (F:)	調査中 焼損 水損 損壊 その他 ( ) 無被害
		T: (F:)	調査中 焼損 水損 損壊 その他 ( ) 無被害
		T: (F:)	調査中 焼損 水損 損壊 その他 ( ) 無被害

その他参考事項	
---------	--

連絡	報告	第一報 ・ 続報 ( 回目)	
	日時	月 日 時 分	
	担当(職)	( )	
	館園		
	連絡先	TEL:	
		FAX:	
E-mail:			

\* 網掛け部分は、事前入力



# II 資料編







## 2 県内学芸員会議議事録

### (1) 平成24年度第1回

【日時】 平成24年10月18日(木) 13時30分～16時

【場所】 千葉県立中央博物館物館 本館会議室

【次第】 1 あいさつ

2 出席者紹介

3 趣旨説明

4 事例紹介 東日本大震災での博物館資料救済例

5 意見交換 (テーマ: 県内の博物館が大きな被害を受けた場合の資料救済について)

【出席】 千葉県立美術館(渡邊)、千葉市立郷土博物館(芦田)、市立市川自然博物館(須藤)、市立市川考古博物館(山路)、館山市立博物館(山村)、野田市立郷土博物館(佐藤)、国立歴史民俗博物館(新)、大原幽学記念館(猪野)、八千代市立郷土博物館(宮下)、印西市立印旛歴史民俗資料館(能勢)、鴨川シーワールド(岡田)、鎌ヶ谷市郷土資料科(立野)、千葉県立房総のむら(立和名)、睦沢町立歴史民俗資料館(久野)、房総浮世絵美術館(津島)、長南町郷土資料館(風間)、菱川師宣記念館(養生)、千葉県立中央博物館(上野・森田・斉藤・加藤・乃一)、千葉県教育庁教育振興部文化財課(植野)

### 【事例紹介】

1. 下記のとおり事例紹介を行った。

① 岩手県陸前高田市現地での被災資料(化石等)の救済例

千葉県立中央博物館物館 主任上席研究員 加藤 久佳

概要:

- ・H23年6月、岩手県立博物館から地学系学芸員ネットワーク(メーリングリスト)に、被災した地学資料救済の呼びかけがあった。
- ・岩石・化石資料は重く、輸送することが困難であるため、現地で救済活動を行うべく、岩手県立博物館が活動日程などを調整し、8月初旬、全国の博物館の地学系学芸員、大学の研究者、一般ボランティアの方々により現地にて最初の救済活動を行った。(旧陸前高田市立博物館施設内の人命捜索という目的のため、自衛隊も協力してくれた。)
- ・資料自体は破損を免れたものが多かったが、台帳の喪失や、資料に添付されていた紙ラベルの腐食などにより、産地等の情報が失われてしまった資料が多かった。
- ・その後8月下旬、10月初旬にも現地で救済活動を行った。
- ・現在、資料は生田小学校(現陸前高田市立博物館)に保管されている。

② 送付された被災資料(昆虫・植物標本)の当館での救済例 一別添1のとおり

千葉県立中央博物館物館 資料管理研究科長 斎藤 明子

2. 事例紹介についての主な質疑応答

[房総のむら] 修復の方法はどのように習得したのか?

[中央博物館物館] 被災した資料が送られてくるとき、岩手県立博物館よりある程度のアドバイスはあったが、資料の被災状態がまちまちであったので、そのアドバイスどおりではうまくいかない場合があった。そのため、修復しながら試行錯誤により方法を確立していったというのが現実である。

[館山市立博物館] 今回の修復に協力してくれたボランティアの方は、普段どんな活動をしている人たちなのか? また今回のために、新たにボランティアを募集はしなかったのか? さらに、ボランティアの方たちへの技術指導はどうしたのか?

[中央博物館] 当館には日常的なボランティア活動として、展示室ボランティアと資料ボランティアがあり、また企画展や特別展の準備や運営のため、その都度ボランティアの方を受け入れている。今回は、かつて資料ボランティアとして資料の整理業務を経験された方、および企画展「大昆虫展」の際にボランティアをしてくれた方々に声をかけ、協力してもらった。新たな募集はしなかったが、被災地の出身だということで自発的に協力を申し出てこられた方が、少なくともお一人いた。今回のボランティアの方たちは昆虫や植物標本の扱いに慣れた方が多かったため、最初に方針を確認した後は、指導というより職員と一緒に方法を検討しながら修復していった。ボランティアの方が迷ったときには職員が判断したが、むしろボランティアさん自身が試行錯誤して新しい方法を開発し、職員が逆に教えてもらったということが多かったようである。

[中央博物館] 現地での救済活動の際には、我々も含めたくさんの大学や博物館の専門家が参加したが、まったくの素人の方も多数救済に加わってくれた。

[中央博物館] 今年4月30日に大阪で、被災した資料の救済にかかわった西日本の博物館関係者の方が集まってシンポジウムを開催した。その中で大阪市自然史博物館の方が、貝類などのように比較的扱いやすく壊れにくい資料については、まったく未経験の方に多数ボランティアとして作業してもらったが、まったく問題はなかったと言っていた。

## 【意見交換】

### 1. 事業概要の説明－詳細は別紙3のとおり

事務局が、本事業の主題は、県内の博物館資料が被災したとき、他の博物館が初動時に何をすべきなのかを検討することである、と説明し、さらに、以下のような論点が提案された。

- ・各博物館の資料属性や学芸員の専門分野に関する情報を、事前に収集し整理する必要性。
- ・県内をいくつかの地域ブロックに分けて救済体制を整える必要性。

### 2. 主な意見交換

[中央博物館] 今回の大震災の経験で明らかになったのは、実際に被災した博物館の職員は、人命救助や被災住民のお世話を忙殺され、自分の館の資料救済には当たれない、ということである。「自分の館は自分で」という発想では、いつまでたっても資料の救済はできないことになる。被災していない館が救済に当らなければならない。地震だけではなく、洪水などを含む自然災害一般のハザードマップなどを参考にし、被災しやすい地域、しづらい地域を認識した上で、適切なブロック分けをしたほうがよい。また、小規模館だけのブロックを作っても、実施には職員を派遣できないという状況になる可能性があるため、大小の規模の博物館をうまく組み合わせたブロック分け、あるいは、いろんな専門性の館がまじりあったブロック分けなども必要ではないか。今後、ブロック分けの必要性も含め、適切なブロック分けはどうあるべきかについて、議論してもらいたい。

[大原幽学記念館] 大震災時、当館の建物本体や収蔵資料は被害を受けなかったが、遺跡が被災した。また学芸員が常駐していない海岸沿いの飯岡歴史民俗資料館では、津波の被害があった。ただし建物の構造がしっかりしていたのと防災林などが存在したため、資料自体が施設外に流されることはなかったが、当館職員（や市の文化財関係者）は、当初、被災住民の世話などの救済に忙殺されていたため、被災した文化財の救済には対応することは困難だった。さらに、現地で救援活動をしている人たちの空気として、住民の救済が優先的に行われているとき、文化財の救済について話しを持ち出せるような雰囲気ではなかった。遺物や文化財の救済をどうしようか、という話題が文化財関係の職員の間で交わされるようになったのは、ずっと後のことである。

[中央博物館] 震災当時県の文化財課にいたが、被害の大きかった浦安市立郷土博物館に連絡をとっても、職員は住民のお世話を忙殺され、館の被災状況の把握もできない様子であった。公立博物館の職員も、公務員であるかぎり、被災直後はまず被災者の救援ということが第一の任務になり、博物館の救済は後回しにしなければならない状況が生まれる。

[睦沢町立歴史民俗資料館] 地震直後、周りの施設のことが心配で、長南、いすみ、山武などの資料館に安否の確認をした。自家用車の燃料を入手した直後の休日に、飯岡歴史民俗資料館の様子を見に行った。ただし地元の人たちから不審者として見られる恐れがあったため、本格的な調査は断念し、目立たないようにしながら、とりあえず被害の有無のみを判定した。津波の高さを確認したところ、床上浸水であったが、資料が収納されているガラスケースの脚の部分を超えていないことが確認でき、資料自体に浸水による大きな被害がなさそうであることが分かり安心した。（後日の調査により、民俗資料の生活用具や漁労用具は被災したこと、古文書などの紙資料は無事であったことが分かった。しかしカビ発生の危険はあった。）遠方への救済も大切だが、まず近隣の博物館の被災状況を把握し救済体制を構築するということが重要である。そのためには、学芸員間での日常的な交流が大切である。

[中央博物館] 日常的な学芸員間のネットワークは、先ほど紹介した昆虫や植物標本などの自然史資料の救済においても、大いに力を発揮したのは事実である。しかし学芸員個人のつてを頼って救援を依頼する場合、館の都合によっては断らなければならない場合もあり、そこから先で救援の繋がりが断たれてしまうこともある。したがって本事業では、千葉県博協会加盟館を対象とし、館が組織として資料救済に対応できる体制を構築したいと考えている。たとえば県内の各ブロックにどのような専門分野の博物館があり、またどのような専門分野の学芸員がいるのかを事前に把握していることを前提とした上で、まずブロック内での救援を考える。次に、もしブロック内だけの救援では対応できないとき、他のブロックに（自動的に）要請する、というようなシステムティックな体制にしたい。

[中央博物館] 先に紹介した大阪のシンポジウムにおいても、今回の資料救済事業において、学

芸員間の個人的なネットワークが大いに機能したと紹介された。たとえば、今回、救済の拠点となった岩手県立博物館の学芸員の方によると、震災直後、県内博物館の被害状況を把握する手立てがまったくなかったが、唯一、岩手県学芸員ネットワークという学芸員どうしの交流ネットが、被害状況を把握するのに役にたったということである。つまり、日常的な学芸員の個人的な知り合い関係が、被災状況把握に役立ったことになるが、しかし今後は、そういう学芸員個人のつながりに頼らない、仕組みも考えなければならないということであった。実際、学芸員個人の繋がりをベースにした情報収集では、繋がりを持っている専門分野と、もっていない専門分野との間で、救済活動に大きな差が生じてしまったらしい。

[中央博物館] 自然史に比べ、人文系のネットワークはあまり機能しなかったらしい。そこで歴史博を中心に、全国歴史民俗系博物館協議会を立ち上げたと聞いている。

[国立歴史民俗博物館] 人文系博物館は全国に3,000館以上あるが、これまで自然系や科学系が加盟する全国科学博物館協議会のような団体が存在しなかった。そこで今年の6月に、564館が加盟して全国歴史民俗系博物館協議会を発足させた。ただし、人文系博物館は、自然系よりも、その規模や専門性でのバラつきが大きく、今後、この協議会を実効性のある形に作り上げ行くのは、簡単なことではない。

また災害の規模については、県内で対応できる程度に収まらない場合のことも考えておかなければならない。岩手県などは以前から津波などへの対策をしっかりとっていた地域であるにもかかわらず、想定外の被害が発生した。千葉県の博物館を地域ごとのブロックに分け、ブロック内あるいはブロック間での救済体制を検討しようというのは基本的に賛成であるが、県外にも救援を求めなければならない事態も想定しなければならないのではないだろうか。

[中央博物館] 災害の規模をあらかじめ想定することは困難であるが、博物館のブロック化などの県内での救済体制確立は、資料救済体制の基礎編であると考えている。その基礎編がしっかりしてさえいれば、県外への救援要請及び県外からの救援の受け入れ体制の確立は、応用編としてすぐに構築できると考える。またネットワークについてであるが、学芸員個人のネットワークのみで動いたとき、事故が発生したときの対応、旅費の工面など、様々な問題が生じる可能性がある。そのため、組織としてのネットワークも確立しておく必要があると考える。

[国立歴史民俗博物館] まず近隣地域内、地域間での対応があり、それから県内全域、そして最終的に県外を含めた体制づくりが必要だろうと考える。また救済に当っては、資金面の問題も重要であり、継続的な資金調達が可能な体制も考えておくべきだと思う。

[中央博物館] 大阪のシンポジウムでは、組織を通して動く動けないケースがあったと聞いている。たとえば、もっとも救済に適した学芸員の方が、組織の了解を得るのに手間取って、結局、初期の救済に参加できなかったということがあったらしい。これは是正されなければならないということだった。

[睦沢町立歴史民俗資料館] ここで議論したことが、最終的に館長レベルで合意されることが重要である。

[中央博物館] 地域振興委員会を通し、千葉県博物館協会加盟館の館長間で合意をとるよう努めたい。

[大原幽学記念館] 多数の人命が失われているという状況下では、被災地の自治体内で、「文化財の救済」ということは言い出しづらい雰囲気であったことは、先に述べたとおりである。旭市の場合、飯岡歴史民俗資料館の資料再整理に着手できたのは、復興予算で緊急雇用ができるようになった、やっと9月になってからであった。より迅速に救済に着手するためには、博物館内だけでなく、役所内でも、博物館資料等文化財の救済の意義を周知しておく必要があると考える。

[中央博物館] 大阪のシンポジウムでは、NPO法人の方から、自治体内で事前に救済事業計画を立案しておくことの必要性が提起された。たとえば、「災害後発生後72時間までは人命救助に全力を尽くし、その後、博物館職員のうち2名までは資料救済にあたる」というような規定を事業計画に盛り込んでおくことができれば、迅速な対応が図られるのではないかと、ということである。迅速に対応しなければならない理由としては、たとえば浸水したハードディスクのデータ復旧は、1週間が過ぎてしまうとほとんど絶望的である、というような事実から、早く救済に着手しなければ永遠に修復できない資料があるためである。ただし、今回の事業の範囲内で、自治体内での事業計画立案まで持っていくのは難しいと考えている。次のステップとして検討すべきだと思う。

[中央博物館] これまで様々な意見があったが、できればブロック化することについてだけでも、合意していただければ、議論が先に進むのではないかと考える。

- [野田市郷土博物館] ブロック化が機能する段階とは何か？被害状況の収集段階化、資料レスキューの段階か。情報収集という観点ならば、まず全県的な収集が必要なのではないか。
- [中央博物館] ブロック化することで、基本的にはまずブロック内で対応が完結できるかどうかを検討し、対応できないときは近隣のブロック、そして最終的に県全体、というようにピラミッドを上っていくような対応の流れが確立できればよいと考えている。情報収集についても、まずブロック内で情報の収集・分析・共有化を行い、それで足りないときに他のブロックに係るということができないだろうか。
- [鴨川シーワールド] 今回の震災では、被災県の水族館の動物を預かったが、もしも自館で来館者等に人命の被害が出ていたら、預かることができたかどうか疑問である。まさに運が良かったとしか、言いようがない。人命の救助や捜索に当たっている時期は、正直資料救済どころではない。その場合、被災館と交流がある外部の誰かが、まず第一声として周辺に‘ヘルプ’を発信し、救援救済体制を立案し、そして現地での受け入れ体制を整備することになると思う。その意味では地域ブロック化は、地域ごとに第一声をどこが挙げるのかが明確になることから、合理的な方法だと思う。ただし、救済や応援に行くにしても、その資料分野の専門家や、少なくともその資料を取り扱った経験のある人が行かなければ役に立たない。その意味で、今回のアンケート調査のように、どんな分野の専門家がどの博物館にいるのか、という人材情報は貴重である。初動時、どの分野の専門家がどの博物館にいるのかの情報収集に手間取っていれば、救済の時期を逸してしまう。さらに、当初派遣依頼した専門家が、何らかの理由で断ったとき、直ちに代替りの専門家派遣を検討しなければならないが、その場合、事前に県内の専門家の分布情報が存在すればとても助かるはずである。事務局の事業概要では、「指令館」となっていたが、むしろ第一声を発し、専門家を有する博物館に救援を依頼する、というような救済をコーディネートする博物館が、ブロック内に必要だと思う。また救済に必要な資金については、現在の千葉県博物館協会の予算で捻出できないのは明らかであるので、今後、災害時の保険として、基金的な性格の資金をプールしておく必要があると考える。
- [中央博物館] どの館にどんな資料が入っており、またどんな専門家が県内博物館にいるのかがあらかじめ分かっているならば、いろいろな救援体制が組める。たとえば、適切な専門家が被災館から遠方の博物館にしかいなくても、「救援に行くまでに、資料を・・・のような状態に保っておいてほしい」という指示を電話で出すこともできる。また資金については、一般県民からも広く調達することも考える必要がある。ただしそのためには、シンポジウムなどを開催し、まず博物館資料の重要性を一般県民に認知してもらう必要があるだろう。
- [中央博物館] 現地で救済に当たった経験から、救済の軸になる人材としては、救済体制をコーディネートする能力とともに現地で陣頭指揮ができる人が望ましい。実際現地に行ってみると、何をどうしたらよいのか、誰かの指示を仰がなくてはいけない事態が頻繁するが、被災館の職員は、そんな指示をいちいち出しているゆとりはない。したがって、外から救援に来た人材の中から、現場の陣頭指揮者を立てる必要がある。今回の地学系資料の現地救済では、岩手県立博物館の2人の学芸員が、コーディネーターと陣頭指揮という二つの機能を果たしてくれた。
- [関宿城博物館] 平成21年度に千葉県博物館協会が「千葉県文化財救済ネットワークシステム構築推進事業」を行い、「千葉県文化財救済ネットワーク事業マニュアル（暫定版）」を作成し、その中で、県内博物館において救済が必要となった場合の対応として、1～8項目までの対応が定められている。その第4項目で、千葉県博物館協会加盟館の職員による支援グループを現地に派遣するとされているが、支援グループと今回のブロック化の兼ね合いはどのようなのか？
- [中央博物館] 当時、千葉県博物館協会の地域振興委員会を中心に救済ネット事業を展開し、その中でワーキンググループ設置を試み、それが支援グループ構想と結びついていたようだが、具体像が描けなかったという印象である。21年度の文化財救済ネット及びその救済マニュアルは、今回の博物館資料救済に限定した事業の上位事業であると考えている。本事業の成果にある程度の成果の目途が立った段階で、文化財資料一般の救済に事業を拡大していくべきと考えている。
- [房総浮世繪美術館] 最終的に方向性は決まらなかったが、文化財救済ネットはかなりのところまで進んでいた。今回の事業は、それを土台にしてはどうか。
- [中央博物館] 21年度の文化財救済マニュアルには、文化財救済に関することは、ほとんど網羅されている。ただ本事業の時間的な制約の問題があり、具体的な成果を出すという観点では、網羅されているすべての課題をここで取り上げるのは難しく、短期的に解決すべきものと、

中・長期に解決すべきものを選別する必要がある。その意味で、昨年度、マニュアル作成時では想定できなかった大規模な震災を経験し、その中で生々しく突き付けられた初動時の課題を、まず短期的な課題とするのが適切ではないかと考えている。

[国立歴史民俗博物館] それには賛成である。21年度以前の段階では、救済の根本課題を解決するという意味で、全国的な視点、長期的な視点で文化財救済の問題を検討してきたが、大震災の経験を踏まえると、まず博物館は、自分たちの資料を自分たちで守っていくこと、また地域の博物館どうして協力し合って守っていくことを考え、その上で、広域の視点で救済を考えていくという順番がよいのではないかと考える。

[中央博物館] 21年度の文化財救済の事業とそれで報告されたマニュアルは、とてもレベルが高く、理念的には言い尽くされている。そのおかげで、今回は理念の問題から離れ、より具体的対応の方策を考えることができるのだと思う。

[国立歴史民俗博物館] 情報の共有化という点については、各専門分野の特殊事情や、電子化、非電子化の問題もあり、簡単ではないだろう。

[中央博物館] 今回の意見交換によって、県内博物館の専門家の配置状況、資料の属性などの情報収集は、できるだけ早く作成することが必要であると感じた。それにより、各地域にどんな資料とどんな人材を有する博物館や美術館が存在するのかが、地図上で鮮明になってくれば、より適切なブロック化の方向性が見えてくるのではないかと考える。

また、館長レベルの合意を得るため、地域振興委員会を通じ千葉県博物館協会での協議も同時並行に行わなければならないことも認識できた。いずれにしても、たくさんの意見をいただきましたので、事務局で整理させていただき、今年度中にやるべきことをより具体的に考えさせていただきたい。また議事録をお送りしますので、館内でご議論していただきたい。

[鎌ヶ谷市郷土資料館] 今年の3月に、千葉県歴史自然史資料救済ネットが立ちあがり、福島県いわき市、栃木県茂木町などで、救済に当たった方と交流してきた。2月に開催予定のシンポジウムには、ぜひ声をかけ、連携を促してほしい。

[中央博物館] 千葉県歴史自然史資料救済ネットの方から、県博協へ加盟への誘いがあったが、ネットワークに関する詳細な説明資料がその時点では提出されていなかったため、県博協の参加は見送った経緯がある。本事業は、県博協と連携しているが、基本的には独立した事業なので、千葉県歴史自然史資料救済ネットとの連携には問題はない。

[中央博物館] 早急に議事録を作成し、みなさんにチェックしていただいた後、会議配布資料とともに全加盟館に送付したいと考えている。また第2回目の会議日程の調整も行いますので、皆さまにはぜひ2回目以降もご参加いただきたいと思いますと考えております。

本日は、お忙しい中、長い時間ご議論いただき、ありがとうございました。

以上

## (2) 平成24年度第2回

【日時】平成25年1月23日(水) 13時30分～15時

【場所】千葉県立中央博物館本館 本館会議室

【次第】1 あいさつ

2 出席者紹介

3 趣旨説明

4 前回議事録確認

5 岩手県視察報告と課題整

6 今後の予定

【出席】千葉県立美術館(渡邊)、千葉市立郷土博物館(芦田)、稲毛民間航空記念館(高橋)、千葉県立現代産業科学館(尾崎)、市立市川自然博物館(須藤)、市立市川考古博物館(飯塚)、船橋市飛ノ台史跡公園博物館(栗原)、館山市立博物館(岡田・山村)、千葉県立関宿城博物館(小林・横山)、野田市立郷土博物館(佐藤)、茂原市立美術館・郷土資料館(舩田)、国立歴史民俗博物館(新)、大原幽学記念館(猪野)、八千代市立郷土博物館(宮下)、印西市立印旛歴史民俗資料館(能勢)、鴨川シーワールド(岡田)、鎌ヶ谷市郷土資料館(立野)、千葉県立房総のむら(立和名)、睦沢町立歴史民俗資料館(久野)、房総浮世絵美術館(津島)、長南町郷土資料館(風間)、千葉県立中央博物館(森田・斉藤・加藤・乃一)、千葉県立中央博物館大根分館(糠谷・佐藤)、千葉県教育庁教育振興部文化財課(植野)

### 【概要】

#### 1. 岩手県施設報告 一別添資料1のとおり

(今回の視察から得た知識として特に重要なものとして、3.11のような広域大震災の場合、様々な物理的障害により、発生から1,2週間は、資料救済に着手することは実質的に難しい、ということが分かったことである。)

## 2. 課題整理 一別添資料2のとおり

(なお事務局より口頭で、災害時の救済活動に関する覚書をあらかじめ県博協加盟館どうし  
で交わし、災害時には、県博協会長名にて各館に学芸員の救援派遣依頼を行ってはどうか、  
という提案があった。)

## 3. 主な質疑応答

[野田市] 基礎資料として、各館の資料属性と学芸員の専門性に関する情報に加え、収蔵庫の所在  
地情報(分散型施設の場合)及び面積等の構造情報についても情報を共有する必要である。  
被災資料の一次保管場所になりうる空間の広さや立地などについても、あらかじめ情報を共  
有したほうがよい。

[事務局] 次回アンケートにおいて、調査したい。

[国立歴博] 温湿度等の保管環境(条件)、並びに空きスペース(荷解場など、一次保管場所とし  
て使用可能なスペース)の情報を共有したい。またコンプライアンスの問題として、(事務局  
提案のように)県博協会長名で各館に学芸員の派遣依頼を出す場合、非加盟館の扱いをどう  
するのかが問題となる。さらに、被災資料を一時的に受け入れる場合、各館が設定している  
日常的な資料受け入れの基準(燻蒸の必要性の有無など)をそのまま適用するのではなく、  
緊急時に迅速な対応ができるよう、簡略化・統一化しておく必要がある。国立歴史民俗博物  
館など、現状で厳格な受け入れ基準を設けている博物館に合わせた対応をするとすると、そ  
れだけで救済作業は停滞してしまうはずである。

[茂原市] 職員数が限られる博物館の場合、たとえ自分の館は被災しなくても、業務を抱えなが  
ら被災館に救援に行くことは難しい。開催中あるいは開催予定の展示会等の事業を中止する  
などの措置が、各館が交わす協定(や覚書)の中に盛り込まれるのが望ましい。緊急事態で  
あるので、中止にしたとしても市民の理解は得やすいのではないかと考える。

[事務局] 3.11の際には、岩手県博は、自館開催予定の特別展を中止にし、救援活動に当たった。

[中央博大利根] (3年前の仙台視察によって得た情報では、)宮城県沖地震の場合、救済の最  
前線で活動したのは市民団体、ボランティア、学生などであった。博物館職員は、むしろ指  
導や頭脳として機能することになると考える。日常的に市民団体や学生等を組織化してい  
くことにより、地域を挙げての救済が容易になると考える。

[国立歴博] (宮城県の場合)指定資料については、あらかじめ悉皆調査によって情報を把握し、  
県・市の教育委員会、市教育委員会、所有者の3者で共有していた。しかし3.11のような広  
域災害の場合、近隣地域内での情報共有ではなく、より広域的な情報の共有が必要となる。  
歴博の場合は、大阪の民博との間で情報を共有している。また、電子データのみではなく、  
紙台帳などのアナログデータも、救済時には有効である。(さらに資料に関する情報を記した  
ラベルが劣化あるいは資料から分離されてしまった問題については、)民具関係の情報は、資  
料自体に直接記載するよう、文化庁は指導している。

[鎌ヶ谷市] (事務局提案の県内の地域ブロック化については、)君津郡市や夷隅郡市などには、  
それぞれに博物館ネットワークがあり、資料救済などについても独自に検討している。今回  
のブロック分けでは、それらのネットワークを分断しないよう考慮すべきである。

[船橋市飛ノ台] 東葛飾地域には、埋蔵文化財系のネットワークが存在する。それとも連動させ  
たほうがよい。

[市川市考古] ブロック分けについては、埋蔵文化財は旧郡支単位で発掘しているので、この単  
位と連動させたほうがよい。

[中央博] 沿岸部と山間部を分けるなど、広域災害において似たような被害を受けやすい地域と  
受けにくい地域なども考慮して、ブロック分けを行うことも重要である。

[市川市考古] 組織を超えた救済の場合、組織間の協定だけではなく、上部機関からも要請が来  
る仕組みを構築しておくことも重要である。一般的に、館独自の判断では、救援に職員を派  
遣できないと考える。県から市町村に、派遣要請があると、救援に出やすい。市長会等を利用  
して、提案してはどうか。

[市川市自然] 市町村立博物館の場合、館長の判断だけでは、職員の職務専念義務を解いて他館  
の救済に派遣することは困難である。教育委員会(など博物館を所管する部署)間での合意  
形成が必要で、県博協会長名での依頼では実質的な効力はない。首長(教育長)の同意を得  
ることで、その後、動きやすくなる。たとえば、千葉県が環境省に外来生物駆除に関する方  
針を伝えた際、あらかじめ県内各市町村の同意を得た経緯がある。

[鎌ヶ谷市] 救済活動の人員を確保するために、大学(学生)との連携を模索する動きも必要で  
ある。

[稲毛市] 指定管理者で運営している館の場合、管理契約期間を超えて長期に館どうしの協定を

結ぶことは困難である。また教育委員会が所管していない館、たとえば稲毛民間航空博物館のように公園管理の部署が所管している場合、救援の要請や依頼の流れをどうすべきか、課題である。

[船橋市飛ノ台] 学芸員が一人しかいない博物館としては、救援依頼があっても現実問題として、救援に行くことはできない。(震災時の非被災館の業務の見直しなどを) 制度設計に盛り込む必要がある。

[県文化財課] 大規模な広域災害が起きた直後は、公立館の職員は、(各自治体の) 災害対応の歯車となってしまう、博物館資料救済のために動くことは実質的に困難である。ただし県の場合、ライフラインの復旧の目途を1週間としており、その後、日常の生活が徐々に回復していくという防災シミュレーションを行っている。博物館資料救済も、ライフライン復旧後に着手することを想定してはどうか。逆にいえば、震災直後の1週間以内に救済を無理に行うことを考える必要はない、と考えている。ただし、被害が局所的で小規模な場合には、災害直後であっても、被災していない市町村の博物館職員が救援に向かうことは可能であるが、そのための制度を整えるのは課題であろうと考える。

また広域災害の場合、千葉県の復興復旧本部長は千葉県知事となるので、知事から各市町村の復興復興本部長宛に救済依頼することは可能である。ただし事前の包括協定という形で、全県下の市町村との間に、防災に関する協定を結んではいない。県の防災計画等に、今後どのように盛り込んでいくべきか、検討しなければならない。

以上

### (3) 平成24年度第3回

【日時】 平成25年2月28日(木) 10時00分～11時30分

【場所】 千葉県立中央博物館物館 本館会議室

【次第】 1 あいさつ

2 出席者紹介

3 趣旨説明

4 議事録及び岩手県視察報告確認

5 議題(非被災館の学芸員が被災館の資料救済に従事できる体制・環境について)

6 公開シンポジウムについて

7 情報交換会について

【出席】 千葉県立美術館(渡邊)、千葉市立郷土博物館(芦田)、稲毛民間航空記念館(高橋)、千葉県立現代産業科学館(尾崎)、市立市川自然博物館(須藤)、市立市川考古博物館(飯塚)、船橋市飛ノ台史跡公園博物館(栗原)、館山市立博物館(山村)、松戸市立博物館(山田)、千葉県立関宿城博物館(横山)、野田市立郷土博物館(佐藤)、茂原市立美術館・郷土資料館(舛田)、国立歴史民俗博物館(椿阪)、大原幽学記念館(猪野)、八千代市立郷土博物館(宮下)、印西市立印旛歴史民俗資料館(能勢)、我孫子市鳥の博物館(塩田)、鴨川シーワールド(岡田)、鎌ヶ谷市郷土資料科(手塚)、八街市郷土資料館(進藤)、山武市歴史民俗博物館(稲見)、千葉県立房総のむら(立和名)、睦沢町立歴史民俗資料館(久野)、房総浮世絵美術館(津島)、長南町郷土資料館(風間)、千葉県立中央博物館(森田・斉藤・加藤・乃一)、千葉県立中央博物館大根分館(佐藤)、千葉県教育庁教育振興部文化財課(植野)

### 【概要】

[事務局] 今回の会議では、非被災館の職員を被災館の資料救済に迅速に派遣するための制度的な環境づくりについて、議論していただきたい。別紙のとおり、事務局案では、まず公務として出張できる環境づくりを、教育委員会所管の館、民間経営の館、指定管理者経営及び首長部局所管の館の3種類に分けて検討してはどうかと考えている。このうち教育委員会所管の館については、県教育長から市町村教育長への派遣依頼、民間経営の館については、県博協会長名での派遣依頼が適当であると考えている。他方、指定管理者経営の館や首長部局所管の館については、事務局としてもまだ案を持っていない。

次に、迅速な派遣を行うためには、被災館からの救援依頼を待たずに、資料救済本部(以下、「本部」)をどこかに立ち上げる必要もあると考えている。これについて、事務局案では、被災レベルを2段階に分け、それぞれで本部設置場所をあらかじめ想定しておくことを考えている。たとえば、被災が局所的で限定的である場合には、本部を被災館内部あるいは近隣の非被災館に設置し、被災が広域的で甚大である場合には、県立中央博物館または千葉県教育委員会文化財課に設置してはどうかと考えている。

[県立房総のむら] 指定管理者の運営する館については、新規契約時の仕様書の中に書き込むことで対応できるのではないかと。

[市立市川自然博物館] 指定管理者の館が被災した場合は、館の運営が止まってしまい、契約時の仕様どおりの運営が出来なくなる。その場合の対応についても、あらかじめ仕様書に盛り

込んでおけば、管理者の権利も守ることができるし、契約時に博物館資料の重要性も主張できる。非常時も契約が履行されるように、仕様書を作る必要があるということである。

[文化財課] 千葉県の場合、指定管理に出す場合の仕様書では、大規模災害のリスクは、発注者（県）が負うと明記されている。指定管理者の経営であっても、県立博物館は、県の教育機関の一部であるということが仕様書に明記されているので、災害時には、県の防災計画に従い県教育委員会の指示に従って動くことも明記されている。つまり、県教育委員会が他館の救済も含む救援活動を行う場合には、指定管理者の博物館も直営館と同じ活動をするということになる。ただし災害のレベルが様々なので、被災館の救済についてどこまで具体的に明記するのかの問題は残る。

[事務局] 問題は、たんなる依頼ではなく、館業務を中止または延期できるのかが、肝心である。このハードルはずいぶん高いと思う。とくに指定管理者の場合、業績審査が次回の指定にも響いてくるので、有事の際には自館の業績も顧みずに被災館を助ける、ということになれば、高いリスクを負うことになるので、管理者の公募の際に手を上げる業者が減ってしまうかもしれない。

[館山市立博物館] （他館を救済するための一方的な職員派遣の文章ではなく）自分たちが被災した場合には、「（他館の職員の）派遣依頼ができる」と明記することで、自分たちの館を含む、双方向にメリットのある取り決めであることがわかり、庁内の説得が容易になるのではないか。また、今回の3.11の災害事例を依頼状の文章に盛り込むことで、災害にどうすべきなのか具体的なイメージを与えることができ、これも庁内の説得に役に立つはずである。

[事務局] 相互扶助という文面を盛り込むことですね。

[茂原市立美術館・博物館] （抽象的な）この依頼文案だと、余計な心配を上層部にさせてしまう。災害時には、他の博物館を助けるために、閉館することもあるということ、市民に浸透させる必要がある。そうしないと、教育委員会や館自体も決断できないのではないか。苦情の問題があるから。一般には、「電気のスイッチをいれるだけで開館できるのに、」という開館に関する誤解があるので、心配である。

[事務局] 今回のシンポの狙いの一つは、市民の理解度を高めることが大切である。これは制度設計とともに、平時の備えの両輪と考える。

[国立歴史民俗博物館] 有事のときに、文章をすぐ出せるように、平時のときに考えておく、ということが重要ではないか。最初から体制をきれいに創るのは、不可能ではないか。

[事務局] 文化庁の救援委員会も公文書での要請がなければ、動けないシステムであったが、要請を紙以外で行うことはできないか、あるいは他の機関が現場に代わって要請を出せないか、などの議論が、救援委員会の報告会でも意見として出されていた。

[国立歴史民俗博物館] 市町村の職員は、被災者の救援にまずまわされる。早いとこで一週間、遅いとこで一カ月間、自館の救援活動には向かえない。つまり、その間はSOS自体を出すことが出来ない。

[事務局] 有事の際には、被災館の要請を待たずとにかく県内に本部を設置し、その本部が文化庁への救援要請も含め、すべての連絡調整の拠点となることが重要である。そのため、本部設置に関する協定を、平時に締結しておく必要がある。

[文化財課] 新しい県の防災計画では、災害発生後24時間、36時間、等々、ステージに分けて対策を立てている。それによれば、職員が本来の自分たちの持ち場に戻れるのは、約一週間後とされている。逆にいえば、短くても一週間までは、自分たちの持ち場での救済活動には、入れないということである。

[県立現代産業科学館] 一週間後に、資料救済に関する本部を設置することを、防災計画に盛り込んでもらうということがいいのではないか。県教育長の名前ですら、動くかどうかの問題なのに、本部に権限を持たすことができるか。

[事務局] 県対策本部の下部組織として資料救済本部を設置し、後者が前者に提案し、本部長（知事）名で各市町村に学芸員派遣等の要請を行う、というのではどうか。

[県立現代産業科学館] 要は、資料救済本部に強い権限を持たせられるのか、である。

[事務局] 強い権限をもつ人から、発令されなければならないが、その人に発令する内容を進言するのは、専門家による組織でなければならない。資料救済本部を、県の対策本部内でできるだけ高い位置に位置付けられるかが救済体制づくりの重要課題かもしれない。

[鴨川シーワールド] 各館の状況はそれぞれ異なる。たとえば、被災はしていないが職員の少ない館、職員数は被災していないが来館者が被災し、職員はそれに対応しているなど、災害時の各館の状況は多様である。職員を派遣することができる状況を、一つのレベルとして設定し、そのレベルに達していない館は、職員派遣は無理、そのレベルを超えたら可能、という

ように一定基準を設定してはどうか。

[事務局] とつさに依頼が届いても、判断するのは困難だろうから、平時からシミュレーションをしておく必要がある。「有事には、こういう依頼文章が届きます」ということを常に念頭において、有事の職員派遣のシミュレーションをしておく必要がある。民間経営の場合、派遣依頼は、本社に送る必要はあるか。

[鴨川シーワールド] 職員派遣の判断は、事業所でできる。ただし本社も併せて依頼状を送付すれば、より確実に対応できる。

[市立市川自然博物館] 県の危機管理部署と連盟で、依頼するのが効果的である。市町村の危機管理部門に、資料救済の意識を持ってもらうためにも重要である。そのためには、資料救済が、知事部局でも教育委員会でも、危機管理の項目として設定されていることが大切である。

[県立中央博物館大利根分館] 職員派遣を出張で行うとすると、旅費が必要となる。他方職免で派遣するとすれば、ボランティアで行けということになる。

[事務局] 職免ではなく、出張にすべきであると考えている。責任の所在を考えると、公務出張にすべきであると考えている。その場合の旅費財源としては、まず第一ステージとしては、派遣職員の所属する各館が負担する。最終ステージでは、国あるいは救援委員会に負担してもらう。その中間のつなぎ資金をどうするのが問題である。たとえば、県博協の基金を用いるというのはどうかと考えている。

[鴨川シーワールド] 千葉県博物館協会の会則を修正すれば、可能だと思う。

[事務局] 寄付も含め、つなぎ資金を豊かにするということがよい。県や市町村内に、その予算を確保するのは現実的ではない。

以上

#### (4) 平成25年度第1回

【日時】平成25年9月27日(金) 13時30分～15時10分

【場所】千葉県立中央博物館物館会議室

【次第】1. 開会

2. 趣旨説明

3. 出席者紹介

4. 議事

(1) 平成25年度事業の進め方について

(2) 県内博物館の地域ブロック化について

(3) 救済活動のセンター館の設定について

5. その他

6. 閉会

【出席館(者)】

東葛飾(3/8) 千葉県立関宿城博物館(太田)、鎌ヶ谷市郷土資料館(手塚)、流山市立博物館(増崎)

葛南(3/13) 千葉県立現代産業科学館(森田・上野)、市川市立市川考古博物館(松本)、市川市立市川自然博物館(須藤)、八千代市立郷土博物館(森)

千葉(5/9) 千葉県立中央博物館(高梨・斉藤・加藤・乃一)、千葉県立美術館(福田)、千葉市立郷土博物館(芦田)、千葉市美術館(藁科)、市原湖畔美術館\*(石井)\*市原水と彫刻の丘

印旛(2/15) 千葉県立房総のむら(萩原)、八街市郷土資料館(進藤)

香取(1/4) 千葉県立中央博物館大利根分館(佐藤)

長生(2/6) 長南町郷土資料館(風間)、睦沢町立歴史民俗資料館(久野)

安房(1/7) 館山市立博物館(岡田・山村)

海匝(0/4)、山武(0/5)、夷隅(0/6)、君津(0/5) 地域からの出席館は無し

千葉県教育庁教育振興部文化財課(植野)

【配付資料】

資料1 次第

資料2 出席者名簿

資料3 「博物館資料を次世代に引き継ぐシステム構築」事業概要

資料4 「博物館資料を次世代に引き継ぐシステム構築」平成25年度事業の進め方

資料5 千葉県博物館協会加盟館園配置図

資料6 県内博物館ブロック化 案1(千葉県の行政区画によるブロック化案)

資料7 県内博物館ブロック化 案2(県博協HPの区画によるブロック化案)

【議事の論点・争点】

1. 平成25年度事業の進め方について

事務局(中央博企画調整課)が、資料3に基づき事業概要、昨年度からの経緯及び県博協(地域振興委員会)との連携について報告し、平成25年度は、資料4の計画で事業を進める旨を説明。

→ 参加者からの質疑は無し

## 2. 県内博物館の地域ブロック化について

事務局が、昨年度の会議において、有事に機能的な救済活動を行うためには、県内の博物館を幾つかのブロックに分ける必要性が議論された旨を説明し、その後、具体的なブロックの枠組みについて、タタキ台として資料6(千葉県のある行政区画によるブロック化案)、資料7(県博協 HP の行政区画によるブロック化案)の2案を提示し、協議を行った。

- ・今回からこの議論に加わる方もいるので、まず、具体的にブロックの中で何をするのかという点について明確にしておく、ブロックの必要性をイメージしやすく、枠組みについても建設的に考えられるのではないか。

↓

ブロックは、有事には、中核館(幹事館)を中心として、ブロック内の被災情報の集約や発信、ブロック外からの救済者に対して救済現場での指示や被災館に関する情報提供を行う単位である。一方、平時には、有事に備えて互いの情報を共有するための館間交流を行う単位である。具体的には、平時には、館種や設置者(公私)の壁を越えて、年1回程度、ブロック内で互いの館を訪問しあい、施設の構造や収蔵資料についての認識、職員間の親睦を深めあってもらいたいと考えている。それによって、仮にどこかの館が職員も含めて深刻な被害を受けても、ブロック内の他館が代わって、現場を取り仕切り、被災資料の救済に当たる事が出来るようになると考えている。

- ・タタキ台は、2案とも地域を基準としているが、ブロックは、館種を基準にしても考えられるのではないか。

↓

館種を基準としたネットワークは、既に歴民協や動植物園協など、いくつかの分野で存在している。また、有事には、「遠くの親戚よりも、隣近所の助け合い」という発想で、今回のブロックは、館種にこだわらず地域を基準に考えることとする。それによって、平時に異種館間交流が推進されれば、県博協の活性化という観点からも望ましいことであり、各館においても、新たな事業展開等の可能性が広がるのではないか。

- ・地域によるブロックだと、ブロック内で実際に救済が必要となった場合、異種館間での救済が多分に想定される。その際、はたして専門性が異なる職員が異種館の救済にどれだけ貢献ができるだろうかということに不安と疑問を感じる。

↓

実際の救済では、センター館が中心となった調整により、被災館の館種や被災資料の状況を考慮し、それに対応できる職員を有する館に動員の要請が行われ、救済に当たる事になると考える。この要員をブロック内で確保できないのであれば、他ブロックからの応援を得ての救済となり、さらには、県外団体も含めて、より広範囲での支援要請となる。従って、ブロックの如何に係わらず、専門性が異なる職員に無理な活動を強いることは無いと考える。なお、ブロック内で異種館間の交流が進行、浸透すれば、被災館と異なる専門性の館(職員)であっても、被災館の状況を承知しているということで、現場での案内や誘導などで、救済活動に貢献できると考える。

- ・ブロックの枠組みを考えるには、災害の種類や規模についても想定しなくてはならないのではないか。たとえば、竜巻などの場合は被災範囲が限定的であり、ブロック内でも救済できるかもしれないが、大規模な津波となると、海岸に位置するブロックでは、押し並べて被害を被り、ブロック内では解決できないのではないか。

↓

ブロックの主たる役割は、ブロック内の被災状況をいち早く察知し、それを他のブロックやセンター館に伝え、それによって設置された救済組織が機能的に活動できるように、被災館に代わって現場での指示、誘導を行うことである。決して、ブロック内の問題はブロック内で解決しようという事ではない。現実的に、各ブロックがブロック内で解決できる災害は、単館の小火程度で、それ以上、あるいは複数の館が同時被災するようなことがあれば、それは、センター館が中心となって複数のブロックを動かす、あるいは、より広域なレベルで支援を要請する状況である。従って、今検討しようとしている枠組みは、実際の救済活動よりも、平時の交流を念頭においた視点で考えてもらいたい。

- ・2案のいずれを採用するにしても、新たな枠組みができることによって、ブロックの境界に位置することになった館では、境界がネックとなって救済・被救済の両面で不安や戸惑いが生じるのではないか。さらには、旧来の館間交流が今回の枠組みから外れた際、その見直しについても必要か。

↓

ブロック化の意義は、内的には、平時の交流による情報共有によって有事に備えようとするもので、外的には、ブロック間の連携で被災館の救済に対処しようとするものである。現実問題として、境界に位置する館が被災した際には、当該ブロックからの情報により、被災館を中心に、隣接するブロックが同心円状に救済体制を組織し、救済活動に当たるであろうから、境界に位置することによる不利益は生じないと考える。また、今回の構築しようとしている枠組みは、既存の枠組みを否定したり、旧来の近隣との交流を阻害しようとするものではなく、それらに県下全体を網羅した新たな体制を付加しようとするものである。

- ・君津地域では、活発な館間交流が行われていると聞いている。その様な既存のネットワークと上手く絡ませたブロックを作ると、無理が無い組織体制が構築できるのではないかと。

↓

実効性のある組織を作るために、ブロックは、地域的な日常の交流や旧来の枠組みにも配慮して線引きを行う。

- ・各館、近隣との交流やローカルネットワークの状況はどうか。

↓

- ・長生地域では、かつて、郡を単位にした埋蔵文化財の講習会があり、その場を活用しての交流があったが、今はすたれている。
- ・東葛飾、葛南地域では、千葉県北西部地区文化財行政担当者連絡協議会を介した活動をベースとした交流が今も続いている。
- ・印旛、山武地域では、歴史をテーマにした企画展などでの資料の貸借をきっかけに、現在とは異なる古い行政区画を同一とする館間での交流が生まれたりしている。
- ・安房地域では、かつて事務系も含めた社会教育施設の職員の交流があったが、今はすたれている。
- ・近隣館との交流は、学芸員個人の付き合いによっているところが大きい。
- ・資料の貸借等で同種館との交流はあるが、異種館との交流となると乏しい。
- ・指定管理制度が導入されている館においては、限られた年限の中での経営と言うことになるが、その点において近隣等との交流はどうか。

↓

管理者が交代しても、委託者との契約なので、その条項が変わらない限り、館の運営委が大きく変化することは無い。交流について言えば、管理者の交代に伴い、従前の関係までもが引き継がれるものではなく、これについては、新規管理者が新たに築いていくものであり、同種館間では、資料の貸借などを通して、さほど問題なく交流が進んでいる。

- ・指定管理の館で有事に危惧される事は、委託者との間で、日常目に見えない問題、すなわち契約条項に明示されていない問題が露呈化することであり、委託者と管理者の間で責任や対処の主体が曖昧になっているため、組織として公的に迅速な対応が行えないことである。端的には、SOSの発信、その逆に救済活動への協力があげられる。同様の問題は、県外の法人組織や個人が設置者である私立館においてもあるのではないかと。

↓

本会議の参加者は、県博協の加盟館園の代表であり、本事業については、県博協総会においても承認されている。従って、ブロック化後の、平時の交流においては、公私、直営・指定管理、館種の区別なく、県博協の活動と同様に積極的に参加してもらいたいと考えている。それによって、有事に備えた情報の共有がはかられるし、交流が有れば、有事に困っているサインを出してもらえれば、周りからバックアップをすることもできる。一方、有事における救済活動については、別の次元の問題としてとらえており、それぞれに事情のある館に対して救済活動への参加の義務を強要するものではない。公立館においても、職員数や他業務との関係で、身動きが取れない館は出てくると考えている。

- ・ブロックの線引きについては、どの様にしても必ず長短が出てくる。重要なことは、各ブロック及びそれを統括した組織体制の中で、有事の情報がどの様に伝達され、そして救済活動として還元されていくかであり、そのフローを早急に検討、整備する必要がある。ブロックについては、まずは、いずれかの案で動かして見て、その中で不都合が生じるようなら、適宜、見直しを行ってほしい。

↓

これまでの意見を踏まえ、ブロック案は、地域的な繋がり、歴史的な経緯も反映した行政区画に基づく案1を採用する。各ブロックの中核館については、本日参加館がないブロックもあるので、この場での選出は行わない。情報の集約等、救済活動の一連のフローについては、指

定管理制度や設置主体における問題も含め、次回において協議する。

- ・日本は、私有財産制の社会であるが、文化財は、個人の所有権を超えた国民共有の財産である。その様な観点から、たとえ他の館の資料であっても、それが被害を受け、保管している館で救済しきれないのであれば、他の館が助ける必要がある。そのため、この事業は、意義深いと考えている。しかし、まだ、その認識が醸成しているとは思えない。短い時間でよいので、近隣館同士が話し合う場を設ければ、ブロック化の意義とその必要性への認識は、高まるのではないか。

↓

ブロック化については、本日欠席の館にも会議内容を報告し、賛否を諮る。その上で、各ブロック毎に話し合いの場、もしくは連絡を取り合ってもらい、その中で中核館を選出する。

- ・複数のブロックを取り纏めた「部」の線引き、並びにその取りまとめ役となり、同時にセンター館が有事の際、その代役となるのなるサブセンター館については、どうするか。

↓

有事には、情報伝達や指揮命令系統の階層は、単純であるにこしたことがない。また、行政区画によるブロックの数は11でしかないので、センター館が各ブロックとしっかりと意思疎通ができていれば、あえて、中区画となる「部」を設定する必要もない。従って、部の取りまとめ役となる館の選定も不要。ただし、センター館が事故の際、代わってその機能を担う館の設定は必要。

### 3. 救済活動のセンター館の設定について

事務局が、これまでの本事業の経緯、館の規模、館種、地理的立地条件等を踏まえ、中央博物館がセンター館を務めることを提案し、協議を行った。

- ・中央博物館がセンター館となる事には異論は無いが、代役となるサブセンター館については、どうするか。

↓

県立の大規模館、具体的には、美術館と現代産業科学館が担う。

- ・サブセンター館に国立歴史民俗博物館も加えて良いのではないか。

↓

歴博は、歴民協の事務局を担っており、また、千葉県有事の際には、文化庁等の下で、国が主体となる各種救済活動の実務を担うことになるであろうから、あえて外す。

## 【合意事項】

### 1. 県内博物館の地域ブロック化について

- ・資料6(案1)に示した「千葉県の行政区画」を、有事の情報収集・集約、平時の館間交流を行う「ブロック」の単位に適用する。
- ・各ブロックの幹事役となる「中核館」については、ブロック毎に内部の協議で決定する。
- ・隣り合う幾つかのブロックを纏めた「部」及びその幹事役となる「サブセンター館」については、設定しない。

### 2. 救済活動のセンター館の設定について

- ・千葉県立中央博物館を県下全体のセンター館とする。
- ・中央博物館に事故があった際には、他の県立館（美術館と現代産業科学館）が、サブセンター館としてこの代役を担う。

\* 本日の合意事項(上記2件)につき、欠席の館にも照会を図り、賛否を問う。

## 【事務連絡】

1. 次回の会議は、10月25日(金)に開催し、主要議題は「情報伝達共有のフロー」とする。出席依頼の文書等は、10月10日前後に発送予定
2. 本日の旅費については、文化庁より補助金が入金され次第、所定の口座に送金する。

以上

## (5) 平成25年度第2回

【日時】平成25年10月25日(金) 13時30分～15時30分

【場所】千葉県立中央博物館物館会議室

- 【次第】
1. 開会
  2. 出席者紹介

### 3. 議事

- (1) 地域ブロックの枠組み及びセンター館の設定について
- (2) 救済活動のフローについて
- (3) その他

### 4. その他

### 5. 閉会

#### 【出席館】

東葛飾(1/8)	千葉県立関宿城博物館(太田・横山)
葛南(2/13)	千葉県立現代産業科学館(森田・上野)、八千代市立郷土博物館(森)
千葉(3/9)	千葉県立中央博物館(高梨・斉藤・加藤・乃一)、千葉県立美術館(福田)、千葉市科学館(松尾)
印旛(2/15)	千葉県立房総のむら(萩原)、印西市立印旛歴史民俗資料館(野村)
香取(1/4)	千葉県立中央博物館大根分館(佐藤)
長生(3/6)	長南町郷土資料館(風間)、睦沢町立歴史民俗資料館(久野)、風の資料館「航風館」(幸治)
君津(1/5)	袖ヶ浦市郷土博物館(稲葉)
安房(2/7)	館山市立博物館(岡田・山村)、鴨川シーワールド(岡田・勝俣)
海匝(0/4)、山武(0/5)、夷隅(0/6)	地域からの出席館は無し
	千葉県教育庁教育振興部文化財課(萩原)

#### 【配付資料】

- 資料1 次第
- 資料2 出席者名簿
- 資料3 第1回会議合意事項についての各館意見(アンケート)集計
- 資料4 救済活動の役割分担と流れ

#### 【議事の論点・争点】

##### 1. 地域ブロックの枠組み及びセンター館の設定について

事務局(中央博企画調整課)が、資料3に基づき、地域ブロック化の枠組み、及び救済活動のセンター館を中央博物館が務めることへの各館意見の集計結果(回答館の9割以上、無回答館を含め加盟館園の6割以上が賛成)について報告し、質疑、協議を行った。

- ・ブロックの枠組みについて、反対意見はどのようなものか。

↓

賛成以外の票は3票有り、内2票は館内で協議ができていないので回答を保留したいというものであり、もう1票は、ブロック化には参加しないというものであった。参加しないと回答した館が挙げた理由は、有事救済は文化財課が行うべき、有事には自館のことで手一杯で他館を助ける余裕がない、救済するにしてもされるにしても専門外の職員は役に立たず異種館間協力は意味がない等であった。

↓

そもそも各館の資料は自館で守る物であり、それができない場合には、相互扶助の精神で館間連携で守ろうというのが、本事業の趣旨である。賛同が得られなかった館に対しては、この点を丁寧に説明し、参加を促していきたい。

- ・救済活動における異種館協力の意義についても意見を求めたい。

↓

有事の他館からの支援は、救済される側のニーズに応じた応援が行われることが肝要である。この後で議題となる一連の救済活動の流れの中には、専門職員でなければできないことから、専門職員の指導のもとに非専門性職員でも行えること、まったくの非専門性職員でも行えることまで様々な段階と業務がある。この点を踏まえ、各館が自館の有事を想定し、自館救済に必要な応援要員、またその役割を、そしてそれを何処(どの館)に頼れるかということを考えてみれば、専門外の職員にも支援してもらえることが十分に有り、有事には、異種館であっても近隣館が有効な支援館となることに対しての実感が持てるのではないか。

- ・ブロックの枠組みについて賛成票を投じた館の中にも、日ごろの結びつき等から隣のブロックへの編入を希望する意見があった。

↓

同様の意見は、今回、回答がなかった館からも出てくる可能性がある。対処としては、現時点での調整は行わず、来年度以降、枠組みの諸活動が実行性を持ってきた段階で、当該館の希望を優先して調整を図ることとする。

- ・中核館の設定において、公立館職員は、有事には、当該市町村の災害対策に借り出され、中核館としての職務が行えないのではないかと指摘があった。

↓

各ブロックで、中核館を設定する中で、個別に検討。

## 2. 救済活動のフローについて

事務局が、資料4に基づいて、災害発生時の情報伝達から実働に至るまでの救済活動の一連の流れ、及び各段階での各館及び行政機関等の役割分担について、想定案を説明し、協議を行った。

- ・救済活動のフローを検討する前に、東日本大震災での救済活動に実際に携わった館の実体験を聞きたい。

↓

- ①中央博物館職員が陸前高田市立博物館の救済活動に現地へ赴いた際には、救済機関等からの公的な職員派遣依頼文書は、事後随分後になってから来た。出立時点での公務扱いの決定は、館長判断であった。また、旅費についても派遣者本人の立替えて、救済機関等からの支払いは、随分後になってからであった。
- ②中央博物館が在館で実施した陸前高田市立博物館の標本(昆虫、植物)の修復作業においても、支援決定は館の独自判断によるもので、公的な依頼文(岩手県立博物館発)が出たのは、被災標本を引き取り、修復の作業が始まった後のことであった。作業は、学芸系職員及び職員の指導のもとにボランティアが行い、消耗品等の経費については、通常の館の運営費の中で賄った。なお、昆虫標本のデータベース化に係わる経費(賃金)については、後日、若干の補填があった(昆虫学会会長が陸前高田市立博物館昆虫標本のデータベース化のために取得した資金(文科省科研費)を処理標本の点数に応じて修復担当の各館へ配分)。
- ③鴨川シーワールドがアクアマリン福島の救済を行った際には、具体的な活動内容は被災館との直接のやり取りで決定し、並行して、その情報を動水協や警察等にも流し、諸機関の協力を得ながら救済活動を行った。これは、対象が生物という特殊なケースで、救済は一刻を争う問題であったため、館長判断で、まず助けることを第一に考え、それに係わる経費や職員の労務への対処の問題は、後回しとした。鴨川シーワールドが行った救済活動は、特殊なケースで、これを県博協に当てはめてみると、事前に経費や命令権者、指揮系統などのシステムが決まっていなかったと動けないという館園もあるのではないかと。
- ④八千代市立郷土博物館は、震災で散乱、破損した資料の回収、復旧など、日頃から交流のあった印西市立印旛歴史民俗資料館の支援を行った。これは、先方からの要請を受けてのことであり、館間で日常の交流があれば、有事に頼れる、助けようという機運が醸成されるのではないかと。
- ⑤震災直後に、救済制度がないので、私の立場で飯岡民俗資料館の津波被害を確認に行った。警察や消防団が火事場泥棒などの不審者を警戒する中、建物の外から被災状況を盗み見るようにして帰って来た。公的な後ろ盾があれば、災害直後より堂々と詳しく被災状況を調査でき、早期に適切な処置が講じられたものにと、歯がゆい思いをした。
- ⑥君津郡市の公立博物館3館では、協議会を作って日常的な交流が有り、最近では、災害等に備えて相互扶助の協定を結ぶ動きも進んでいる。

- ・資料4の一連の救済活動の流れについてはどうか。

↓

様々な災害を想定して、個別に救済のフローを想定するのは現実的に不可能であり、基本的な形については、資料4の想定で良いと考える。その上で、災害の性質や規模に合った、ケースバイケースの対応がとれれば良い。

- ・各種協会等の他の救済機関との連携については、また、その窓口はどうするか。

↓

現在検討しているシステムは、まず県博協の中で完結するものとして完成させ、外部機関との協同等については、次のステップとして、構築した流れの中に、適宜組み込んでいくことを検討する。実際に協同が必要となった場合には、窓口は、会長(役員会)で、調整等の実務は総合対策本部が担うことになる。

- ・資料4の流れを具現化する上で、検討、整備しておくべきことは何か。

↓

- ①救済活動への従事が公務となる取りきめ(特に「情報の集約」段階において)
  - このシステム構築は協会事業でもあるので、まず「加盟館園の被災は互助によって救済する」という協会合意を取り付ける(役員会を経て総会議案)。次に公立、私立、指定管理、法人、個人と、異なる運営主体で、それぞれに必要な手続きを頭出しし、それらについて個別に対策及び処置を講じて行く。その上で、実際に救済活動に職員を出すかどうかは、その時の責任者の判断になる。
- ②「情報の集約」における連絡体制(安否確認)
  - 連絡体制においては、基本となる電話、ファックスの他に、メール、第三者(所管機関、

近隣他施設等)經由、等々、二の矢、三の矢として、段階的に複数の方法を整備しておき、最終的にいずれかの方法で必ず安否確認が行えるようにする。

→ 災害発生が夜間や休館日等の場合の連絡体制をどうするかなど、運用に際しての想定と、それぞれの場合での対応を事前に取り決めておく。

#### ③活動資金の創出

→ 救済活動の経費については、県博協で何らかの予算が手当てできるよう、現状の会則の改正や、企業やファンド等から外部資金を受け入れての新たな基金の創出等を段階的に実施して行くよう、役員会に提言を行う。

#### ④各本部のあり方

→ 総合対策本部立ち上げのタイミング(会長が設置を判断する災害のレベル等の基準)を定めておく。

→ 協会の最高機関である会長(役員会)と救済活動の主体となる総合対策本部の役割を明文化し、緊急時には、救済活動に関する決定を総合対策本部が役員会の議決を経ずとも行えるようにする。

→ 総合対策本部員については、救済対象館の専門性や立地条件に配慮した人選を行う。

→ 総合対策本部員の本部(センター館)への詰め方について、張り付き、自館在館で通信対応等、事前に決めておく。

→ 現地対策本部、地域連絡本部についても、それぞれに運営上の必要事項を定めておく。

#### ⑤各館データベースの充実と更新

→ 昨年度悉皆アンケートによって整備した各館収蔵資料や、救済資料一時保管の可否、職員の数、専門性に関する加盟館園の基礎データは、本部員や救済活動従事者の招集、修復・保管担当館の設定等において極めて有効な資料なので、無回答館からの回答を促したり、職員の異動を配慮させるなど、更新再整備を行う。

↓

以上のことは、会則改定の提言もしくは各種実施要項(案)等として報告書に盛り込む。文章は、事務局で作成し、各館には、報告書校正の中で、内容の詰め、加除修正等を行ってもらう。

・文化財課からの意見

↓

建設的な議論が行われており、ぜひ、実効性のあるシステムとして取り纏めてもらいたい。

### 【合意事項】

#### 1. 地域ブロックの枠組み及びセンター館の設定について

→ ・行政の区画による地域ブロックの枠組み並びに県立中央博物館が救済活動のセンター館を務めることについては、回答館の9割以上、無回答館を含めた加盟館園の6割以上が賛成であったことから、今後この前提のもとに諸調整等を進め、博物館資料救済体制の構築を図る。

#### 2. 救済活動のフローについて

→ ・資料4に示した一連の流れを救済活動の基本形とし、流れを構成する諸活動や諸項目については、別途、要項などにおいてその詳細を定め、報告書に盛り込む。

\* 合意事項2の「救済活動のフロー」については、本日の欠席館にも意見照会を行う。

### 【事務連絡】

1. 次回の会議は、11月22日(金)に開催し、主要議題は「報告書の構成について」とする。出席依頼の文書等は、11月10日前後に発送予定

2. 本日の旅費については、文化庁より補助金が入金され次第、所定の口座に送金する。

以上

## (6) 平成25年度第3回

【日時】平成25年11月22日(金) 13時30分～15時30分

【場所】千葉県立中央博物館物館会議室

【次第】1. 開会

2. 出席者紹介

3. 議事

(1) 救済活動のフローについて

(2) 報告書の構成について

- (3) その他
- 4. その他
- 5. 閉会

#### 【出席館】

- 東葛飾(2/8) 千葉県立関宿城博物館(太田)、松戸市立博物館(山田)
- 葛南(3/13) 千葉県立現代産業科学館(森田・上野)、市立市川考古博物館(松本)、八千代市立郷土博物館(森)
- 千葉(4/9) 千葉県立中央博物館(高梨・加藤・乃一)、千葉県立美術館(渋谷)、千葉市科学館(伊藤)、千葉市美術館(藁科)
- 印旛(4/15) 千葉県立房総のむら(萩原)、八街市立郷土資料館(進藤)、国立歴史民俗博物館(新)、印西市立印旛歴史民俗資料館(野村)
- 香取(1/4) 千葉県立中央博物館大利根分館(佐藤)
- 長生(5/6) 長南町郷土資料館(風間)、睦沢町立歴史民俗資料館(久野)、茂原市立美術館・郷土資料館(舛田)、風の資料館「航風館」(幸治)、房総浮世絵美術館(津島)
- 君津(2/5) 袖ヶ浦市郷土博物館(稲葉)、木更津市郷土博物館金のすず(井上)
- 安房(2/7) 館山市立博物館(岡田・山村)、鴨川シーワールド(勝俣)
- 海匝(0/4)、山武(0/5)、夷隅(0/6) 地域からの出席館は無し

千葉県教育庁教育振興部文化財課(植野)

#### 【配付資料】

- 資料1 次第
- 資料2 出席者名簿
- 資料3 博物館資料を次世代に引き継ぐシステム構築報告書の構成について

#### 【議事の論点・争点】

##### 1. 救済活動のフローについて

事務局(中央博企画調整課)が、「救済活動のフロー」については、前回協議の合意で、加盟館園からは特に異論がなかったことを報告した。 → 質疑は無し

##### 2. 報告書の構成について

事務局が、資料3に基づいて、平成24年度事業及び平成25年度の事業及び協議を踏まえての報告書の構成案を提示し、協議を行った。

- ・報告書のタイトルは、どの様にするか。

↓

文化庁補助金事業である以上、補助事業の正式名称を冠したタイトルを付けざるを得ないが、そのみでは、本事業と直接の係わりを持っていない行政関係者等がタイトルから報告書の内容、重要性をいまひとつ想像しがたい。本事業は、それらの人たちにも趣旨を十分に理解してもらう必要があり、そこで、事業の名称を冠した「博物館資料を次世代に引き継ぐシステム構築事業報告書」は副題とし、メインとなるタイトルは、内容がダイレクトに想像できるものを(例：災害から博物館を守る提言書等)、別途、考えることとする。

- ・発行日、発行者、著者はどの様になるか。

↓

発行日の具体的な日付けは未定であるが、補助金事業のため、平成25年度末までに発行、配布(発送)を確実に済ませる必要があり、これを厳守する方向で今後の事業を進めて行く。発行者については、「千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会」であり、著者は、「序文」が千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会委員長(中央博物館長)堀田弘文の記名となる事を除き、他は記さない。なお、本文は、これまでの関連諸事業を取りまとめたものとなるので、基本的に事務局が執筆する。

- ・発行部数と配布先はどうするか。

↓

発行部数は、文化庁の規定に従い、300部とする。300部の用途については、印刷業者より納品され次第、加盟館園(80館/人×1で80)及び県内市町村(56市町村×2(部局と教委)で112)、県教委・文化庁・日博協等(各1×8で8)への配布で200部を予定。残りの100部については、事務局が保管し、要望・必要に応じて、適宜配布する。なお、実行委員会解散後は、残部は県博協事務局に引き継ぐ。また、電子データ(PDFファイル)の希望館園への配信についても、別途、検討する。

- ・発行までのスケジュールはどの様になるか。

↓

12/13に本会議の親会議となる千葉県資料救済体系構築実行委員会の第2回目を開催し、これまでの検討結果及び報告書の構成案を説明する。その後、12/20には、千葉県博物館協会役員会において、地域振興委員会から、同様の説明を行う。そして、年明けの2/14には、第4回目となる本会議(県内博物館学芸員会議)を開催し、報告書の成案を検討する。この結果を受け、2月末には第3回目の実行委員会を開催し、報告書案について承認を得、3月中旬に印刷、配布となる。

- ・発行までに各館が原稿に目を通し、修正意見を言う機会は、設けられるのか。

↓

本会議の参加者及び加盟館園へは、2/14の成案検討までに、事務局が作成した原稿を、随時、照会する予定としている。この過程において、各自、各館からの修正意見を吸い上げ、それを加味して成案を作成したいと考えている。

- ・千葉県博物館協会は、平成21年度に「千葉県文化財救済ネットワークシステム構築推進事業」(以下「旧事業」と略記)を実施し、その報告書(以下「旧報告書」と略記)を発行している。この旧事業及び旧報告書と今回の事業及び報告書の関連はどうか、また、そのことについて報告書を受け取る側に十分な説明を行わないと、戸惑いが生じるのではないか。

↓

旧事業及び報告書は、県内の全ての文化財を災害等から救済しようとする協会としての理想と理念を取り纏めたものである。一方、本事業は、千葉県博物館協会加盟の美術館・博物館・動植物園等が現有する美術品、資料及び生物に限定して、それを協会加盟館園の互助によって、災害等から守る実効性のある連携体制を構築しようとするものである。このことは、報告書中に明記するとともに、報告書配布に際しての添え状においても説明する。

- ・一般県民や国、全国的な博物館組織等に対して、本事業、すなわち千葉県博物館協会の防災への取り組みを積極的に紹介して行くべきと考える。周囲から十分な理解が得られていれば、いざ有事、と言う際に協力体制が速やかに、かつスムーズに機能するのではないか。

↓

報告書が完成し、本事業を執行委員会から千葉県博物館協会へと引き継いだ後に、県博協において、文化庁への説明、県博協ホームページでの事業及び報告書の公開、「博物館研究(日博協機関誌)」への紹介記事の執筆等を検討してもらう。

- ・報告書の中に盛り込まれる予定の学芸員の専門性等の各館情報については、報告書発行後は、年を経るごとに陳腐な物になっていく。実際の救済活動を行う上では、とても重要な情報なので、将来的にこの対応をどうするか。

↓

県博協に本事業を引き継いだ後に検討してもらう。事務局としては、例年5月に行われる県博協総会資料として更新データが各館に配布されることをルーティン化するのが現実的な対応と考えている。また、県博協ホームページにおいて、救済活動のページを設け、その中で、随時、更新していくのも良いかもしれない。

### 3. その他

- ・前回の議事録の中で、「公立博物館は地域が被災した際には、当該市町村の災害対策活動に従事せざるをえず、中核館に指定されても協会としての活動が行えないとの意見が紹介され、ブロックの活動が開始された後に、各ブロックで個別検討」ということになっていたが、この点についてもう少し、詳しく説明してもらいたい。

↓

本事業の基本的な考え方は、被災ブロックを非被災ブロックが助けようとするもので、被災時に当該ブロックの中核館が機能を担えない際には、代わって、非被災ブロックの諸館がその任を果たすことになる。従って、中核館を担当することになった館には、有事を危惧することなく、平時に、ブロック内の交流を推進し、他ブロックが被災した際に、機能的な連携の下に救済に加われる体制を整える事を中心に行ってもらいたいと考えている。

- ・事務局が、文化庁から本事業経費の概算払い希望照会があったことを報告し、事務局としては、概算払いの時期が2月であることから、3月末の事業終了後での一括払いを希望する方向で調整を図りたい旨を説明し、賛否を問うた。

↓

賛同が得られた。

### 【合意事項】

1. 報告書の構成について
  - ・資料3の案を承認する。
  - ・旧報告書との相違については、十分に説明を行う。
2. 報告書の執筆について
  - ・事務局が素案を作成し、それについて各館が修正、校正を行い、成案を作成する。
  - ・著者は、序文が千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会委員長の記名となる事を除き、記さない(実行委員会)

## 【事務連絡】

1. 次回の会議は、年明け2月14日(金)に開催し、主要議題は「報告書の成案について」とする。出席依頼の文書等は、1月中旬前後に発送予定。本日の議事録については、12月中旬に各館へ発送する。
2. 会議出席者への旅費の支給は、本事業終了後の3月末もしくは4月となる。

以上

## (7) 平成25年度第4回

【日時】平成26年2月28日(金) 13時30分～15時00分

【場所】千葉県立中央博物館物館会議室

- 【次第】
1. 開会
  2. 出席者紹介
  3. 議事
    - (1) 報告書(案)について
    - (2) 報告書の構成について
    - (3) その他
  4. その他
  5. 閉会

## 【出席館】

葛南(3/13) 千葉県立現代産業科学館(森田・上野)、八千代市立郷土博物館(清藤・森)  
千葉(4/9) 千葉県立中央博物館(高梨・斉藤・乃一)、千葉県立美術館(相川)、千葉市立郷土博物館(芦田)、市原湖畔美術館(石井)  
香取(1/4) 千葉県立中央博物館大根分館(佐藤)  
山武(1/5) 山武市歴史民俗資料館(稲見)  
長生(1/6) 長南町郷土資料館(風間)  
安房(2/7) 金谷美術館(磯辺)  
東葛飾(0/8)、印旛(0/15)、海匝(0/4)、夷隅(0/6)、君津(0/5)地域からの出席館は無し  
千葉県教育庁教育振興部文化財課(植野)

\* 本会議は、当初、2月14日開催予定であったが、当日が交通機関にも影響を及ぼす荒天(降雪)が予想されたため、急遽、2月21日に延期。2月14日開催予定での参加申し込み者は、千葉県立関宿城博物館(太田)、松戸市立博物館(山田)、我孫子市鳥の博物館(小田谷)、千葉県立現代産業科学館(森田・上野)、八千代市立郷土博物館(清藤)、市立市川自然博物館(須藤)、千葉県立中央博物館(高梨・乃一)、千葉県立美術館(谷鹿)、千葉市科学館(松尾)、千葉市立郷土博物館(芦田)、千葉県立房総のむら(萩原)、八街市立郷土資料館(進藤)、山武市歴史民俗資料館(稲見)、長南町郷土資料館(風間)、睦沢町立歴史民俗資料館(久野)、茂原市立美術館・郷土資料館(舛田)、房総浮世絵美術館(津島)、館山市立博物館(岡田)、鴨川シーワールド(勝俣)、金谷美術館(磯辺)、千葉県教育庁教育振興部文化財課(萩原)の21館(機関)23名

## 【配付資料】

- 資料1 次第  
資料2 出席者名簿  
資料3 博物館収蔵資料を次世代に引き継ぐシステム構築報告書案(初稿)  
資料4 報告書草稿・初校修正対照表

## 【議事の論点・争点】

1. 報告書(案)草稿から初校への改訂について

県博協全加盟館園へ、本会議出席依頼とともに送付した報告書(案)草稿については、出欠連絡とともに2/10までに事務局に寄せられた書面での修正希望意見等を基に、本日配布した初稿に改訂し、主な修正は、メインタイトルについて、「千葉県博物館資料救済ネットワーク草案」を「千葉県博物館資料救済ネットワークの構築に向けて」に変更(副題をそのまま)したこと、文中の「博物館資料救済体制」は「博物館資料救済体系」と改めたことであり、他は、細かい言い回し等の修正で、具体的には、資料4に示した通りである旨を、事務局が説明した。

→ 質疑は無し

2. 報告書(案)初校の検討

資料3 博物館収蔵資料を次世代に引き継ぐシステム構築報告書案(初稿)の本編について、表紙から順に全頁について、修正を検討した(2/10以降に事務局宛に寄せられた修正意見については、関連頁で事務局が紹介し検討)。

→ 具体的な修正点は、別表「報告書(案)修正履歴」のとおり

- ・「4 博物館資料救済体系発足に向けて」の「(5)千葉県教育委員会との「覚書」の締結」並びに別付4の県教委との「覚書(案)」について、報告書から削除したいとのことであるが、この部分は、別添3「博物館資料救済活動実施要領(案)」とともに本報告書の核心部と考える。削除の理由並びに経緯を説明されたし。

↓

事務局：本報告書の検討は、昨年度来、学芸員会議、実行委員会ともに、毎回、文化財課からの出席者を得て、県博協と県教委が一体となって進めてきたものであり、その当事者間で、あえて「覚書」までは不要との意見が有った。また、別添3「博物館資料救済活動実施要領(案)」のフロー図の中で、有事には、県教委が市町村(教委)に対して協力要請を行うことが明記されており、この点においても、県教委の協力は担保され、別添4を削除しても、県教委の協力が無くなる訳では無く、救済活動を行う上で実務上の支障は無いと判断した。

文化財課：県教委は、別添4が無くとも、博物館等を主管する機関として、有事には、当然、別添3に記された対応を行う。この点は、明言する。

↓

県教委としても色々と事情があるであろうから、「覚書締結」の文言並びにその案を削除することは、理解した。しかし、これまでの検討の中で、各館職員が安心して救済活動に従事できる環境整備として、この部分は重要であり、「(5)」の全くの削除には、反対する。「(5)」のタイトルを「設置者との連携等」などとし、何らかの形で残すか、代替え案を示せないか。

↓

事務局・文化財課：了承、「覚書」、「締結」等の文言を使わずに、「(5)」を残して、その趣旨を記すこととする。

- ・報告書の中では、本事業に係わる者を「学芸員」と、限定した記述をしてきたが、これを「学芸員等職員」とし、幅広く博物館職員が係わると理解できるよう改める。
- ・これまで、有事の「〇〇本部」について、立ち上げのみを考え、「解散」という視点と記述が欠けていた。そこで、「3 博物館資料救済体系案(4)博物館資料救済活動のフロー」、「別添3 博物館資料救済活動実施要領(案)」には、新たに適所に「〇〇本部解散」の記述を加えた。
- ・「別添3 博物館資料救済活動実施要領(案)」では、センター館の中央博物館は固定するべきだが、それを補う県立美術館並びに現代産業科学館まで固定する必要は無いのではないかと、また、中核館の選出についても「互選」まで記す必要はないと考える。

↓

センター館の役割は急にできるものではなく、代理者は、普段よりその自覚が必要であり、順位も含めて定めて置くべきである。これについては、立地、職員数等を考慮し、3位までを現代産業科学館、県立美術館の順で明記し、以下は、会長が指名するとの記述に改める。中核館の選出については、「互選」を残した曖昧な記述とし、各ブロックに選出方法の裁量権を持たせる。

- ・報告書には、裏表紙を付けないのか(付けるべき)。

↓

これまでに示した報告書案は、全て事務局の手刷りのため、裏表紙は省略した。最終的には印刷所への発注で制作するので、クルミ製本の奥付け付きの物となる予定である。

### 3. その他

- ・2月28日(金)午後開催予定の県教委主催「千葉県美術館・博物館等職員研修会」では、事務局が本事業の趣旨説明を行う。

### 【合意事項】

1. 本日の検討を踏まえ、報告書(案)は、別表「報告書(案)修正履歴」のとおり改訂する。
2. 2月28日(金)午前開催予定の千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会に諮る報告書(案)は、本日の意見を基に改訂した物とする。

### 【事務連絡】

- ・文化庁への実績報告については、報告書配布が終わった時点で行い(発送の役務費執行があるため)、その後、1カ月程度で補助金が支払われる見込み。会議参加者への立替え旅費支払は、文化庁からの入金があり次第、速やかに行う(4月下旬頃)。
- ・報告書は、3月20日前後の刷り上がりを目指し、その後速やかに県博協加盟館園、国、県、市町村等に配布する。

以上



### 3 岩手県視察報告

- 【目的】平成23年3月11日の東日本大震災において被災した岩手県陸前高田市立博物館及び被災資料の修復を行った岩手県立博物館を視察し、千葉県での博物館資料救済に関する体制整備の参考とする。
- 【日程】平成24年11月15日(木) 岩手県立博物館(盛岡市)、16日(金) 岩手県陸前高田市立博物館他(陸前高田市)
- 【参加者】新 和宏(国立歴史民俗博物館)、久野一郎(睦沢町立歴史民俗資料館)、宮下聡史(八千代市立郷土博物館)、山村恭子(館山市立博物館)、森田利仁・加藤久佳・乃一哲久(千葉県立中央博物館)
- 【経費】視察参加者の旅費は文化庁文化芸術振興費補助金より支給
- 【概要】以下、日程に沿って視察概要を記す。

#### 11月15日 岩手県立博物館(以下、「県博」)視察

##### ○ 岩手県立博物館職員との意見交換(13:30～)

中山館長へのごあいさつの後、大石学芸部長と面談(会議室)、3.11以降、現在までの状況についてお話をうかがった。以下、お話の要点を紹介する。

- ・ 県博は、大きな被害を受けた陸前高田市の市立博物館(以下、「市博」)と「海と貝のミュージアム」(以下、「海貝M」)の博物館資料救済において、全国的な支援体制の構築などのセンター館となった。
- ・ 3.11直後は、被災現場が被災者の救援等に忙殺されていたこと、現地へのアクセスが困難であったこと等により、博物館資料の救済に当れる状況ではなかった。その間、県博職員は、「学芸員ネットワーク岩手」などの学芸員個人のネットワークを活用し、被災館の状況、学芸員の安否確認などの情報収集に当たっていた。
- ・ 3月25日、大石部長がはじめて陸前高田市へ行き、ガレキが散乱する市博や海貝Mの状況を実際に見ることができた。その際、市博入口付近に「博物館資料を持ち去らないでください」という掲示があるのを確認した。後日、先に訪れた遠野市立博物館学芸員が、博物館資料の現場保存のために掲示したことがわかる。
- ・ 3月末、陸前高田市教育委員会から正式な救援要請があり、県博として受諾し、館の業務として救援活動を開始することを決定する。
- ・ 4月2日、市立図書館の指定文化財「吉田家文書」、次に、海貝M、市博というように救済の優先順位を決めた上で、現地作業を開始する。ただし、資料に辿りつく前に、それを阻んでいるガレキの撤去を行わなければならない、4月後半に自衛隊が撤去作業に参加するまで、資料救済はあまり進まなかった。
- ・ この間、施設から運び出された資料は、一旦県博等に運ばれる。
- ・ 県博では、西日本学芸員ネットワーク、昆虫学芸員ネットワーク、地学系学芸員ネットワークなど、学芸員の全国的なネットワークを活用し、救済活動への参加を呼び掛ける。呼び掛けに応じた博物館へは、県博から逐次、植物や昆虫資料が搬送された。地学系については、岩石や化石など重量がかさむ資料が多いため、搬送は断念し、現地に全国の学芸員を集める計画を進める。
- ・ 4月初旬、文化庁から、文化財救済について、県教育委員会名で正式に救援の依頼をしてほしい旨、内々に打診があったが、その時点ではすでに県博は行動を起こしており、さらに指定文化財に限らず博物館資料全般を救済対象としていることから、この打診には応じることができなかった。実際に、文化庁と連携するようになったのは、5月以降である。
- ・ 県博は23年度の特別展開催を中止し、返上されたその予算は県教育委員会の災害復旧予算に組み入れられた。
- ・ 平成24年9月、岩手県博物館等連絡協議会(現在72館が加盟、以下、「博連協」)主催のシンポジウムにおいて、3.11以降の資料救済に関する総括を行った。今回の救済活動に当って、博連協と県博とは、常に良好な関係を保ちつつづけたが、博連協が実施的に行えたことは、加盟館の被害状況等の情報集約に係ることのみであった。シンポジウムでは、博連協などの組織間ネットワークは、迅速な行動という点で、デメリットもあるとの指摘があった。今回の救済活動においても、学芸員の個人的なネットワークのほうが有効に機能した面があったが、資金の確保・責任の所在などの側面を考えると、組織間ネットワークの強化も今後の重要な課題であるとの議論もあった。

##### ○ 被災資料修復作業見学(4:30～)

館内での救済作業の現状を、大石学芸部長及び文化財科学部門の赤沼上席専門学芸員の案内で見学した。以下、見学の要点を紹介する。

### 【一次保管】

- ・大型冷凍庫（屋外）の見学：大型冷凍庫が博物館建物の外に設置されており、現在、文書類を中心に、救済作業前の一次保管場所として活用している。資料劣化、とくにカビ等における腐敗腐食を防ぐ上で、必須の設備となっている。これは一基2,500万円ほどの設備であるが、6月15日に救援委員会\*から無償貸与されたものである。ただし電気代等の運転経費は、県博負担である。  
※正式名称：「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」

- ・荷解き場：劣化の比較的遅い資料について、救済作業前の一次保管場所として活用している。

### 【劣化防止・安定化の作業】

- ・資料の救済作業はまず、劣化が進行するのを防ぐ安定化作業から着手する。  
安定化の手順：①「仕分け」→②「洗浄・脱塩」⇔③「乾燥」→④「滅菌」→⑤「保管」
- ・①「仕分け」の段階では、指定文化財を優先している。
- ・②「洗浄・脱塩」～③「乾燥」までの作業は、資料の属性や被災程度により回数や時間を工夫しながら行っている。
- ・洗浄・脱塩にはまず水道水を用い、次に重水（あるいは次亜塩素酸）を用いる。必要に応じて超音波洗浄機も用いる。脱塩に要する時間は、金属・木製品で1ヵ月程度、紙類は10日程度である。
- ・古文書や絵図などの紙資料については、霧吹きと刷毛を利用し、慎重に水で濡らし洗浄した後、その後自然乾燥させるという作業を繰り返す。この作業に、大型古地図で3週間程度を要している。
- ・最終的な乾燥には真空凍結乾燥機を用いる。
- ・滅菌には燻蒸釜（アルプ使用）を用いる。

### 【資料情報の復元作業】

- ・昆虫資料については、ドイツ箱60箱を市博から受け入れ、その後全国の博物館に安定化作業を依頼した。
- ・現在はすべて県博に戻され、ラベルや台帳等に記されている産地等の資料に関する情報を、資料自体と照合する作業を行っている。
- ・今回の被災した市博については、台帳も失われてしまったが、幸い旧職員が台帳の写しを自宅に保管していたため、資料の最終復元目標を立てることができた。
- ・しかし多くの資料は、ラベルから分離されてしまったため、情報復元は困難を極めている。
- ・安定化作業の過程で過酸化水素水等を用いたため、ラベルのインクが消えてしまうという事故も起きた。ただし鉛筆書きのラベルは無事だった。

### 【その他】

- ・救済作業には現在、職員の他、国の緊急雇用対策費によって雇用した臨時職員8名が当たっている。予算がいつまで継続できるかは不明であるので、ボランティア組織化が今後の検討課題である。
- ・海水に汚染された資料の救済は初めての経験で、予備知識が不足しているため、被災程度の異なる資料ごとに、作業手順や作業にかかる時間を工夫し、試行錯誤を繰り返している。

## 岩手県立博物館視察 画像資料



会議室（右奥、大石学芸部長）



会議室（正面、赤沼上席専門学芸員）



大型冷凍庫



大型冷凍庫内の資料



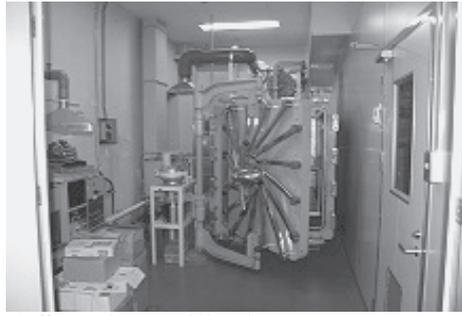
荷解き場



荷解き場に隣接する作業室での木製・金属製資料の洗浄・脱塩作業風景



乾燥に用いる真空凍結乾燥機



燻蒸釜（アルプ使用）



古地図の洗浄・乾燥作業（2階作業室）



古地図の洗浄・乾燥作業（2階作業室）



昆虫資料の整理作業（2階収蔵庫前室）

## 11月16日 陸前高田市視察

### ○ 海岸付近の市街地区域の見学（11:30～）

市街地は、一面荒涼とした更地が広がり、解体前のビルディングとガレキが集積された小山が点々と存在していた。

#### 【海と貝のミュージアム（以下、「海貝M」）】

- ・海貝Mは、解体作業車が活動中で、敷地内に入ることはできなかったため、道路を挟んで反対側にある雇用促進住宅の駐車場から遠望する。海貝Mは、屋上から上の尖塔部分のみが、津波の到達を免れたらしい。5階建ての雇用促進住宅は、その被害状況から最上階ベランダまで津波が押し寄せたことを語ってくれる。

#### 【陸前高田市立博物館（以下、「市博」）】

- ・市博の建物は、視察の一カ月前に解体され、現在は更地となっている。唯一案内板や記念の石碑などが残されていた。何トンもある重い石碑が移動し倒されていたことから、当時の津波のエネルギーがいかに大きかったか、想像することができる。

#### 【陸前高田市役所】

- ・「陸前高田市役所」跡及び、それと道を挟んで向かいあう「文化会館」跡を見学する。当時多くの方が両施設に避難してきたが、市役所の4階まで押し寄せた津波のため、それ以下の階にいた人たち及び、3階建ての文化会館に避難したほとんどの人たちが飲み込まれてしまったとのことである。

## 陸前高田市街視察 画像資料



雇用促進住宅跡（左手）の駐車場から海貝M（右手奥）を望む



雇用促進住宅跡、最上階ベランダまで津波が到達



解体後の市博から市街を望む、市街地は一面更地となっている。



市博の案内板



市博の建物解体後の跡地



陸前高田市役所



陸前高田市役所正面玄関前に設置された祭壇

### ○ 旧生出小学校の見学（13:30～）

旧生出小学校は、海岸部の市街地から車で30分程を要する山間部にあり、閉校中である。現在、市博の仮施設として位置付けられ、被災した市博や海貝Mから搬出された資料を一時的に保管するとともに、校舎内で救済作業を実施している。また近々、校舎内に収蔵庫機能をもつ設備を設置し、恒久的な保管機能も果たせるようにするとのことであった。

ここではまず、現在の館長本多文人氏にごあいさつした後、主任学芸員の熊谷賢氏から被災状況及び現在の復旧状況について説明を受けた。本多氏は、元市博の館長であったが、震災当時はすでに退職されていた。また熊谷氏は、やはり元市博職員であったが、市の生涯学習課で勤務していた。ともに、職員全員が犠牲となった市博職員に代わり、資料救済の最前線に立たれた方である。

【熊谷氏による説明要旨】

・陸前高田市の文化財等関連施設の被災状況は、以下のとおりである。

①市立博物館：職員6名中 5名死亡 1名行方不明

収蔵資料約15万点のほとんどすべてが被災

（内訳）植物14,167点、昆虫30,000点、剥製（鳥類）304点、貝類4,836点、岩石・化石1,349点、考古34,229点、民俗23,295点、歴史12,357点、美術156点、写真・スライド等10,663点、文献等13,355点、その他671点

②海と貝のミュージアム：

職員7名中 1名死亡

収蔵資料約11万点のほとんどすべて被災

（主な内訳）鳥羽源蔵コレクション10,545点、千葉蘭字児コレクション29,015点、鳥海衷コレクション24,096点、柵山コレクション24,096点、海と貝のミュージアム収集24,640点

- ③市立図書館：職員6名中 6名死亡  
資料約10万点被災
- ④市埋蔵文化財整理室  
職員（教育委員会生涯学習係）8名中6名死亡  
資料約6万点被災
- ・陸前高田市で資料救済に当たった人員は、  
海貝M券市博 職員1名  
元市博館長1名（総括）  
嘱託職員5名（教委2名・海貝3名）  
臨時職員4名（前市博職員等・前海貝M職員）。  
3月下旬から救済活動を開始したが、これらの陣容が全員がそろったのは4月下旬以降であった。またこのうち7名が家屋流失や家族を失うなど、自身も被災者である。  
このほか3月下旬からすでに、岩手県立博物館等、県内の関係機関、学会・研究機関・大学、自衛隊等も救済に参加した。
- ・救済活動は、以下のような手順で行われた。
  - ①一次レスキューとして、まず上記4施設から約31万点の資料を搬出し、下記に搬送した。
    - ・旧生出小学校（約20万点）
    - ・岩手県立博物館（約10万点）
    - ・他機関（約1万点）
  - ②5月中旬以降、二次レスキューとして、搬出した資料の安定化処理を行った。
    - ・旧生出小学校に搬出された資料については、現在約5万点が安定化処理済みである。  
※なお安定化処理とは、資料を安定に保管するため、劣化の物理学的・化学的・生物学的な要因を除去することであり、とくに、生物学的劣化要因としてのカビの発生と繁殖による汚損および腐朽の進行の防止のための除菌、化学的劣化要因としての塩分の潮解による再吸湿およびカビの再発生の防止のために脱塩が重要である。最終的には、乾燥し保管する。ただしその後も経過を注意深く観察する必要がある。
- ・今回は、多くの資料がラベルから引き離されてしまったため、産地や寄贈者などの情報復元が大きな障害となった。ただし、一部民俗資料については、パウチされたラベルが紐でしっかりと資料に結び付けられていたため、喪失を免れた。
- ・今後の課題として、
  - ①膨大な資料（4館で約31万点）の安定化処理が残されており、その作業体制の確立と継続
  - ②ラベルの離散や劣化などによって散逸した資料情報の復元
  - ③これまで経験したことのない海水損資料の安定化処理について、処理後の経過観察の中で現れる様々な事象に、対処できる専門知識と専門家の確保
  - ④救済後の資料の最終的な収蔵場所の確保とその環境の整備  
現状では、他機関に保存処理を依頼している資料の返却は、受けられない。また将来的には新たな施設建設を求めていかなければならないが、そのための予算を確保するには、博物館に対する市民の理解を再度高める必要があるとのことであった。

#### 熊谷氏による説明 画像資料



熊谷氏（左から3人目から説明を受ける視察参加者（左端は本多館長）



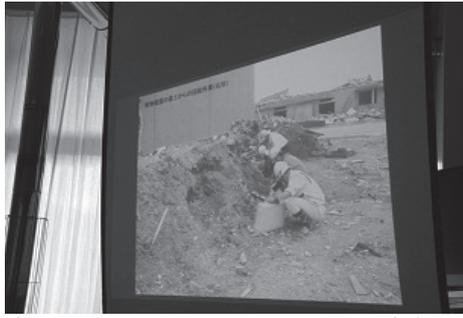
県指定文化財「旧吉田家文書」救済作業風景（熊谷氏の説明スライドから）



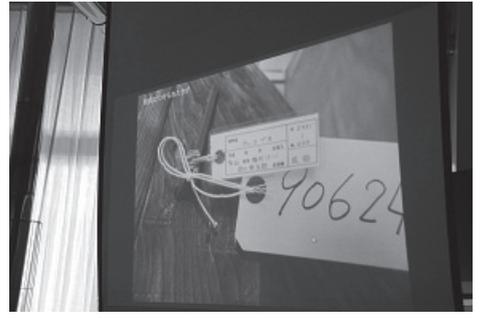
救済作業着手時の海貝M収蔵庫（熊谷氏の説明スライドから）



海貝Mでの自衛隊による舟の搬出風景  
(熊谷氏の説明スライドから)



市博屋外に搬出した残土から、再度資料  
を探す作業風景(熊谷氏の説明スライド  
から)



パウチされたラベルが紐でしっかりと  
資料にくくりつけられている  
(熊谷氏の説明スライドから)

### ○ 旧生出小学校校舎内での回収資料修復作業見学 (14:30～)

熊谷氏による説明の後、校内の教室で行われている作業風景、および体育館の仮保管場所を見学した。

#### 旧生出小学校視察 画像資料



古い教科書資料の洗浄・脱塩処理



処理手順を記した黒板。資料の性質に  
応じ、様々な注意事項が記されていた。



貝資料の処理



体育館 (資料仮保管場所)



体育館 (資料仮保管場所)



視察参加者と案内者(後列右端が本多館長、  
右から3人目が熊谷氏)



2階教室前廊下 (資料仮置き場)



民具収蔵教室



漁労用具収蔵教室



校庭に設置されたコンテナ（仮保管場所）

## 【参加者所感】

### 参加者A

今回の視察によって、以下のような点について視察前の考えを改める必要を感じた。

- ・まず初動時の救済であるが、今回の場合、現地へのアクセスが困難であるという点、さらに人命救助・被災者救援を優先させなければならない現地の状況、さらに現地情報の入手難などのため、震災後3週間はまったく資料救済に当ることができなかった。したがって、初動時の救済活動は、救済する側の体制が整っていたとしても、様々な外的な要因に阻まれる場合があることを想定すべきであると認識した。
- ・資料に関連する情報を安全な複数の場所で保管すること、資料ラベルの資料からの分離を防ぐこと、また鉛筆書き等によりインク消失を防ぐことなどが、資料の最終的な復元率を高めることになることと認識した。
- ・今回の資料救済に当っては、岩手県で最大の総合博物館である岩手県博に大きな被害がなく、救済拠点になれたことが幸運であったと感じた。逆に大型館自体が被災した場合の救済体制については、今後の大きな課題となるであろうと考える。
- ・切迫する現場において、資料救済の必要性が、救済の優先順位について議論している時間はないことから、これらについては、事前に関係者間でコンセンサスを形成しておくことが体制であると認識した。

### 参加者B

今回の岩手方面の視察において浮き彫りにされてきたことは次の3点である。

一つは最も基本的なこととしてあげることができるが、大規模自然災害発生時のどの段階で「博物館資料」や「文化財」の保護またはレスキューの活動が起動できるかである。

この件については、上記のモノを、国民、地域市民がどうとらえているかの意識に大きく起因するとともに、国、県関連市町村の行政が「人命救助」、「被災者の生活環境の確保」の第一義的な事柄に続き、どの段階で、どのレベルで活動していけるか、さらに、そのシステムが構築できるかに関わってくる。

二つ目は、これらのレスキュー事業を展開していく際の、技術的な情報共有の推進である。これに関しても、今回の東日本大震災は様々な分野のモノについて課題を投げかけたが、現状としては学芸員や研究者の個人的なネットワークで共有化が図られている状況である。

三つ目は、被災した文化財や、復旧を余儀なくされた博物館等の施設を復旧する際に課題となる、市民の「文化的意識」、「地域文化財の保護意識」等の涵養である。

上記3点に関して、国、県市町村行政、博物館関係者等の中で、議論、構築していく必要性を改めて感じたところである。



## 4 公開シンポジウム実施記録

【タイトル】博物館資料はなぜ救済されなければならないのかー

【日時】平成25年2月28日(木曜日)午後1時～4時 千葉県立中央博物館 講堂

【主催】千葉県文化遺産継承実行委員会/千葉県教育委員会/千葉県博物館協会地域振興委員会

【参加者】89名(美術館・博物館・行政関係者74名、一般15名)

【次第】

1. 主催者代表あいさつ(千葉県教育委員会 文化財課長)
2. 講演1 震災における博物館の被害と復旧の現状ー陸前高田市の事例ー  
(岩手県陸前高田市立博物館 主任学芸員 熊谷 賢)
3. 講演2 大災害と博物館ー岩手県の現場から考える博物館資料救済と関連する諸事情ー  
(岩手県立博物館 学芸部長 大石 雅之)
4. 講演3 福島県における文化財レスキューー原発事故による影響と博物館の役割ー  
(福島県立博物館 専門学芸員 竹谷 陽二郎)
5. 総合討論

【講演・発言 要旨】

### 1. 主催者代表あいさつ(千葉県教育庁教育振興部文化財課長 湯浅京子 氏)

本日の研修会は、毎年研修会を開催してきた県教育委員会と、文化財救済について取り組んできた千葉県博物館協会(地域振興委員会)、そして文化庁の補助事業の中で博物館資料の救済ネットワーク構築を検討してきた千葉県文化遺産継承実行委員会と共催で開催します。

東日本大震災からまもなく2年を迎えようとしています。本日の講演では、大変な被害から復興の歩みを続けておられる、岩手県陸前高田市立博物館から熊谷賢様、岩手県立博物館から大石雅之様、福島県立博物館から竹谷陽二郎様から、震災により博物館や文化財が受けた被害の状況、そして現在も復興に力を尽くされている中から得られた貴重な知見や御意見を頂けるものと期待しております。博物館資料は、地域の方々など、多くの皆様の理解や協力なくして、守ることはできません。大きな災害の復興・復旧の中で、博物館資料を守り伝えることの意義や、私たち博物館に係るものたちの役割を、本日お集まりのみなさんとともに考えていきたいと思っています。

### 2. 講演1

#### 震災における博物館の被害と復旧の現状 ー陸前高田市の事例ー

演者：陸前高田市立博物館

主任学芸員 熊谷 賢 氏



まず、千葉県をはじめ全国の皆様のご支援により、陸前高田市立博物館では被災資料のレスキューが今なお、進められることができていますことに対して、感謝申し上げます。ありがとうございます。

(タイトルバックのスライド) これは震災直後の陸前高田市立博物館の研修室に書置きされた一枚のメッセージです。そこには「博物館資料を持ち去らないでください。高田の歴史・自然・文化を復元する大事な宝です。陸前高田市教育委員会。」と書かれていました。この当時、陸前高田市教育委員会の職員の多くが犠牲となり、生き残った職員は、被災者の救援活動に必死で、文化財レスキューに係る余裕はありませんでしたので、我々がこのようなメッセージを残すことはできませんでした。どなたかが、教育委員会の名前を使い、代わって書いてくれたのだと思います。しかし、このメッセージの言葉に、我々の思いがすべて表現されており、その後のレスキュー

一活動において、心の支えとなりました。

地震発生時、私は（陸前高田市立博物館よりも海側にある）「海と貝のミュージアム」の事務室にいて、大きな揺れが収まった後に館内で（資料等の）点検を10分程度行い、津波が確実に来ると予想されたので、（北西に1kmほどの）陸前高田市役所庁舎屋上に避難しました。その後、地震発生から約30分後に津波が来ました。（市役所向かいの）市民会館は、3階建てで屋上もなく、（建物が丸ごと津波に完全に飲み込まれましたが、）市役所庁舎は3階建てですが屋上があったため、屋上に避難した人たち120数名は助かり、比較的被害の少なかった庁舎内の部屋で一晩を過ごしました。

陸前高田市の犠牲者は、死亡1,555名、行方不明者293名に達し（平成24年10月現在）、市役所職員も約3分の1の117名が犠牲となりました。また市教育委員会では、教育長、教育次長、課長補佐等も犠牲となり、震災直後、教育委員会の機能は完全に停止しました。その後、市の職員は、被災者の救援活動に当りました。

陸前高田市には、市の対策本部の他に、市内8箇所地区本部が設置され、私はそのうちの米崎地区本部に配属されました。地区内には18箇所の避難所があり、このうち米崎小学校には200名以上の被災者が避難していました。避難所の中には被災しなかった旧家もありました。地区本部の仕事は、各避難所の状況把握、救援物資の受け入れ仕分け配送、支援団体との連絡調整、医療チームへのサポート、自衛隊との連絡調整、ガソリン支援や救急患者の病院搬送など、避難者からの多種多様な要望への対応などでした。その後、3月下旬から徐々に本務に戻れるようになりました。

陸前高田市には4つの文化財関連施設がありました。市立博物館、海と貝のミュージアム、市立図書館、埋蔵文化財保管庫ですが、これらはすべて壊滅しました。約41万点の資料が被災した他、多くの尊い人命も犠牲となりました。陸前高田市立博物館では、6名の職員全員が死亡または行方不明、市立図書館でも全職員6名が死亡、海と貝のミュージアムでは職員7名のうち1名死亡（この建物には屋上にさらに二つの尖塔があり、津波はそこまでは達しなかった）、埋蔵文化財保管庫では管理する生涯学習課8名中6名の職員が死亡しました。

私は当時、教育委員会ではなく市長部局所管の「海と貝のミュージアム」（企画部商工観光課）にいましたが、博物館を含む文化施設全体の救済に当るように指示されました。そこで、博物館の内情が分かる旧職員など生き残った関係者11名に声をかけ、レスキュー体制づくりに着手しました。私の他に、レスキュー活動の総括として元陸前高田市立博物館長1名、嘱託職員5名、臨時職員4名からなる体制ができ、4月1日から活動を開始しましたが、このうち7名も家屋流失や家族を失った被災者であったため、活動当初は3、4名しか集まらず、全員がそろったのは4月下旬でした。

レスキュー活動は、まず一次レスキューと呼んでいる、現場から安全な場所への資料移動、二次レスキューと呼んでいるトリアージ、安定化処理などからなります。トリアージでは、劣化速度の速いものを救済することを優先し、地質資料、考古資料など、比較的劣化速度が遅いものは後回しにしました。したがって、腐敗の危険性が高く、劣化の進行が速い昆虫や植物などの標本を優先して、安定化処理を行うこととしました。安定化処理が終わった資料は、修復・保存処理を行い、最終的には収蔵庫に保管され、または展示されます。現在は、安定化処理を進めている段階です。ここがレスキュー活動の中でもっとも時間がかかる工程であり、私が退職するまでに全資料の安定化処理を終えることができるかどうか、という状況です。

一次レスキューは、3月下旬から動き出し、本格始動は4月1日から岩手県立博物館をはじめとする県内博物館関係者、県教育委員会、自衛隊等の協力によって行われました。このうち自衛隊は、公共性・緊急性・非代替性が求められる活動にしか参画しないことになっており、自衛隊がレスキューに参加した目的も当初は、御遺体の捜索でした。ただし遺体捜索のためには、施設の瓦礫をまず撤去しなければならないことから、自衛隊には瓦礫撤去を主に行っていただきました。4施設から約31万点の資料を一次レスキューすることができ、これらは旧生出小学校校舎に移送しました。現在は旧生出小学校に約20万点、岩手県立博物館に約10万点、その他の機関に約1万点が保管され、安定化処理が行われています。この一次レスキューは6月17日をもって一応の終了することができました。

一次レスキューはまず市立図書館に保管されていた県指定文化財「吉田家文書」から着手しましたが、この資料はすべて海水に浸かっていました。高田松原（の防風林）がなくなったせいなのか、被災直後の市街地はとて風が強く、そこに濡れた文書類を露出しておくと、風によって急激に乾燥が進み著しく劣化する危険性が高かったため、とりあえず応急的にビニールのごみ袋に密封しました。この図書館に保管されていた、旧役場の行政文書も同様の処置をし、搬出しま

した。(スライドは、4月2日の被災した図書館内に並べられているビニール袋入り文書資料)

次に、貝類標本が主な収蔵資料であった「海と貝のミュージアム」の一次レスキューに着手しました。これは、回収すべき資料が貝類標本だけなので、比較的早く終了できるのではないかと考えたからです。ここは、海岸線から300メートルの地点に立地しており、建物と海の間には建築物がほとんどありません。そのため市立博物館に比べ、瓦礫の量は少なかったです。ただし貝類標本の多くがポリチャックに入っており、海水に浮かんでしまい、いろいろな場所に運ばれてしまったので、建物内のあらゆる隙間や展示ケースの裏などに入り込み、回収は容易ではありませんでした。また、天井の梁に引っ掛かった展示ケースが余震によりいつ落下してもおかしくないという危険な状況の中での資料回収作業を行いました。鳥羽源藏・千葉蘭児両先生のコレクションも少なからず流失してしまいましたが、展示標本は展示ケースが強化ガラスであったので、標本は外に流出せずケース内部に留まったままでした。そのため、ケースを壊しながら資料を回収しました。三陸の海に生息する生物を展示していた水槽は、丸ごと津波で持っていかれてしまいました。この海と貝のミュージアムの一次レスキューは自衛隊の協力を得られる前に地元スタッフと県博等の関係者のみで終了することができました。陸前高田市全体の文化財レスキューは6月17日にほぼ一時レスキューは終了しましたが、ツチクジラの剥製だけは、その後国立科学博物館の支援を受け、6月29日に搬出しました。この時は、自衛隊の協力で搬出し、現在、国立科学博物館の筑波収蔵施設で保存処理を行っています。

次に陸前高田市立博物館のレスキューについてですが、この博物館は、50年以上の歴史があり、東北第一号の公立博物館です。被災後の建物内には、2件分の民家、3台の車を含む大量の瓦礫が入り込んでいました。すべて引き波が運んできた瓦礫です。大きな花崗岩の石彫があったが、これも大きく移動していました。

瓦礫を撤去しつつ資料回収を行いました。瓦礫撤去後に室内には土砂が堆積しており、中には1m以上の厚さに堆積している場所もありました。この中から、発掘調査のように資料回収を行いました。縄文時代の装身具(クマの指に穴をあけたもの)などが、ここから発見されました。本来、室内で堆積した土砂を篩いにかけてかかったのですが、土砂が湿っていたため、一旦屋外の建物裏に搬出し、そこで一旦乾燥させてから篩いました。その後、屋内に残された土砂は1年以上経過してもまだ湿っていました。一階収蔵庫のスチールの棚は、変形していて資料の入ったコンテナなどを取り出すことができず、解体するしかありませんでした。ただし、すでに震災後1か月以上経過していたので、ネジ・ボルトも錆びついて回すことができませんでした。段ボールに納めていた植物標本は、浸入した海水が時間とともに抜けて行ったので腐敗などは免れました。一方、プラスチックのコンテナに納められていた標本は、海水が抜けず、腐敗の原因となりました。

一次レスキュー作業は4月後半から自衛隊の協力を得られるようになりました。1部隊約30人が協力してくださり、作業は一気に加速しました。それまでは、16km離れている資料搬出先の旧生田小学校に、軽トラック1台で運搬していましたが、当時は道路状況も悪く、この運搬に往復で2時間を要していました。自衛隊が参加してからは、2tトラック3台で、ピストン輸送していただきましたので、資料の搬出も一気に加速しました。自衛隊の参加当初は、文化財の扱いに慣れていない隊員が資料回収にあたることに対して不安もありましたが、その不安はたった1日で払拭されました。指示系統がしっかりしているため、部隊長に、作業方法や資料取り扱い上の注意事項を伝えると、末端の隊員にまですぐそのことが徹底されました。国指定の登録有形民俗文化財の漁撈用具の中にカッコ舟(和舟)が2階展示室にありました。海水を吸ったために非常に重くなっており、なかなか搬出できずにいましたが、自衛隊員18名により人力で一気に搬出することができました。

時間が経つと、室内に残された汚泥が資料に付着してベトベトな状態になっており、さらには中には硫化水素のような腐臭を発する汚泥もありました。昆虫標本は、ドイツ箱のガラスが割れ、土砂がすべてに入り込んでいました。段ボール以外の引出標本棚に納められていた植物標本は、標本自体は一点一点ビニール袋に入れてありましたので、若干海水が入った程度で、比較的保存状態は良かったです。プラスチック容器に納められた資料は、中に入った真っ黒い海水に1ヶ月以上も浸かっていたため、繊維がばらばらになってしまうなど、劣化が進行していました。民俗資料は、薫を使用した資料などは、すでにカビが発生しており、木表面などに塩分が析出しており、早く救済しなければならないと感じました。

博物館内部の回収作業に目途が立った後、外に堆積させておいた砂を篩いました。その中から骨角器が100点ほどの他、市の指定文化財となっている青銅製の平安時代の遺物など、貴重な資料も発見されました。館内の回収作業では、かなり見落としがあると考えていたので、篩

わなければならないということはスタッフ全員が感じていました。また、一般の民家の瓦礫も室内に多数入り込んでいましたので、漆器のお椀などは素材が分からず（木なのかプラスチックなのか）、民俗資料なのか瓦礫なのかの区別がつかないものも多くありました。この経験から、確実に瓦礫と分かるもの以外、資料であるか瓦礫であるか迷ったら、すべて回収する、という方針で作業を進めて行きました。

埋蔵文化財保管庫については、4 施設の中でも最後に一次レスキューを行いました。これは、ここが旧学校給食センターで、建屋が完全になくなっていましたので、資料は残っていないと判断し、4 施設の中では、最後にレスキューに入りました。実際は、厚く堆積した砂に、大量に資料が埋まっており、ここの回収が約 1 ヶ月ととっても長く時間が必要でした。最終的に、コンテナ 700 箱、土嚢袋で 500 袋分の資料を回収されました。

二次レスキューについてです。6 月 17 日に一次レスキューが一応終了しましたが、その間、5 月中旬から二次レスキューも同時並行で行っていました。この段階から文化庁の被災文化財等救援委員会（以下、「救援委員会」）の支援を受けました。二次レスキューの段階から救援委員会に係るようになったのは、一次レスキューは、市博、県教委、県博、自衛隊等、博物館の状況をよく理解している自元の関係者中心で完結できるとの判断があったためです。実際、このことにより一次レスキューはスムーズに進んだと考えています。もしも一次レスキューの段階から救援委員会が入ってきたとしても、地元を受け入れ体制を作ることは困難であったと思われます。むしろ方法論が確立していなかった二次レスキューの段階では、専門家の助言が不可欠であり、救援委員会の専門家の指導が必要となりました。この一次、二次の役割分担は、作業の流れをスムーズにしてくれたと考えています。

二次レスキューでは、今述べた救援委員会の他、県立博物館、県教育委員会、全国の大学や学会等の支援を受けながら、5 月中旬以降、旧生出小学校や県博など関係機関で安定化処理を開始し、現在でも継続中です。平成 23 年度で約 5 万点、24 年度で約 4 万点、あわせて現在まで約 9 万点の安定化処理を終了しましたが、このペースで今後も進むという保証はありません。なぜなら、安定化処理は、比較的処理しやすい資料から始めたため、今後は、処理の難しい資料に当らなければならないので、今までのペースで安定化処理を進めることは難しいかもしれません。

二次レスキューで行っている安定化処理とは、劣化要因を取り除くことであり、劣化要因には、物理学的劣化要因、化学的劣化要因、生物学的劣化要因の 3 つがあります（岩手県立博物館赤沼英男先生による）。物理学的劣化要因としては、海水に浸かった資料が急激な乾燥によって亀裂が発生したり、津波による破損などがあります。生物学的劣化要因としては、カビの発生です。そして化学的劣化要因としては、海水の塩分による吸湿、カビの再発生があります。安定化処理の方法は、資料により異なるが、まず次亜塩素酸ナトリウム水溶液に被災資料を一定時間漬けて除菌し、その後、軽く水洗いした後、水道水に漬けて脱塩を行います。脱塩は、水道水と同レベルの塩分濃度になった段階で一度取り出し、さらに精製水に入れて再度脱塩をします。その間、汚れのひどい資料は、超音波洗浄機による洗浄を行います。脱塩後、乾燥させ、その後、経過を観察します。この安定化処理がしっかりできていないと、修復処理に移れないし、収蔵庫にも入れられません。安定化処理がきちんとできていないと、後々、カビの再発生など様々な問題が生ずることは間違いありません。

二次レスキュー作業には、閉校した旧生出小学校の全校舎を使用していますが、災害時に閉校した校舎を活用するのは有効であり、今後にとって大きな教訓となると思われます。ただし、震災直後というのは、学校をはじめとする公共施設は、被災者の避難所や救援物資の集積所、ご遺体の安置所などとして使用されてしまいます。実際、旧生出小学校も救援物資が集積されていたため、すべてのスペースをレスキューに使用できるようになったのは、平成 23 年 10 月以降でした。

小学校の校舎に保管されている資料のうち、民俗資料は、ラミネート加工した資料ラベルを、タコ糸で直接資料に結びつけてあったため、資料名や旧所有者など資料に関する情報の散逸を防ぐことができましたが、他の資料は、情報が失われた例も多く、最終的な資料復元の障害になるとされます。紙資料については、当初保管する冷凍庫がありませんでした。そのため苦肉の策として、扇風機等を用いてまず乾燥させましたが、結局、カビの発生を阻止することはできませんでした。発生したのは、黒カビの一種などさまざまであり、他の資料を汚染する可能性も高かったため、救援委員会に依頼し、段ボール 360 箱分を仙台の冷凍庫に移送し、保管していただきました。また、当初、安定化処理はあまり必要ではないだろうと予想していた骨角器なども洗浄して、脱塩しただけではベトつきが残り、バクテリアか何か目に見えないものが付着していることが分かりました。そのため、乾燥させ、状況を伝え奈良文化財研究所に搬出し、応急処置をし

ていただきました。このことにより、保管する全ての資料について、安定化処理を行うという方針を決めました。

石碑の拓本 200 本については、元の石碑自体が津波で流失してしまった例が多く、拓本がその存在を示す唯一の証拠となりました。この拓本は、軸装にカビの発生が見られたので、本紙だけを外し、脱塩処理を行いました。鉄・木製品の脱塩については、鉄だけなら大きさにもよりますが、約 1 週間で塩分は抜けるようです。しかし、木は 1 ヶ月脱塩しても塩分は感知されるということもありました。そのため、包丁のように柄は木で刃先は鉄、というようなものは、処理がとて面倒になります。

市内の小学校に保管されていて震災後ひと夏を経過し、12 月まで放置されていた明治時代の教科書は、カビの発生が激しく、紙表面には「ぬめり」があり、処理に非常に時間がかかりました。教科書は除菌し、丁寧にページ一枚ずつ洗浄し、脱塩し、脱塩後はクッキングシートを挟んで冷凍保存しました。冷凍保存したものは県博に移送し真空凍結乾燥処理を行っていただいています。未処理で土砂を払っただけの資料には、カビが発生する危険性があるので、ガス燻蒸を行いました。一時的に燻蒸することでカビを抑えても、一冬越して気温が上昇して来ると、安定化処理をしない資料には再度カビが発生してきます。また、鉄製品については、東京国立博物館の指導で、ガスバリアフィルムに収納し、脱酸素剤を入れて密封し、錆の進行を遅らせる処理を行いました。

二次レスキューについても、可能なかぎり、自分たち地元の人間で安定化処理をする方針で進めていますが、まだ 22 万点の資料が未処理のまま残されており、今後、長期化が予想されます。3 月で救援委員会は解散しますが、海水損した資料の処理方法は、まだ未確立であり、これからも試行錯誤しながら安定化処理を行っていかねばならないと考えています。資料自体は、一次レスキューにより 7～8 割は回収できていますが、展示できる状態まで復元する、復元率をどこまで上げられるかは、未知数であり、これからが本当の勝負になります。また、資料を恒久的に保管する環境を整えるのも、重要な課題です。現在、国の被災ミュージアム再興事業の採択を受け、旧生出小学校の体育館内に、仮設の収蔵庫を建設中です。また、大型超音波洗浄機等も整備する予定です。しかし、被災した全資料を保管することは到底不可能であり、将来、新しい博物館が建設されるまで各機関に保管をお願いしているところです。

最後に、文化財復興は、インフラ等、社会や生活の基盤復興とともに、復興にとって欠くことのできないものであり、それらが両輪となって、一緒に動いていくことが本当の復興である考えます。文化財の残らない復興は本当の復興ではないとの信念を持ってこれからも、長い戦いは続きますので、皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

### 3. 講演 2

#### 大災害と博物館

#### ～岩手県の現場から考える

#### 博物館資料救済と関連する諸事情～

演者：岩手県立博物館

学芸部長 大石雅之 氏



岩手県立博物館には、学芸員が 17 名おり、そのうち自然史系は 5 名である。岩手県全体で自然史系学芸員は手薄である。演者は、自然系のうち地学系を専門分野にしている。

地震は自然現象であるが、震災は社会現象である。したがって博物館としても、震災に対してできることがあり、また災害発生以前からやっておかなければならないことがある。危機管理体制の整備はもちろんであるが、博物館としては、たとえば災害展などを開催することで、発生頻度の少ない大規模災害を普及啓発することなどが求められる。たとえば「津波てんでんこ」で有名になった山下文男氏は、平成 20 年当時、三陸沿岸には津波博物館が必要であると主張していた。また県立博物館に津波の展示がないのはおかしい、とも批判していた。県立博物館としては、それまでも「ハザードマップ展」(平成 18 年度)など、災害関連の展示会を開催したこともあったが、山下氏の指摘後、準備中だった「いわて自然史展示室」に「津波コーナー」を組み込んだ。

また震災後に博物館が行うべきこととして、記録写真や被災遺物の収集、被災状況の調査がある。岩手県で何が起きたかを、正確に記録し、博物館として後世に向けて保管し、展示しなければならない。震災後 2 週間ぐらいは被災現地にまったく近づけず、現地に初めて入ったのは 3 月 25 日であったが、実際に自分の目で見る被災地の状況は、テレビなどのメディアが伝えてくれるものと全く違い、大きなショックを受けたのを覚えている。陸前高田市のガレキの中で、地元の人たちが作業している様子、田野畑村で線路がなくなっていた様子、宮古市で、標高 40m 付近にも津波で運ばれた木の屑があったことなど、震災直後の状態を示す記録も博物館がしっかりと収集し保存しておく必要があると考える。

実は現地に行くまで、文化財レスキューが展開できるという意識はなかった。現地の博物館資料がまだ残っている様子を見て、その写真を博物館の上司や同僚に見せることにより、レスキューについて、やっとリアリティーが出てきたというのが正直なところである。

レスキューは、熊谷氏の講演でも紹介されたように、まず陸前高田市立図書館に保管されていた古文書類を応急的にポリ袋に納める作業から開始された。その後、陸前高田市立海と貝のミュージアムでの貝類標本のレスキュー、陸前高田市立博物館でのレスキューと続いた。回収された資料の一部は、岩手県立博物館に運ばれ、荷解き室等に保管された後、二次レスキューの作業に入った。植物標本や昆虫標本は、ここから全国の博物館に送られ、そこで二次レスキューが行われている。

文化財レスキューの体制に関するフローチャートであるが、岩手県の始動は、文化庁の東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業が機能し始める前だった。文化庁の被災文化財等救援委員会から連絡があったときには、岩手県はすでに全県的な救援活動を開始していた。救援委員会と連携を取り始めたのは、5 月以降、二次レスキューの安定化処理作業に入ってからである。現在もこの連携は継続している。なお文化庁の救援活動は、現地からの要請があつてから動くというものであり、混乱する現地の状況を考えると、問題はあつた。

ツチクジラの標本救済は、5 月と 6 月の二回にわたり、国立科学博物館と自衛隊、県内博物館などの協力で実施し、その後、筑波の国立科学博物館で処理を行い、現在はほぼ終了したとのことである。

県内のその他の博物館としては、釜石市の「戦災資料館」が壊滅的な被害を受けた。また山田町にある「鯨と海の科学館」では、マッコウクジラの標本が浸水する等の被害があつた。さらにここには、吉崎誠氏（東邦大学名誉教授）が収集した約 8 万点の海藻資料が、震災直前に寄贈されていたが、それがすべて被害を受けてしまった。

なお、陸前高田市立博物館の植物・昆虫標本の一部は全国に送られたが、岩石や化石などの地質標本は重量があるため、現地で救済に当ることになった。このため、全国から大学や博物館等の地質学古生物学の専門家が集まってくれた。専門家は、指示を与えなくても自ら考え判断し、作業することができるので、作業は進んだし、また作業の過程で、重要な標本を発見することにもつながった。

平成 23 年度の二次レスキューは、洗浄作業（安定化処理）に限られていたが、24 年度からは、標本の同定や整理の作業も行うようになっている。

なおこの間、震災の年の 8 月に、陸前高田市矢作町飯森の古生代の化石標本が、被災を免れた状態で発見されたことがあつた。これは大正 7 年に東北大学の早坂一郎氏が、陸前高田の鳥羽源藏氏の紹介で同定を行った標本で、その後早坂氏と鳥羽氏の交流はつづき、宮沢賢治が花巻で見つけた胡桃の化石を早坂氏が同定したのも、この交流のためであつた。交流の縁を取り持った標本なのである。

この化石標本はその後、矢作小学校に長く保管されていたが、小学校閉校が決まり、その前に陸前高田市立博物館が引き取るようになっていたらしい。その収集のため、博物館職員が矢作小学校に向かっていったのが、まさに震災当日であつた。しかし、彼らは、地震発生直後に、矢作小学校の手前の下矢作小学校から博物館に引き返し、津波で犠牲になったということである。したがって、この経緯を知る博物館職員がいなかったため、8 月までその標本の無事は知られていなかった。

また陸前高田市立博物館所蔵の有名な標本である気仙隕石も、被災を免れた貴重な資料の一つであつた。この標本は、震災時、茨城県自然博物館に貸し出し中であつたため被災から免れたのであるが、このことを知る関係者がすべて犠牲になってしまつていたため、レスキューに当たった誰もが、津波で流失してしまつたと思つていたのである。その貴重な標本が無傷であつたことが分かつたときの喜びは、とても大きかつた。

震災後、4 月から岩手県立博物館は本格的な資料の救援活動を開始したが、当初は「表立って」

という雰囲気ではなかった。多くの人命や財産を失われた中で、「なぜ博物館資料の救済なのか」という空気があったことは間違いない。当初は、館としてマスコミなどへも伝えるのをひかえた。いっぽう、博物館のない自治体などでは、個人宅に保管されていた文化財が捨てられてしまったり、博物館があっても学芸員のいない博物館の資料が捨てられたり、ということが起きたのは、残念なことである。

本シンポジウムのテーマ「博物館資料はなぜ救われなければならないのか」を考える上で、重要なことは、博物館の資料は非代替性という特徴を有し、一度失われたら二度と元に戻らないかけがえのないものであるということである。博物館資料は、地域のアイデンティティー、文化の復興のために不可欠なものであり、したがってイコム（国際博物館協会）の倫理規定でも、「できるだけ安全に保管し、将来へ継承する」ことが義務づけられているのである。岩手県立博物館で開催している、いわゆる「文化財レスキュー展」でも、博物館が文化復興を支援することや、将来の世代へ責任を有していることなどを謳っている。県立博物館の使命書の中には、「自然環境や文化遺産の保全をし、県民の知的活動に寄与する」という文言もあり、これは今回の資料救済に当たっての根拠ともなった。

ただしどの資料を救済対象とし、どの資料を優先的に救済するのかという、救済の範囲と優先順位に関しては、簡単な問題ではない。重要文化財や指定文化財が救済対象となり、優先的に救済されるべきという考えは、おそらく異論のないところだろうと思うが、自然史標本はどうかという点になると、必ずしも簡単に合意が得られるものではない。岩手では、これらすべてを救出することにしたが、ただし自然史標本は結果的に遅れて救済されたため、カビの発生を招いてしまったという現実がある。

文化庁の被災文化財等救援委員会の考えでは、「文化財等」の「等」のところで、自然史標本も救済の対象に含まれるという考えだったらしい。今回は、自然史標本も人文系資料とともに、結果的には同等に扱われ、救済されたが、それは現場の担当者が頑張ったからであり、もし頑張らなければ、どうなっていたらどうかと不安になる場所である。自然史標本については、大学などでも、教員退職後に残された標本をどうするのか、という議論が出てきて、やっかいもの扱いされることがあるからである。

自然史資料を文化財に包含すべきという考えもあるが、自然の一部を加工することにより形成される文化財と、自然そのものである自然史資料は、やはり区別されるべきであると考え。また文化財については、教育委員会に担当部署があるのが一般的であるが、自然史資料については、天然記念物を除き、担当部署はなく、行政的な背景に乏しい。公的に自然史資料を扱っているのは、博物館学芸員と大学教員だけ、というのが現実である。これまで、自然史資料の位置づけについて、真剣に語られてこなかったため、今回、救済の現場で一定の混乱があったのは事実である。

博物館同志の連携については、震災前までにすでに継続的に行われていた連携関係が、救済の際にも有効に機能したと考えている。たとえば岩手県立博物館の地質観察会では、県内の博物館と共催にするようにしているが、平成18年には、今回被災した陸前高田市立博物館との共催で実施した。また「学芸員ネットワーク・いわて」という、学芸員個人レベルの自主的な草の根ネットワークが存在し、年1回の会合を開催してきた。これは、平成20年には陸前高田市立博物館が会場となっており、学芸員同士の親睦を深めた経緯がある。今回、熊谷氏は、この学芸員同士のつながりで、まず大船渡市立博物館に最初のSOSを発信した後、一関市博物館や岩手県立博物館へ情報が伝えられていった。普段から顔の見える学芸員どうしのネットワークがなければ、これほど迅速な救済体制ができたかどうか疑問である。

博物館の組織間連携の一つとして、現在76館が加盟する「岩手県博物館等連絡協議会」があり、今回の救済においても主に情報収集という点で機能した。さらに、岩手県立博物館の事業として毎年「文化財等取扱講習会」を実施しているが、そこに集まる市町村の文化財関係者の繋がりも、今回の救済活動では有効に働いた。その他、地学系学芸員メーリングリスト、西日本自然史系博物館ネットワーク、昆虫担当学芸員協議会ケーリングリストなど、学芸員個人が加盟する専門分野別の全国的なメーリングリストがあり、今回の救済に当たっては、植物・昆虫・地学標本等の全国的なレスキュー体制構築に、力を発揮した。

ネットワークにはそれぞれ特徴があり、たとえば学芸員の個人レベルのネットワークは、高いスピード性という長所があるが、責任ある情報発信にならないという短所もある。他方、博物館など機関同士のネットワークには、公的な情報発信になるという長所がある反面、迅速性に欠けるという欠陥もみられる。また平時、このような機関同士のネットワークが、貴重な情報交流の場になる可能性もあるが、加盟館の単なるイベント宣伝の場に成り下がることもある。いずれに

してもネットワークは、全国で孤立奮闘している学芸員に、適切な情報を提供する重要なツールとなっていることは間違いない。ただしこのことは、裏返せば、博物館組織において学芸員がなぜ孤立してしまっているのか、という組織との関係という根本問題も含んでいることも示している。また、林立するネットワーク相互の交流が乏しいという問題も、今後考えてゆかねばならない。

今後の課題としては、ネットワークを活用し、データベースのバックアップ保存、あるいは災害時の協定の事前締結などがあると考え。たとえば救援委員会は、基本的に現地からの要請による動くシステムであるが、現場で「助けてくれ」という声が上げられない状況や、被災者の救援など、自治体職員として他の仕事に忙殺され、SOS を発信できない状況などを考慮したシステムに変えていく必要があると考える。この場合、災害の相互援助協定を事前に締結することにより、現場の要請がなくても、現地に駆け付けて救済作業に着手できる正当性をあらかじめ得ておくことも大切である。そのためには、平時にしっかりと協議していく必要がある。文化財は誰かの財産なので、勝手に持っていったりすることはできないからである。自然史資料については、人類共有の財産という意識が高いので、文化財よりは扱いは容易かもしれない。いずれにしても、有事にあわてないよう、事前協定を提携しておくことは必要である。

博物館の救済は、なにも資料に限られたものではない。博物館機能支援には、教育普及事業への支援もある。たとえば、国立科学博物館の「科博コラボミュージアム」を岩手県内7館で巡回実施したが、陸前高田市にも昨年の夏に実施し、市立博物館の本多館長が「旧生出小学校で文化財のレスキューを行っていても、なかなか市民には知られていない。この展示があって博物館が生きていることを市民にお知らせすることができました。」と、印象深いあいさつをされていた。

連携に関連するが、岩手県では、震災前、三陸海岸域でジオパークの認定を受けようという動きがあった。震災後、動きは一時ストップしていたが、また再開した。博物館もジオパークの拠点施設として、この動きに連携を求められており、このことも将来の重要な課題として考えていかなければならない。ちなみに、震災直前の2月に、ジオパーク推進協議会設立の会合があり、そこでお会いした陸前高田市教育委員会の方と、陸前高田市でもこれを推進していきたいと話合っていたことを覚えている。しかしこの方は、震災の犠牲になってしまった。

最後に、被災遺構の保存について触れたい。地震や津波によって壊れた建物などを保存し、将来の警鐘にしようという考えである。たとえば宮古には古くから、「ここより下に家を建てるな」という有名な石碑があった。過去の災害後に建てられた石碑は、通常時がたつにつれ忘れられ、防災上の効果はあまり大きくない。しかし、民宿の屋上に乗った観光船のように、何が起こったかを無言のうちに語る被災遺構は、長らく保存されれば防災意識が低下した頃に威力を発揮する。被災遺構は、地元では、悲慘な当時の記憶をよみがえらせるとして、反対する人たちも多いが、地質関係者には、賛同する人が多い。これはおそらく、地質関係者が、一般の人たちよりも、長いタイムスパンでものを考えることに慣れているからなのかもしれない。いつ起こるか分からないが、遠い将来には確実に起きると確信できる知識をもった人たちでもあるからだろう。

今後は、地質系学芸員として、大規模災害が発生する周期と、それに比べてはるかに短い人間の寿命とのタイムスケールのミスマッチを埋める作業に取り組むことが重要だと考える。博物館は、来館者の日常のタイムスケールを、地質学的なタイムスケールへ導く入口の役割を果たすことができるはずである。博物館での普及活動が、将来の人の命を守ることにつながる、かもしれないのである。

なお今回の経験から、我々が教訓としなければならないことはたくさんある。しかし災害は、時間・場所・規模など、すべて個性的である。今回の東北での事例を、ただ機械的に当てはめてしまうようなことは、避けてほしいと考えている。

#### 4. 講演3

##### 福島県における文化財レスキュー —原発事故による影響と博物館の役割—

演者：福島県立博物館

専門学芸員 竹谷陽二郎 氏



福島県における被害概況（2011年10月現在）は、死亡・行方不明5,817名、仮設住宅生活者10万人、県外避難者6万人である。県外避難者が多いのが、福島の特徴である。地域別では、（太平洋に面した）「浜通り」に被害が集中している。博物館の被害状況でも、中通りの一施設を除くと、やはり浜通りに被害が多い。

ただし津波によって直接被害を受けたのは、「アクアマリンふくしま」一館のみで、残りは、原発事故による閉館である。浜通りの各市町村には、だいたい一つの博物館がある。広野町の場合も、役場の中に教育委員会所属の収蔵庫があり展示室がある。海拔ゼロmの「アクアマリンふくしま」を除くと、これら市町村の博物館は、津波侵入域より高い海拔10m以上の高台に立地しており、津波の直接の被害は免れた。ただし、その後の原発事故による警戒区域内の博物館は、空調等も喪失した状態で放置されることになった。

人文系資料のレスキューについては、民間の「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」が有効に機能した。この団体は、中越地震を契機に、震災の数カ月前の2010年11月に、福島県文化振興事業団（福島県歴史資料館）が中心となり、福島県立博物館、福島大学、福島県史学、一般市民に呼び掛け、設置された。一般市民の寄付・義捐金で運営されている組織である。今回の震災では、教育委員会を通し地元からレスキューの要請等の情報を入手し、ネットワークが中心となって救援隊を組織したり、福島県博物館連絡協議会を通して博物館からも救援隊を出し、所有者の立会の下、文化財レスキューを行った。その後、福島県立博物館や歴史資料館に被災資料を運び、一時保管した。

その他、本ネットワークが募集したボランティアに、現地での救援に参加してもらったり、その後のクリーニングに参加してもらった。震災後4月から活動を開始し、2012年12月までに39件のレスキューを実施してきた。ただし原発事故警戒区域外のレスキューが中心であった。警戒区域内には入れないし、先に述べたように、浜通りの博物館自体は、津波による直接の被害をほとんど受けなかったことから、このレスキューは個人宅の文化財資料が中心であった。

被災資料を受け入れた福島県立博物館では、一時保管庫が広くなかったため、作業室を解放し、被災資料を一旦保管した。クリーニングなど、これまでレスキューした資料は、17件、約4,900点である。レスキューした資料のほとんどは、寄贈・寄託扱いで、博物館が今後も収蔵することになっている。なおこれら被災資料のクリーニングや整理は、ボランティアが行ったが、多くは、発掘調査の経験者の方々、山形県文化財防災ネットワークの方々、市町村の文化財・図書館関係者の方々、県内外のアーキビストの方々、保存修復学者の方々、大学生の方々などであり、完全な未経験者ではなかった。

文化庁の救援委員会には、先に紹介した、中通りで一件だけ被災した施設のレスキューについて、支援要請を行った。ここは、藤沼ダムが震災によって決壊し、下流で7人が亡くなる被害を出した場所であるが、このとき長沼町文化財収蔵庫の資料も被災した。救援委員会と行ったレスキューによって回収した資料は、現在、奈良文化財研究所に移送され、修復作業が行われている。2011年度の救援委員会への支援要請は、この一件のみであった。他の施設については、原発事故への対応に追われ、支援要請が出せる状況ではなかった。

自然史標本のレスキューについては、まずアクアマリンふくしまから始まった。ここは、津波による電源の喪失で、水槽の循環装置が停止したため、大量の生物が死滅してしまった。そこで、大型哺乳類と希少動物を救出するため、まず日本動物園水族館協会が動き、鴨川シーワールド等、東日本から中部日本の水族館に協力を依頼し、それらの館に移送し、預かってもらうことになった。その後、多くの動物は、2011年7月までに返還され、7月15日にアクアマリンふくしまは

再開した。

いわき市石炭・化石館は、川のそばに土を盛って造成した軟弱地盤に建てられていたため、地震による揺れの被害が大きかった。展示されていたクビナガリュウの全身骨格が破損したり、収蔵庫でキャビネットが転倒し、資料が床に落ちたりするなどの被害があった。これらは、いわき市の独自予算で復旧した。ただし破損したゴンフォテリウム（ゾウの化石）の頭部は、林原自然博物館（岡山県）の技術者が応急処置をし、その後一時、国立科学博物館の「恐竜博 2011」で展示された後、林原自然科学博物館に移送して修復された。2011年10月末には返却されている。

自然史標本のレスキューについては、このように全国的なレベルの学協会や、被災した各館が独自に有する他県の博物館との繋がりが機能した。その他、昆虫標本については、「虫の会」という県内の研究団体に預けられたりした。

個人所蔵の自然史標本のうち、Y氏が収集した化石類は、自宅が原発事故で住めなくなったため、福島県立博物館に寄託された。南相馬のT氏の有名な化石コレクション約5,000点は、津波で流されてしまったが、御本人の努力により、自宅から3km以内の範囲で700点近く発見し、回収することができた。T氏は、これまでに新種記載の基となった完模式標本を5点ほど収集していたが、それらは鹿島歴史民俗資料館など公的機関に保管されていたため流出を免れて助かった。その意味では今回の震災は、貴重な標本は、個人で所蔵するのではなく、博物館等で保管されるのがよいということ、教訓として教えてくれる。実際、浜通りの博物館の多くでは、個人が収集した化石標本が、地域の重要なコレクションとして保管・展示されている。

警戒区域内でのレスキューについては、危険が伴うので、先ほど紹介した「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」など、民間団体だけで行うのは困難である。行政が責任をもたなければならないということになり、2012年5月、県教育委員会、被災地市町村教育委員会、福島県立博物館、財団法人福島文化振興事業団（福島県歴史資料館、福島県文化財センター白河館）、福島大学うつくしまふくしま未来支援センターからなる「福島県被災文化財等救援本部」が立ち上がった。ここが基点となり、「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」や福島史学会等の学会との連携のために連絡調整、さらに文化庁の救援委員会への支援要請や派遣職員受付のための連絡調整を行った。

何を優先的にレスキューするかであるが、文化財保護法では、文化財とは「・・・動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）」（第二条四）とされ、明らかに動植物や化石・岩石も文化財に含まれる。自然史標本が文化財でないから、文化財のレスキュー事業の対象外であるという考えは成り立たない。ただし、警戒区域内の施設では、メンテナンスや空調がなされなくなったため、カビや虫害そして雨漏り等による資料の劣化が進んでいる恐れがある。劣化の進行が進んでいる資料を優先して救出することは当然で、結果として、劣化の進行が遅いとみなされた化石・岩石等の地学標本は後回しにされた事実はある。したがって、地学系学芸員の演者は、まだ避難区域でのレスキューにはまだ参加していない。以下は、参加した同僚等からの情報による、警戒区域内のレスキューの状況である。

警戒区域あるいは居住困難区域での資料レスキューに当っては、警戒区域への立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者（公益目的）」に認められ、資料レスキューは、この「公益目的の一時立ち入り」に該当するという判断から、市町村による許可を得て実施された。

（警戒区域内では、家畜の牛が野生化したり、野生のイノシシと家畜の豚が交配し「イノブタ」が生まれていて民家を荒らすなどの被害が出ていた。震度6強の双葉町は、民家が倒壊したり、放置された線路に草が生えたりしていた。）

救済に入った警戒区域の双葉町歴史民俗資料館は、まだ資料棚が倒壊したままで、床に落ちた資料も放置されたままであった。電気も通じていないので、ヘッドライトで館内を照らしながら、救済すべき資料を探していった。資料は、一つ一つGMサーベイメータを用いて、放射線量を測定し記録した。これは、表面放射線量が1,300cpmを超える標本は、搬出せず博物館内に残すという方針を立てていたためである。「公益目的の一時立ち入りにおける注意事項」で定められた家財道具等の持ち出し限度は13,000cpmであるが、それより10分の1厳しい基準を設定した。これは、資料を一時保管する予定の旧相馬女子高校の校舎が、街中に立地していることから、地域住民の理解を得るためであった。実際には、これまで「持ち出しレスキュー」を行った3館（双葉町歴史民俗資料館、大熊町民俗伝承館、富岡町歴史民俗資料館）のうち、大熊町民俗伝承館の1資料のみがこの基準を超えて持ち出すことはできなかったが、残りの資料はすべて持ち出すことが可能な線量であった。大熊町民俗伝承館のこの資料は、そとに空いた換気扇の近くに放置さ

れていたためと推定される。

作業にあたった作業員の安全対策については、まず基本的にタイベックスーツ・マスク・手袋等を着用した上で警戒区域に入り、区域外に出る前には、スクリーニングを行い、放射性物質などが付着し衣服に残っていないかを確認した。また、室内の放射線量が  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  を超える場合、作業を中止にすることとした。これは、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(厚生労働省 2012.6.15)により、 $2.5 \mu\text{Sv/h}$  を超える場合は、特定線量下業務に従事することになるため、それを基準としたためである。また「公益目的の一時立入りにおける注意事項」(原子力災害対策本部 2011.12.22)に従い、1回の立入り当たり、被ばく線量が  $1 \text{mSv/h}$  以内、1年間で  $20\text{mSv}$  を超えないよう規定されており、それに従った。今回の「持ち出しレスキュー」は、いずれもこの基準以下であった。一例では2012年に延べ11日作業した博物館職員の累積被ばく量は  $44\mu\text{Sv}$  であり、 $20\text{mSv}$  に比べ圧倒的に低かった。作業自体は安全であったと考えるが、今後の推移は注意して見守らなければならない。なお施設外は、 $3 \sim 5 \mu\text{Sv/h}$  と比較的線量が高かったが施設内は、 $0.5$  程度と低い傾向があった。これは、博物館が密閉性が高い施設であるということによると思われる。

(大熊町民俗伝承館での作業員の集合写真スライド) 今回のレスキューでは、まず先に紹介した「福島県被災文化財等救援本部」から、学芸員を含む被災地の教育委員会の関係者、福島県文化財課職員、福島県立博物館職員等が派遣され、国の救援委員会からは事務局のある東京文化財研究所の職員、東京国立博物館職員、九州国立博物館の職員などが派遣された。また日本博物館協会を通し、他県の博物館学芸員も派遣された。延べ50人に上る。

持ち出しレスキューでは、まず資料の扱いにくわしい作業員が、専門分野ごとに資料を梱包し、それを、運びやすいように一か所に集める作業を行った。運搬には国に提供してもらった資材運搬用トラック「飛鳥号」が大活躍した。

(レスキューを行った警戒区域のその他の施設では、まず大熊町民俗伝承館は、図書など、資料が床に散乱したままになっていた、さらに富岡町歴史民俗資料館は、レスキューに入った時点で、カビの繁殖が激しかったなどの特徴があった。)

警戒区域資料館からの搬出資料は、昨年8月1日から11月21日まで、双葉町歴史民俗資料館で、計5回、搬出資料330箱(約  $60 \times 40 \times 15\text{cm}$  のコンテナ換算)、大熊町民俗伝承館で、計7回、搬出資料550箱、富岡町歴史民俗資料館で、計6回、搬出資料360箱以上である。3施設で合計18回、搬出総量は約1240箱となった。このうち大熊町はほぼ資料持ち出しが終了し、富岡町もかなり終了したが、双葉町は、まだ収蔵資料全体の20%程度しか持ち出せていない。これから、残りの資料の搬出も進めなければならないと考えている。

持ち出された資料は、相馬市の旧相馬女子高校に一時保管されている。ここは学校の統合により廃校となったが、校舎がそのまま残っていたので、保管場所として適当と判断された。保管環境は、できるだけ博物館の収蔵庫に準じた環境にするように努めた。まず盗難対策として、校舎入口に機械警備を設置し、教室ごとに施錠した。温度については、 $22^\circ\text{C}$ 前後になるべく保てる環境を欲したが、これは実質的に不可能であった。ただし、3階建て校舎の1、3階部分を断熱層とみなし、2階部分を中心に収蔵施設として使用することとした。(なお相馬女子高校の一階には、津波のガレキの中から見つかった家族の写真、卒業証書、位牌など多種多様なものを、相馬市が展示し、持ち主を探している。)

また日光の侵入を防ぐため、窓に段ボールや発泡スチロールを張った。さらに除湿機を使って湿度を60%前後になるべく保つようにした。カビが発生したものあるいは発生のおそれのあるものは、一か所に集めて燻蒸したが、カビは、相馬女子高に運ばれる以前に発生したものである。「持ち出しレスキュー」が遅れ、昨年8月までの約1年半の間、(空調のない)資料館の中に放置されていたためであると考えられる。今後、このカビを除去する作業が大変になってくると思う。

現在、防虫対策としてトラップを設置し、環境調査を月に1回程度、これまで9回実施している。調査では、福島県立博物館職員が温・湿度計を計測し、有毒ガスの検地等を行いながら、環境が安定しているかどうかを調べている。

(旧相馬女子高校での3回の資料搬入作業には、福島大学の学生等のボランティアの協力があつた。レスキューを実施した3つの資料館に、それぞれ2教室ずつあり、保管している。)

現在、資料の確認と整理作業を行っている。資料1点ずつ写真を撮影し、その画像を保存しつつ、資料データを入力している。作業予算は、総額約1億円である。福島県教育委員会による2012年度「福島県被災ミュージアム再興事業」(文化庁の補助事業)で、県も半分負担で実施している。現在、資料の保管・整理を福島県文化振興事業団に業務委託し、事業団(福島県歴史資料館)の職員が常駐し、作業員を雇用し資料の確認、撮影、リスト作りを実施している。

一時保管施設である旧相馬女子高校舎内の資料は、2013年度には、新たに白河市の福島県文化財センター白河館（通称「まほろん」）敷地内に建設されるプレハブの仮保管施設に移送し、整理作業を実施する計画になっている。しかし、この仮保管施設も耐用年数が3～5年であり、収容能力も高くない。将来的には、収集・除染・薫蒸・整理・保管・活用が一貫してなされる恒久的な施設が必要と考えている。恒久的な施設は、太平洋岸の被災地の近辺に建設。震災の記録も収集し、地震や津波などの自然災害に対する科学的理解と防災意識の向上に役立てる博物館としたい。

博物館は地元の研究団体や大学等と協力しながら、郷土の動・植物、地層の中の化石や鉱物、そして地形などの郷土の自然を、調査・収集し、標本化し、それらを研究することで価値の創造をしていく。その結果、郷土の大地の成り立ちや過去から現在までの環境の変化が明らかとなり、それを土台として自然と共生した生活、独自の文化が醸成される。これらは、郷土のオンリーワンである。地域住民も参加したこれら研究活動により、郷土のオンリーワンが地域のアイデンティティ創出の元となり、ふるさとの誇りとなっていく。また一部は、観光資源ともなる。博物館は、市町村からの人材派遣や財政支援を受けながら、地域のもつ自然の価値の住民への普及、住民による博物館活動への参画などにより地域住民と交流しながら、地域住民が主体的に文化を創造し、地域を活性化していくことを支援する。自然史標本については、このように地域文化創造の一つの基盤となっているという点から、文化財の一部と考えている。人文系資料も、基本的には同じ図式で語ることはできるはずである。

震災後に行った普及活動の一例として、昨年開催した「恐竜時代のふくしま」展では、救済した資料も展示し、来館者に、このようにすばらしい資料があることを紹介し、また南相馬市博物館で移動展も行った。さらに、福島サイエンスプラットフォームという科学系のネットワークがあり、そこの連携で、南相馬市で化石クリーニングを体験してもらい、地域の文化を知ってもらうことに努めた。（南相馬市では、まだ6割の子どもたちしか、避難先から戻っていないという現状がある。）福島県では、浜通りから中通りそして会津のほうまで避難し、仮設住宅に暮らす人たちがたくさんいるが、会津若松市周辺にも檜葉町の子供たちがたくさん避難しており地元の学校に通っている。その子供たち向けに、阪神淡路大震災への支援に対するお礼ということで、全国を巡回している兵庫県の人と自然の博物館と協力しながら、化石を紹介する活動を行った。

将来の展望として、まず今後は、博物館等の文化施設だけでなく、個人所蔵の被災資料の調査、救出についても進めたい。ただし、先ほども紹介したように、博物館施設内では安全に作業できたが、一般の家屋では、ひょっとすると高い放射線量が存在するかもしれないため、そのことに注意を払いながら進める必要がある。次に、恒久的な博物館施設が必要で、震災を記録して、地震や津波などの自然災害に関する科学的な知識や防災に対する意識の向上に役立てるものにした。被災した地元の博物館学芸員の多くが、（分散するよりも）一つの大きな博物館を創った方が、多くの資料も受け入れられるし、学芸員の働く場所もできると、期待している。さらに、被災地の文化財の保全活動は、行政による被災地域の復興支援の一環として展開されるべきであり、復興支援は、インフラの普及や生活の復興だけではなく、文化財の復興を含む文化的な復興がとても重要であることを認識してほしいと考えている。現在、被災地の南相馬市の博物館では、正規職員がすべて復興のために出向いていて、博物館には戻れない。博物館には、嘱託職員2名が残っているのみである。博物館職員は、できれば文化行政に戻ってほしいと考えている。また、地域の文化施設が核となって、文化財の重要性の普及や地域の復興を支援する文化的事業を進めたいと考えている。ただし、一過性のもてはいけぬ。また、受け入れる現地のことを考慮し進めなければならない。現地が望むものややっていかなければならない。最後に、今回機能したレスキューのネットワークを今後も維持し、災害時に対応できるシステムとして発展させたい。

## 5. 総合討論

司 会：まず講演に補足することがあればお話しください。

熊谷氏：陸前高田市の博物館は、資料の99%は市民の寄贈で、「自分たちの博物館」という意識が市民に強くあります。レスキューのスタッフのうち3人は、私も含め高校時代から係ってきた人が多く、私が簡単な指示をするだけで、的確に動いてくれます。当初は、外に支援を求める、という意識すらありませんでした。ただ、吉田家文書があったので、一関市立博物館、岩手県立博物館に依頼しました。実際に救援に来てくれるようになってから、「(外に)頼っていいんだな」と初めて自覚するようになりました。その後は、我々、県博、救援委員会の3者が役割をそれぞれ確認しながら、作業の道筋をつけてき

ました。現在、今後、何をすべきかは、ほぼ明確になってきています。したがって、3月に救援委員会は解散することになりますが、それに戸惑うことなく進めることができる状況までにしていただきました。

大石氏：日本の博物館には、さまざまな問題があり、90年代あたりから博物館界や関連の学会で、盛んに議論されるようになったが、未だにその問題は根本的に解決されているわけではない。平時に何を備えるのか、ということを考える上で、日本の博物館にあるこれら様々な問題をしっかりと解決しておくことが大切であると考え。なぜなら災害が起きると、これまで存在していた「良いこと」も、また「悪いこと」も、(平時よりは)増幅して現れるからである。たとえば普段からやっておくべきこととして、様々な連携がある。有事には、これら普段のお付き合いが、大きな力になって現れる。他方、悪いことは、たくさんあるが、とにかく一つ一つ、それらを取り除く努力を平時からしておくことが大切であると考え。

竹谷氏：最近当館では、無形文化財の復興をどうするか、というテーマで議論があった。仮設住宅などでも、個人情報保護の観点からあまり公表はされていないが、うつ病になったり、自殺したりということも多いらしい。そのような人達にとって、お祭りなどの復活はとても大きな生きる力になるらしい。人は住む場所や食べるものが与えられるだけではだめで、生きがいのある仕事とか文化的なものが必要である。

また原発被災地に戻りたいか、というアンケート調査を行うと、被災直後は50%以上の人が「戻りたい」と答えていたが、その後、実際に戻れないのではないかと意識が広がる中、「戻りたい」という答えが次第に減ってきている。博物館は、地域のアイデンティティを保持するために重要である、ということ述べたが、戻るよりは新しい場所での生活を選択する人たちが増えてくれば、それもまたむなしく響く気がする。原発が将来的にどのように収束していくのかというビジョンがないと、文化を含めた被災地の復興は進まない。

会場：壊滅的な被害を受けた陸前高田市立博物館の建物はさほど古くなかったように思うが、なぜ津波被害が予想される場所に立地してしまったのか。また今後、災害に強い博物館を作っていくためには、どのようなことが必要なのか。さらに今後、博物館を再建するとしたら、どのような場所になるのか。

熊谷氏：なぜあの場所に立っていたのか、というご質問ですが、震災前の陸前高田市のまちづくりの想定は、チリ地震津波でした。市立博物館の海側には窓がない構造になっていたのもその想定によるものです。しかし、実際はその想定を超える津波が建物を超えて押し寄せ、引き波で破壊されてしまいました。今後の再建場所は、計画では、もう少し山側には移転しますが、それでも浸水区域内に入ります。その場合、土地を重上げし、また堤防もこれまでよりは高くなるとしても、今回のような規模の津波が襲ってきたら間違いなく被害を受けるであろうと考えられます。そこで、建物1階をギャラリースペースなどとして、資料の多くは2階・3階に納めるような工夫が必要だろうと考えています。また、旧生小を第2収蔵庫的に活用することも考えています。

大石氏：想定を地質学的なタイムスケールで遠い過去にさかのぼることが大切ではないだろうか。低頻度大規模災害の視点を世の中がどのように持つかが大切。災害に強い博物館のためには、まず資料データを安全な場所に保管する仕組み、他の博物館に保管するとかクラウドを利用するとかが必要である。展示施設と収蔵庫は分けて立地するなどが必要で、最終的には建物ごとの移転がもっともよいと考える。

竹谷氏：ハード面については、建物の老朽化により被害は大きくなる。同じ場所に立地していても、南相馬市博物館の建物は新しく大きな被害はなかったが、鹿島歴史民俗資料館は、建物が古く、大きな被害を受け、結局廃館することになった。さらに、建物が立地する土台としての土地の強度も重要である。石炭化石博物館は、建物は新しかったが、脆弱な土地に立地していたため、被害を受けてしまった。ソフト面では、大石さんが指摘していたように、データベースの他の場所での保管が重要である。ただし浜通りの資料館を訪ねたが、ちゃんとしたデータベース自体を作っていないケースも多かった。学芸員が一人ぐらゐの博物館では、これまでデータベースを作るなどということは、難しかったのだろう。今回の震災を機に、そのような博物館においてもデータベース作りが進むよう支援することが大切ではないか。作成されたデータベースについては、博物館どうしで共有できるようになっていけばよい。その共有は、有事だけではなく、日常的にも相互の展示に活用できるなど、有効ではないか。また、(学芸員どうし館どうしの)ネ

ットワークづくりは、平時の備えとして、とても大切である。

会場：相互援助協定の話があったが、助けに行こうと思っても、相手先が全滅していれば、依頼することもできない。岩手では、そのような協定の話は進んでいるのか。

大石氏：具体的にはまだ進んでいない。ただし、やる気になれば難しくないという意味で述べた。心の底では考えていることであり、障害はそんなにならないと思うが、どうか。やれるところからやればいいのではないか。

司会：千葉県においても議論していて、博物館を所管する部署の問題、民間と公立の関係の問題等、個別に詰めていかなければならないと考えている。いずれにしても、千葉県においても総合援助協定のようなものは必要であると考えている。

会場：資料に熱心な学芸員がいる半面、資料標本にかかわらない学芸員も多い。博物館職員の資料に対する温度差は、有事には解消され、共通の価値観の基に一体となった行動がとれるものか。

大石氏：現場では、そういう温度差はなかった。

司会：人命救助だとか被災者の救援を行っているときに、資料を救済する心理的圧力は？

大石氏：着手自体に、我々には躊躇はなかったが、「そんなことをやっている暇があったら、・・・」ということ言われた職員はいた。（被災者の感情を考え）文化財レスキューについての記事についても、記者に少し押さえてもらうということをやったことはあった。

熊谷氏：庁内では、ありませんでした。しかし、文化財レスキュー自体が市民権を得ていないため、非常に混乱した被災現場にあっては、「そんなものを探すよりは、人を探せ」といわれたこともあります。ご遺体捜索や瓦礫処理は、消防や警察、自衛隊など、多くの方が当てられています。文化財レスキューができるのは我々しかいません。地震から2、3週間後、着手した時点では、瓦礫撤去とご遺体の捜索に主軸が置かれていました。また、被災者の方々も自分の家があった場所から茶碗や位牌や写真などを一生懸命に探していました。それと同じでことで、博物館資料は陸前高田市の記憶であり、そのレスキューに負い目を感じる必要はないと考えます。ただし、このような大規模災害においては文化財を救うという意識は、まだまだ一般化していないと感じました。

竹谷氏：福島では、文化財レスキューが行われた時間と場所が、被災者の救援の時間や場所と交錯しなかったということだった。

会場（救済に携わった博物館職員）：現地に行って活動に参加した人間の間（資料救済の意義に関する）温度差は生まれませんが、東京などの遠隔地では、活動に参加した人と参加しなかった人との間に温度差は生まれる。たとえば、学・協会などで被災館の支援に関する提案をすると、その博物館やその学芸員が、学・協会の加盟館や会員であるのか、という質問が必ず出される。加盟館や会員ではない館を救うために、お金や人を提供するという問題をクリアするのは、簡単ではない。しかし逆に、加盟館や会員であれば、学・協会の支援に関する障害はかなり取り除くことができる。自分が所属する地域でなくても、たとえば、西日本学芸員ネットワークや岩手県学芸員ネットワークに加入することで、有事の際に救援してもらい理屈を立ててもらいやすくすることができる。学・協会が、加盟会員や団体を有事の際に救援することは当然である、という意識が定着することが大切である。

また一般に多くある誤解の一つは、自然史標本は、救済するよりも再度採集すればいいという意識があるのではないか。人文系の方の中に多いかもしれないが、自然史研究者の中にも、そのような意見をもつ人たちが時にいて、公の席で突然そのような発言をされ、一般に誤解を与えてしまう場合がある。しかし、再度採集するものは、過去に採集したものと、基本的に別なものであり、別な情報をもっている。たとえば、過去に採集した標本だから、現在の標本とは異なるDNAを持っており、またその内部の同位体には、現在とは異なる過去の気温を記録している。再度採取すればよい、というものではない。

また（特異な例として）、資料を採集し博物館に寄贈した人自身が、被災した自身の資料の救済を断るケースもある。たとえば、吉崎先生は、8万点の海藻標本を寄贈した3日後に、資料がすべて被災してしまったが、泥にまみれ汚れてしまった自身寄贈の標本を見て、救済する必要はないと言っていた。彼は、その美しさに魅了されて海藻を研究していたこともあり、後進達(若い研究者)が泥にまみれた汚損標本の修復、復旧に多くの時間を割かれて研究が滞ることよりも、その時間を使って新たな標本を収集し、研究を進展させることを望んだらしい。しかし寄贈を受けた側は、過去に採取された資料

自体に、大きな価値を見出しており、たとえ寄贈者からの意見だとしても、救済を止めるべきではない。

会 場：神社の祭礼など、無形民俗文化財、人の心の車輪の一つとなる。民俗行事の記録などを取っていると思うが、それをどのように活用しようと思っているのか。

竹谷氏：無形文化財に、心のよりどころを感じている人が多いと考えている。復活できるように記録を取って残しておくこと、それを復活させる場所の提供、仮設住宅など離れた場所での再演、失われた演示具を作りなおすなどの財政的な支援を行政に働きかけること、博物館はそのような支援ができるのかと思う。

会 場：自然史系と人文系の掛け合わせ、協働しあって展示等を行うことも必要ではないか。里山というキーワードなどを活用し、

熊谷氏：陸前高田市博物館には、国指定有形民俗文化財「陸前高田の漁撈用具」がありますが、これも三陸の海という自然があってはじめて生まれた人々の生活の産物です。海の自然があって、陸で暮らす人々の歴史が創られてきた証拠でもあります。本当の意味で、貝塚文化や漁撈文化を理解しようとするとき、その背景には三陸の自然の重要さということを理解しなければならないと思います。したがって、自然史の資料も含めて文化財という意識をもっています。当館では、人文系だから、自然史だからという区別はしていません。

今回の津波により、海が怖いという子供たちがいます。再建されるであろう新しい博物館では、単にこれまでの博物館を復活させるだけではなく、三陸の海の自然に支えられて我々の歴史があることを伝えつつ、それでも海は怖いんだということも示す必要があるだろうと考えています。

会場（中央博物館長）：熊谷氏の講演の冒頭にあった「この博物館の資料をもっていかないください」という手書きの掲示に象徴されるように、平時から博物館資料が大切であるというこの理解を広め・深めることが重要である。

以上





## 5 実行委員会会議事録

### (1) 第1回

【日時】 平成25年9月13日(金) 10時30分～11時30分

【会場】 千葉県立中央博物館 会議室

【出席者】 堀田委員長(千葉県立中央博物館)、太田副委員長(千葉県立関宿城博物館)、中里委員(千葉県立美術館)、岡田委員(館山市立博物館)、清藤委員代理(八千代市立郷土博物館:森副主幹)、萩原監事(千葉県教育委員長教育振興部文化財課) 平野事務局長(千葉県立中央博物館)、高梨・乃一事務局員(千葉県立中央博物館)

【会議次第】 1 開会  
2 委員長挨拶  
3 委員紹介  
4 議事  
(1) 文化庁補助金事業「博物館資料を次世代に引き継ぐシステム構築」の概要について  
(2) 平成25年度資料の実施計画について  
5 その他  
6 閉会

#### 【配付資料】

資料1 平成25年度第1回千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会次第

資料2 千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会委員名簿

資料3 平成25年度第1回千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会座席表

資料4 千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会規約

資料5 平成25年度文化芸術振興費補助金(地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業)交付申請書

資料6 平成24～25年度千葉県立中央博物館・千葉県博物館協会連携事業「博物館資料を次世代に引き継ぐシステム構築」事業概要

資料7 平成24～25年度千葉県立中央博物館・千葉県博物館協会連携事業「博物館資料を次世代に引き継ぐシステム構築」平成25年度の事業の進め方について

#### 【会議の成立】

8名の委員のうち、代理を含め7名が出席のため(井内委員(DIC 川村記念美術館)は欠席)、千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会規約第6条第2項の規定により、平成25年度第1回千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会は成立。

#### 【議事概要】

事務局が資料5、6を基に「文化庁補助金事業『博物館資料を次世代に引き継ぐシステム構築』の概要」、資料7を基に「平成25年度資料の実施計画」について説明し、以下の議論があった。

堀田: この様な、博物館資料救済について、他県の事例はどうか。文科省や文化庁といった国の組織が、大枠を示し、それに基づいて各県が取り組んでいるのか。

事務局: 東日本大震災に際しては、文化庁が東京国立文化財研究所を介して、日本博物館協会などの既存のネットワークを活用して救済活動に当たったが、これを機に、各県に対して救済組織を構築するよう具体的な指示を出している訳ではない。県単位で自主的に動いているところとしては、兵庫県や山形県等があるが、その様な県は、まだ少ない。また、広域では、関東地区の博物館協会や、国立歴史民俗博物館と江戸東京博物館が中心となった歴史民俗系の博物館のネットワークも設立されている。ゆくゆくは、それらがさらにネットワークを組み、ネットワーク同士がネットワークを組む全国的な体制になっていくと考えている。

太田: 災害にも色々な場合があり、規模も異なる。救済のシステムは、災害をいくつかに類型化し、その上で、個々の場合の対処を検討するのがよいと考える。

中里: ここでいう被災とは、震災に限ったことか、それともあらゆる場合をさしているのか。

事務局: まず中里委員が指摘の被災であるが、ここでは、一つの博物館が自力での回復・復旧が不可能となった状態を想定しており、原因となる災害は、火事等の単館レベルのものから、震災等の広域規模のものまで、あらゆる場合がある。次に、太田委員が指摘の災害の規模に応じた対処であるが、おそらく、県内の組織が独力で対処できるのは、火事等の局地的な災害までであり、震災等の広域災害の場合は、県外あるいは全国的な組織に支援を求めないと、救済は行えないと考えている。このため、救済システムを取り纏める上では、災害を、局地災害と広域災害の二つに分け、それぞれの場合における対処を検討したいと考えている。

堀田: 資料6のアンケート集計を見ると、被災館から資料を引き揚げた際、回収資料を一時保管するスペースが、どこの博物館にも十分に無いようであるが、この点については、博物館に限らず、図書館などの社会教育施設や廃校等の活用も考えてはどうか。

事務局: 指摘の点、並びにその対処については、事務局も認識しており、本年度の県内博物館学芸員会議の中で、博物館以外で回収資料の保管場所となりうる施設の詮索や、そこを所管する部署

との調整等についても検討したいと考えている。なお、東日本大震災の岩手県陸前高田市立博物館の事例においても、廃校が博物館の代替施設として利用されている。

萩原：資料6の千葉県の博物館資料レスキュー体制(案)に記された一次レスキューにおける課題に「企画展の中止も検討する」とあるが、これは、被災者、救済者のどちらの場合であるか。また、各館の基本情報を示した表にも、館によっては、空欄があるが、どう理解すればよいか。

事務局：企画展の中止を検討するのは、救済者側である。東日本大震災に際し、岩手県博では、翌年度に予定していた企画展を中止し、それに割く予定であった予算とエネルギーを、陸前高田市立博物館等の救済活動に充てたと聞いている。表については、時点資料として理解していただきたい。未回答の館もあれば、事務局の記入漏れもある。不備な点は、今年度の会議の中で整備しなおし、将来的には、学芸員情報などは、人事異動を反映させて年度更新して行くようにしたい。

萩原：資料6の各館情報は、我々が救済を考え、行う上で極めて有効な情報源となるので、しっかりと整備してもらいたい。再び、表の中身の話になるが、昨年度のシンポジウムでは、標本台帳情報は、電子データなら、外部サーバーでも保存すること、並びに、紙媒体なら、複写を他館にも預けるなど、複数の場所での保管、これが救済を受けるに際しても、行うに際しても極めて有効であるとの提言があった。しかし、表を見る限り、それが実践できている館は、極めて少ない。この状況の改善についても、本事業の中で啓発していくべきと考える。

中里：同感である。今の議論は、ソフト面、ハード面、併せて対処を望む。

事務局：指摘の点は、本年度の検討課題に加える。

太田：今年度の事業として、県内博物館の地域ブロック化が挙げられているが、互いに連携を深めるという上では、良いことだと思う。

事務局：実際に救済を行うとなると、互いの博物館を良く知っておかないことには、機能的な活動が行えない。それには、平時の連携が重要で、ブロック化は、有事には救済活動の基本単位となるが、平時には、互いの理解を深める交流の単位として機能させたいと考えている。この点において、君津地域の博物館が活発な活動を行っていると聞いているので、そちらも参考にし、有事に備え、平時のブロック単位での館間交流を県下全域に波及させたいと考えている。

#### 【承認事項】

「博物館資料を次世代に引き継ぐシステム構築」事業について、事務局案で平成25年度事業を推進することが承認された。

以上

## (2) 第2回

【日時】 平成25年12月13日(金) 14時00分～15時00分

【会場】 千葉県立中央博物館 会議室

【出席者】 堀田委員長(千葉県立中央博物館)、太田副委員長(千葉県立関宿城博物館)、中里委員(千葉県立美術館)、岡田委員(館山市立博物館)、清藤委員代理(八千代市立郷土博物館：森副主幹)、萩原監事(千葉県教育委員長教育振興部文化財課) 平野事務局長(千葉県立中央博物館)、高梨・乃一事務局長(千葉県立中央博物館)

#### 【会議次第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議事
  - (1) 平成25年度事業の進捗状況及び今後の予定について
- 5 その他
- 6 閉会

#### 【配付資料】

- 資料1 平成25年度第2回千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会次第
- 資料2 平成25年度第2回千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会座席表
- 資料3 「博物館資料を次世代に引き継ぐシステム構築」平成25年度事業の進捗状況(中間報告)
- 資料4 平成25年度第1回県内博物館学芸員会議報告要旨
- 資料5 平成25年度第2回県内博物館学芸員会議報告要旨
- 資料6 平成25年度第3回県内博物館学芸員会議報告要旨
- 資料7 平成25年度第1回県内博物館学芸員会議議事録
- 資料8 平成25年度第2回県内博物館学芸員会議議事録
- 資料9 平成25年度第3回県内博物館学芸員会議議事録

#### 【会議の成立】

8名の委員のうち、7名が出席のため(井内委員(DIC川村記念美術館)は欠席)、千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会規約第6条第2項の規定により、平成25年度第2回千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会は成立。

## 【議事概要】

### (1) 現在までの事業の状況について

事務局が資料3～4を基に文化庁補助金事業「博物館資料を次世代に引き継ぐシステム構築」について、現在までの事業の概要及び進捗状況、報告書の構成案について説明し、以下の議論があった。

清藤：有事に各館が機能的に連携して救済活動を行うために、平時に館間交流を行い、相互に理解を深めあうとの趣旨はよく理解でき、必須の事と考えるが、平時の交流については、具体的にどのような活動を想定しているのか。また、公立館職員の場合、有事に救済活動で他館へ出向くためには設置者の理解が必要だが、その点について、公立館設置主体の市町村に対して報告書を送付する際に単なる「送付」ではなく「配慮していただく」などを依頼することも必要と思うが、どのような働きかけを行うのか。

事務局：平時の交流については、各ブロックで、ブロック内の全館が集まる機会(ブロック会議)を、最低でも年1回は設けてもらいたいと考えている。ブロック会議の内容や活動は、各ブロックの自主性に任せるが、基本的には、互いの施設を訪問しあい、職員や保管資料に関する情報を共有し、親交を深める場としてもらいたいと考えている。また、各ブロックの代表者による会議を、県博協総会時に開催し、ブロック間の調整や情報共有が図られればとも考えている。報告書の中では、そのための旅費等の予算処置についても、県博協に提案したいと考えている。

公立館の職員が動きやすい体制については、設置者への報告書の配布だけではなく、県教委から市町村教委に対して協力要請の文書を出してもらおう方向で、調整を進めている。

堀田：市町村への協力依頼の文書は、通り一遍の表現では、なかなか伝わらない。具体的に踏み込んだ記載や依頼が必要であろう。

事務局：防災計画に盛り込んでもらいたい旨の依頼を行ってもらいたいと考えている。

萩原：現状では、県内市町村の防災計画には、文化財や美術館・博物館資料の救済に関する文言が盛り込まれていない物が圧倒的多数である。この状況の改善には、県から市町村に対して依頼や指導を行うだけでなく、館側から設置主体に対して、防災計画の中に博物館資料救済を盛り込んでもらえるよう積極的に要望を行う事も重要である。

太田：県と館の両方から防災計画の設置者に対してアクションがあれば、計画を見直す良い切っ掛けとなる。

清藤：地域防災計画の中では、住民の安全やライフラインの復旧、確保が優先され、博物館職員も、自館資料の救済よりも、そちらの任務に当たらなくてはならない。

事務局：被災ブロックの館職員が当該市町村の防災活動に従事するのは当然であり、その際、非被災ブロックの館職員が、代わって被災館及び被災ブロックの資料救済を行おうというのが本事業の趣旨である。

堀田：資料4には、「千葉県のある行政区画に基づいた」という一文があるが、この表現については、正しいかどうか疑問がある。また、より良い理解を得る上では、救済活動の流れをビジュアルに訴えるフロー図で示すことは、良い考えと思うが、資料5の状態では、詰り過ぎて見づらい。この図をそのまま報告書に載せることを考えているのであれば、A3版に拡大するなど、工夫はできないか。

事務局：資料4～6は、学芸員会議の要旨を纏めた時点資料である。報告書を編集する際、用語や表現等については再確認する。また、救済活動の流れについては、文書での説明とフロー図の併用や、「情報の集約」、「一次救済」等の項目ごとにフロー図を分割するなど、見やすさを考慮した編集を行うよう心がける。

中里：大規模災害発生時には、初動の時点で多くの混乱が生じる。機能的な救済活動を行うためには、的確な情報をつかむ必要があり、災害発生時における被災報告については、様式を定めて置くことが肝要と考える。

堀田：同感である。県博が文化財課への報告に使用している「事故・災害等の状況報告」程度の物は用意しておいた方がよい。

事務局：了解した。報告書の中で様式を提案する。

堀田：県博協地域振興委員会としての意見はどうか。

太田：地域振興委員会は、事務局、学芸員会議と連携しながら、本事業を進めてきたので、本日の事務局説明には、特に異論はない。今後、委員会の役割として本事業の趣旨を県博協中でしっかりと説明し、役員、加盟館園の理解を得て行きたい。

岡田：現時点の状況については、太田委員と同意見である。大切なことは、県博協として事業を引き継いだ際、本事業による提案に実効性を持たせることで、地域振興委員会としては、そのために、各館が主体となって各市町村(部局・教委)の理解を求めていく体制の整備に努力していきたい。

(2) 今後の予定について

事務局が資料3を基に、報告書発行に向けての今後の予定について説明し、特に質疑は無かった。

【承認事項】

本事業報告書については、本日の検討を踏まえ、資料6の構成で、資料3の日程計画の下に刊行を目指すこととする。

【その他】

事務局が、11月末に、文化庁より6月14日付けの正式な交付決定文書が届いたことを報告した。また、補助金の支払いについては、事業終了後の一括清算で事務処理を行いたい旨説明し、理解を得た。

以上

(3) 第3回

【日時】 平成26年2月28日(金) 10時30分～11時30分

【会場】 千葉県立中央博物館 会議室

【出席者】 堀田委員長(千葉県立中央博物館)、太田副委員長(千葉県立関宿城博物館)、中里委員(千葉県立美術館)、岡田委員(館山市立博物館)、清藤委員代理(八千代市立郷土博物館:森副主幹)、橋本委員(DIC 川村記念美術館:井内委員後任(平成26年1月1日～))、萩原監事代理(千葉県教育委員長教育振興部文化財課:植野副主幹) 平野事務局長(千葉県立中央博物館)、高梨・乃一事務局員(千葉県立中央博物館)

【会議次第】 1 開会  
2 委員長挨拶  
3 委員紹介  
4 議事  
(1) 報告書(案)について  
(2) その他  
5 その他  
6 閉会

【配付資料】

資料1 平成25年度第3回千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会次第

資料2 平成25年度第3回千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会座席表

資料3 千葉県博物館資料救済ネットワークの構築に向けてー博物館収蔵資料を次世代に引き継ぐシステム構築報告書ー(案)

資料4 報告書(案)新旧対照表

資料5 報告書(案)修正履歴

資料6 報告書配布計画

資料7 平成25年度第4回県内博物館学芸員会議議事録

【会議の成立】

全委員が出席のため(萩原監事(千葉県教育庁教育振興部文化財課)は代理)、千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会規約第6条第2項の規定により、平成25年度第3回千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会は成立。

【議事概要】

(1) 報告書(案)について

事務局が資料3～4を基に、県内博物館学芸員会議で検討を重ねた報告書(案)について説明し、追加修正、印刷、発行の可否について諮った。

中里: 別添1の「千葉県博物館協会「博物館資料救済体系構築決議」(案)」については、日付を空欄に。

事務局: 了解した。

太田: 頁番号については、綴じこみ頁の裏など、白紙の頁についても割り付けるべき。

事務局: 資料3 報告書(案)の頁番号は校正用の仮打ちであり、本印刷の際には、指摘のとおりに対処する。

植野: 「3 博物館資料救済体系(案)(2)県内博物館の地域ブロック化」の図表中には、収録漏れの市町村があるので、遺漏がないように修正されたい。

事務局: 了解した。再確認して修正する。

堀田: 東日本大震災以降、多くの県で、本事業と同様の検討がなされていると思うが、千葉県(本事業)の進行状況は、他県と比較してどうか。

事務局: 東日本大震災で大きな被害を受けた東北各県、中越地震を経験した新潟県など、過去に大きな震災等を経験した県、あるいは静岡県(東海地震)など、将来的な震災の予測がなされてい

る県では、既に文化財救済のシステムが完成し、運用されている。一方、その他の多くの地域では、これからという県が多い。関東圏では、埼玉、神奈川が今年度に検討を開始したところであり、千葉県は、最も先進的である。また、県の博物館協会が主体となっているという面では、全国初の試みである。

堀田：本事業は、博物館資料に限定した救済システムであるが、広く在野の文化財まで含めた救済システム構築への展望はどうか。

事務局：事務局としては、平成 21 年度に作成した「千葉県文化財救済ネットワークシステム(案)」が実働に至らなかった反省を踏まえ、救済対象を博物館資料に限定した本事業を数年間運用し、救済に関する県博協内の連携体制が軌道に乗った所で、次のステップとして、県博協各加盟館園、文化財の所管者(県や市町村の教委)等とも調整を図りつつ検討して行くことが望ましいと考えている。

橋本：本事業で検討したシステム(案)の、実質的な開始時期(施行)はいつか。

事務局：本事業は、県博協が主体となって行うもので、事業の開始は、平成 26 年度総会で議決された後となる(総会は平成 26 年 5 月末頃の予定)。その際、関連する諸事業の調整等の実務は、地域振興委員会が担うことになる。

堀田：意見も出尽くしたので、報告書の内容については、本日の検討を踏まえ、事務局に一任と言うことでよいか。

委員：了承。

事務局：報告書については、本日示した案に、各委員からの修正意見を反映させた物を成案とし、印刷原稿とさせていただきます。なお、報告書案中の別添 3 要項の様式 1、2 については、最終行の\*印の注意書きがカラー印刷を想定した表現となっているので、白黒印刷でも通じるように、記述を改める。

#### (2) その他(報告書の印刷、配布について)

事務局が資料 3、6 を基に、報告書の完成予定が 3 月中旬であること、印刷部数が 300 部であること、完成次第県内の美術館・博物館等、行政機関に約 220 部を配布し(年度内)、残りの約 80 部は県博協事務局に引き継ぐ予定であることを説明した。

植野：報告書は、県内の大学や任意団体の救済ネットワーク等にも配布をしてもらいたい。

事務局：大学や任意団体に限らず、今後、他県等からも配布要請を受ける可能性があるため、それらについては、県博協に残部を引き継いだ後、そちらで対処してもらう予定である。

堀田：他、質問等が無いようなので、印刷配布は、事務局に任せるということで、よいか。

委員：了承。

#### 【承認事項】

報告書については、資料 3 に本日の検討を踏まえた修正を加えた物を成案とし、印刷する。完成後は、資料 6 に示された事務局案に従い、関係機関等へ速やかに配布する。

#### 【その他】

報告書の発送が終わった時点で、文化庁に実績報告書を提出する。この審査に約 1 カ月を要し、補助金が支払われるのは、その後の 4 月下旬となる。

本日午後、中央博物館講堂において行われる平成 25 年度千葉県美術館・博物館等職員研修会(県教委主催)において、事務局が本事業の趣旨説明を行う。

以上



平成 25 年度文化庁地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業  
千葉県博物館資料救済ネットワークの構築に向けて  
―博物館収蔵資料を次世代に引き継ぐシステム構築報告書―

平成 26 年 3 月 14 日発行

発 行 千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会  
住 所 〒260-8682 千葉県千葉市中央区青葉町 955-2  
千葉県立中央博物館内  
電 話 043-265-3111

